

官報

号外
平成二十六年十月二十九日

○第百八十七回国参議院會議録第四号

平成二十六年十月二十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第四号

平成二十六年十月二十九日

午前十時開議

第一 サイバーセキュリティ基本法案(第百八十六回国会衆議院提出)

第二 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第百八十六回国会内閣提出衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件
一、裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

有村治子君、二之湯智君、松村祥史君及び魚住裕一郎君から裁判官弾劾裁判所裁判員を、片山さつき君、北川イツセイ君、佐藤ゆかり君、中川雅治君及び谷谷正明君から裁判官訴追委員を、山田俊男君及び眞山勇一君から同予備員を、それぞれ

辞任いたしたいとの申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(山崎正昭君) この際、欠員となりました裁判官弾劾裁判所裁判員四名、裁判官訴追委員五名、同予備員二名、またあわせて

皇室經濟會議予備議員、檢察官適格審査会委員、同予備委員各一名、国土審議会委員、

国土開発幹線自動車道建設會議委員各二名の選挙

及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序の変更を行います。

つきましては、これらの各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することとし、また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室經濟會議予備議員の職務を行う順序は、これを議長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員その他の各種委員を議席に配付いたしました氏名表のとおり指名し、職務を行う順序を決定いたします。

議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

議長の指名した各種委員は左のとおり

裁判官弾劾裁判所裁判員

岡田 広君

末松 信介君

関口 昌一君

荒木 清寛君

裁判官訴追委員

武見 敏三君

野上浩太郎君

山本 一太君

脇 雅史君

横山 信一君

同 予備員

福岡 資麿君 (第一順位)

石井 準一君 (第二順位)

同 予備委員

皇室經濟會議予備議員

伊達 忠一君 (第一順位)

檢察官適格審査会委員

野村 哲郎君

同 予備委員

石井みどり君 (野村哲郎君の予備委員)

国土審議会委員

鶴保 庸介君

吉田 博美君

国土開発幹線自動車道建設會議委員

岩城 光英君

林 芳正君

順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

井上 義行君 (第三順位を第二順位に変更)

川田 龍平君 (第二順位を第三順位に変更)

三順位に変更)

○議長(山崎正昭君) 日程第一 サイバーセキュリティ基本法案第百八十六回国会衆議院提出を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島九州男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念、国等の責務、サイバーセキュリティ戦略の策定、国として取り組むべき基本的施策等について定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長井上信治君より趣旨説明を聴取した後、サイバーセキュリティに関する施策の推進における国民の権利保護への配慮、国が行う情報提供及び助言の在り方、諸外国との連携に係る問題等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

二

共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百十四

反対

十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第二 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第百八十六回国会内閣提出衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丸川珠代君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(丸川珠代君登壇、拍手)

○丸川珠代君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百八十六回国会において衆議院より送付され、本院において継続審査となつていたものであります。

本法律案の内容は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法上のいわゆる無期転換ルールの特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、法律案提出の背景及び特例を定める意義と問題点、特例の対象となる高度専門労働者の要件の在り方、高年齢者に対する適切な雇用管理の在り方、雇用労働政策決定に当たつての労働政策審議会の役割等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して石橋通宏委員より反対、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

百五十三

反対

七十七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	山崎 正昭君
副議長	興石 東君
清水 貴之君	又市 征治君
石川 博崇君	竹谷とし子君
東 徹君	吉田 忠智君
河野 義博君	佐々木さやか君
藤巻 健史君	福島みずほ君
矢倉 克夫君	杉 久武君
堀井 巖君	儀間 光男君
横山 信一君	秋野 公造君

新妻 秀規君	平木 大作君
中西 祐介君	中原 八一君
柴田 巧君	真山 勇一君
若松 謙維君	谷合 正明君
山本 博司君	熊谷 大君
磯崎 仁彦君	上野 通子君
川田 龍平君	小野 次郎君
浜田 昌良君	山本 香苗君
長沢 広明君	磯崎 陽輔君
衛藤 晟一君	藤井 基之君
片山虎之助君	室井 邦彦君
寺田 典城君	荒木 清寛君
山口那津男君	魚住裕一郎君
西田 実仁君	世耕 弘成君
山谷えり子君	赤池 誠章君
長谷川 岳君	高階恵美子君
舞立 昇治君	三木 亨君
三宅 伸吾君	宮本 周司君
森屋 宏君	山下 雄平君
馬場 成志君	羽生田 俊君
二之湯武史君	長峯 誠君
中泉 松司君	渡辺 猛之君
三原じゅん子君	藤川 政人君
若林 健太君	江島 潔君
井原 巧君	石井 正弘君
石田 昌宏君	牧野たかお君
石井 浩郎君	赤石 清美君
山田 俊男君	森 まさこ君
丸川 珠代君	丸山 和也君
石井 準一君	野上浩太郎君
岡田 広君	野村 哲郎君
愛知 治郎君	末松 信介君
中川 雅治君	有村 治子君
金子原二郎君	武見 敬三君

山崎 力君	鶴保 庸介君
関口 昌一君	伊達 忠一君
岩城 光英君	岩井 茂樹君
青木 一彦君	堀内 恒夫君
山本 太郎君	谷 亮子君
山田 修路君	渡邊 美樹君
糸数 慶子君	主演 了君
豊田 俊郎君	堂故 茂君
柘植 芳文君	滝波 宏文君
滝沢 求君	高橋 克法君
太田 房江君	大野 泰正君
北村 経夫君	大沼みずほ君
古賀友一郎君	上月 良祐君
酒井 庸行君	島田 三郎君
古川 俊治君	西田 昌司君
塚田 一郎君	佐藤 正久君
石井みどり君	佐藤 信秋君
福岡 資鷹君	吉田 博美君
松山 政司君	岡田 直樹君
松村 祥史君	山本 順三君
松下 新平君	猪口 邦子君
溝手 顕正君	柳本 卓治君
山本 一太君	林 芳正君
橋本 聖子君	木村 義雄君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
尾辻 秀久君	中曾根弘文君
森本 真治君	磯崎 哲史君
石上 俊雄君	浜野 喜史君
安井美沙子君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
西村まさみ君	徳永 エリ君
高野光二郎君	斎藤 嘉隆君
田城 郁君	難波 奨二君
江崎 孝君	有田 芳生君

島村 大君	野田 国義君
金子 洋一君	風間 直樹君
牧山ひろえ君	大島九州男君
相原久美子君	林 久美子君
佐藤ゆかり君	尾立 源幸君
大久保 勉君	白 眞勲君
足立 信也君	藤本 祐司君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
片山さつき君	藤田 幸久君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
櫻井 充君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	那谷屋正義君
山東 昭子君	直嶋 正行君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
田中 直紀君	羽田雄一郎君
郡司 彰君	榎葉賀津也君
浜田 和幸君	中野 正志君
田中 茂君	吉良よし子君
平野 達男君	アントニオ猪木君
渡辺美知太郎君	辰巳孝太郎君
吉川 沙織君	荒井 広幸君
江口 克彦君	和田 政宗君
倉林 明子君	蓮 舫君
広田 一君	藤末 健三君
中山 恭子君	薬師寺みちよ君
紙 智子君	田村 智子君
芝 博一君	柳澤 光美君
小林 正夫君	山田 太郎君
井上 義行君	大門実紀史君
仁比 聡平君	小見山幸治君
長浜 博行君	小川 勝也君
中西 健治君	松田 公太君
山口 和之君	井上 哲士君
小池 晃君	前川 清成君

北澤 俊美君 柳田 稔君
前田 武志君 江田 五月君
水野 賢一君 行田 邦子君
松沢 成文君 山下 芳生君
市田 忠義君

国務大臣 厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国務大臣 山口 俊一君

議長の報告事項
去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任 補欠
岡田 直樹君 石田 昌宏君
佐藤ゆかり君 石井 準一君
議院運営委員

辞任 補欠
石井 準一君 牧野たかお君
石田 昌宏君 岡田 直樹君
同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠
井原 巧君 宮沢 洋一君
脇 雅史君 鶴保 庸介君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会
理事 松山 政司君 (岡田直樹君の補欠)
理事 林 久美子君 (柳田稔君の補欠)
理事 水野 賢一君 (井上義行君の補欠)

同日政治倫理審査会において選任した会長は次のとおりである。
会長 伊達 忠一君 (脇雅史君の補欠)
同日政治倫理審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 関口 昌一君 (吉田博美君の補欠)
幹事 松山 政司君 (岡田直樹君の補欠)
幹事 柳田 稔君 (羽田雄一郎君の補欠)
同日原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会参第一三三号)は、「大塚耕平君外五名発議」が「大塚耕平君外六名発議」に訂正された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。
名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一〇号)
我が国のエボラ出血熱対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一一号)

我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二二号)
我が国の国連安保理常任理事国入りに取り組む政府の姿勢に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二三号)

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問主意書(荒井広幸君提出)(第二四号)
団体信用生命保険に関する質問主意書(荒井広幸君提出)(第二五号)

同日議長は、九月二十五日のスレイマン・テヒッチ・ボスニア・ヘルツェゴビナ議会民族院副議長の逝去に際し、ドラガン・チョーピッチ同国議会民族院議長宛弔意表明の書簡を発送した。

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員
辞任
浜野 喜史君 補欠
磯崎 哲史君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四号)

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

同日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十六年一月二十四日から同年九月二十八日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

同日内閣から、小規模企業振興基本法第十三条第四項の規定に基づく小規模企業振興基本計画の報告を受領した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任
中西 祐介君 補欠
大塚 耕平君 鶴保 庸介君
福山 哲郎君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

北方領土の現況等に関する質問主意書(江口克彦君提出(第一六号))

自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問主意書(田村智子君提出(第一七号))

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一八号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する質問主意書(有田芳生君提出(第一九号))

名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一〇号))

我が国のエボラ出血熱対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一一号))

我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一二号))

我が国の国連安保理常任理事国入りに取り組む政府の姿勢に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一三号))

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問主意書(荒井広幸君提出(第一四号))

団体信用生命保険に関する質問主意書(荒井広幸君提出(第一五号))

同日議長は、ジェラール・ラルシェ・フランス共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員
辞任
水野 賢一君 補欠
松沢 成文君

同日議長は、ジェラール・ラルシェ・フランス共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員
辞任
水野 賢一君 補欠
松沢 成文君

同日議長は、ジェラール・ラルシェ・フランス共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員
辞任
水野 賢一君 補欠
松沢 成文君

矢倉 克夫君 佐々木さやか君
横山 信一君 荒木 清寛君
松沢 成文君 水野 賢一君
小池 晃君 辰巳孝太郎君
平野 達男君 浜田 和幸君

行政監視委員
辞任
佐々木さやか君 補欠
矢倉 克夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会
理事 石井 準一君 (片山さつき君の補欠)
理事 岡田 広君 (北川イツセイ君の補欠)

理事 馬場 成志君 (青木一彦君の補欠)
理事 堀井 巖君 (大家敏志君の補欠)

理事 蓮 舫君 (大塚耕平君の補欠)
理事 若松 謙維君 (秋野公造君の補欠)

理事 行田 邦子君 (中西健治君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第八号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案(閣法第二二号)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第一四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問に対する答弁書(第一号)

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の再調査報告に関する質問に対する答弁書(第二号)

参議院議員有田芳生君提出拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問に対する答弁書(第三号)

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問に対する答弁書(第四号)

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問に対する答弁書(第五号)

参議院議員浜田和幸君提出東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問に対する答弁書(第六号)

参議院議員浜田和幸君提出「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問に対する答弁書(第七号)

参議院議員浜田和幸君提出東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問に対する答弁書(第八号)

同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく平成二十五年公正取引委員会年次報告書を受領した。
去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

松沢 成文君

補欠

水野 賢一君

予算委員

辞任

石井 準一君

補欠

関口 昌一君

森屋 宏君

中西 祐介君

荒木 清寛君

横山 信一君

佐々木さやか君

矢倉 克夫君

水野 賢一君

松沢 成文君

辰巳孝太郎君

小池 晃君

浜田 和幸君

平野 達男君

行政監視委員

辞任

矢倉 克夫君

補欠

佐々木さやか君

議院運営委員

辞任

中西 祐介君

補欠

森屋 宏君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一九号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一九号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一九号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一九号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一九号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問主意書(田村智子君提出)(第一七号)
朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第一八号))

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「復興木材安定供給等対策の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告を受領した。

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書の通り決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員

森 英介君 (宮路和明君の補欠)

福井 照君 (望月義夫君の補欠)

馳 浩君 (吉野正芳君の補欠)

牧原 秀樹君 (大塚拓君の補欠)

西田 譲君 (椎名数君の補欠)

同 予備員

第五 高橋 みほ君 (田沼隆志君の補欠)

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

鴻池 祥肇君

中泉 松司君

農林水産委員

辞任

中泉 松司君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

斎藤 嘉隆君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(閣案第一号)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第一七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

薬事法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外十一名提出(衆第一号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第二二号))

参議院議員荒井広幸君提出原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問に対する答弁書(第一四号) 参議院議員荒井広幸君提出団体信用生命保険に関する質問に対する答弁書(第一五号) 同日議長は、長野・岐阜県境にある御嶽山において九月二十七日発生した噴火に伴う被害に際し、ロレータ・グロウジニエネ・リトアニア共和国国会議長より見舞状を受け受した。 同日議長は、ロレータ・グロウジニエネ・リトアニア共和国国会議長宛長野・岐阜県境にある御嶽山において発生した噴火に伴う被害に際し寄せられた見舞状に対する礼状を発送した。 去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	外交防衛委員会 理事 北村 経夫君 (松山政司君の補欠) 理事 大野 元裕君 (福山哲郎君の補欠) 理事 荒木 清寛君 (石川博崇君の補欠) 財政金融委員会 理事 愛知 治郎君 (鶴保庸介君の補欠) 理事 若林 健太君 (古川俊治君の補欠) 理事 大久保 勉君 (尾立源幸君の補欠) 理事 藤巻 健史君 (中山恭子君の補欠) 文教科学委員会 理事 神本美恵子君 (大島九州男君の補欠) 厚生労働委員会 理事 大沼みずほ君 (三原じゅん子君の補欠) 欠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二一号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 国連北朝鮮人權調査委員会(COI)の最終報告書と北朝鮮の人權状況に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二四号) 平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二五号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員江口克彦君提出北方領土の現況等に関する質問に対する答弁書(第一六号) 参議院議員田村智子君提出自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問に対する答弁書(第一七号) 参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問に対する答弁書(第一八号) 去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	法務委員 辞任 補欠 有村 治子君 井原 巧君 厚生労働委員 辞任 補欠 榛葉賀津也君 小見山幸治君 藤田 幸久君 江崎 孝君 経済産業委員 辞任 補欠 渡邊 美樹君 柘植 芳文君 環境委員 辞任 補欠 山谷えり子君 堂故 茂君 小見山幸治君 榛葉賀津也君 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一九号) 国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二〇号) 「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二一号) 日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二二号) 先住民の権利と沖縄の現状に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二三号) 去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	農林水産委員 中泉 松司君 鴻池 祥肇君 補欠 鴻池 祥肇君 中泉 松司君 辞任 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 石井 準一君 (松下新平君の補欠) 理事 藤本 祐司君 (芝博一君の補欠) 総務委員会 理事 島田 三郎君 (丸川珠代君の補欠) 理事 藤川 政人君 (二之湯智君の補欠) 理事 藤末 健三君 (吉川沙織君の補欠) 理事 横山 信一君 (若松謙維君の補欠) 法務委員会 理事 熊谷 大君 (山下雄平君の補欠) 理事 三宅 伸吾君 (若林健太君の補欠) 理事 有田 芳生君 (小川敏夫君の補欠)	農林水産委員会 理事 野村 哲郎君 (猪口邦子君の補欠) 理事 山田 修路君 (山田俊男君の補欠) 理事 徳永 エリ君 (小川勝也君の補欠) 経済産業委員会 理事 磯崎 仁彦君 (有村治子君の補欠) 理事 滝波 宏文君 (岩井茂樹君の補欠) 理事 宮本 周司君 (松村祥史君の補欠) 国土交通委員会 理事 江島 潔君 (渡辺猛之君の補欠) 理事 森屋 宏君 (赤池誠章君の補欠) 理事 増子 輝彦君 (広田一君の補欠) 環境委員会 理事 河野 義博君 (魚住裕一郎君の補欠) 理事 高橋 克法君 (吉川ゆうみ君の補欠) 理事 水岡 俊一君 (柳澤光美君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)	同日内閣から次の議案が提出された。 災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 国連北朝鮮人權調査委員会(COI)の最終報告書と北朝鮮の人權状況に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二四号) 平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二五号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員江口克彦君提出北方領土の現況等に関する質問に対する答弁書(第一六号) 参議院議員田村智子君提出自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問に対する答弁書(第一七号) 参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問に対する答弁書(第一八号) 去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	法務委員 辞任 補欠 有村 治子君 井原 巧君 厚生労働委員 辞任 補欠 榛葉賀津也君 小見山幸治君 藤田 幸久君 江崎 孝君 経済産業委員 辞任 補欠 渡邊 美樹君 柘植 芳文君 環境委員 辞任 補欠 山谷えり子君 堂故 茂君 小見山幸治君 榛葉賀津也君 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一九号) 国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二〇号) 「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二一号) 日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二二号) 先住民の権利と沖縄の現状に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二三号) 去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	農林水産委員 中泉 松司君 鴻池 祥肇君 補欠 鴻池 祥肇君 中泉 松司君 辞任 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 石井 準一君 (松下新平君の補欠) 理事 藤本 祐司君 (芝博一君の補欠) 総務委員会 理事 島田 三郎君 (丸川珠代君の補欠) 理事 藤川 政人君 (二之湯智君の補欠) 理事 藤末 健三君 (吉川沙織君の補欠) 理事 横山 信一君 (若松謙維君の補欠) 法務委員会 理事 熊谷 大君 (山下雄平君の補欠) 理事 三宅 伸吾君 (若林健太君の補欠) 理事 有田 芳生君 (小川敏夫君の補欠)	農林水産委員会 理事 野村 哲郎君 (猪口邦子君の補欠) 理事 山田 修路君 (山田俊男君の補欠) 理事 徳永 エリ君 (小川勝也君の補欠) 経済産業委員会 理事 磯崎 仁彦君 (有村治子君の補欠) 理事 滝波 宏文君 (岩井茂樹君の補欠) 理事 宮本 周司君 (松村祥史君の補欠) 国土交通委員会 理事 江島 潔君 (渡辺猛之君の補欠) 理事 森屋 宏君 (赤池誠章君の補欠) 理事 増子 輝彦君 (広田一君の補欠) 環境委員会 理事 河野 義博君 (魚住裕一郎君の補欠) 理事 高橋 克法君 (吉川ゆうみ君の補欠) 理事 水岡 俊一君 (柳澤光美君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)	同日内閣から次の議案が提出された。 災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 国連北朝鮮人權調査委員会(COI)の最終報告書と北朝鮮の人權状況に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二四号) 平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二五号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員江口克彦君提出北方領土の現況等に関する質問に対する答弁書(第一六号) 参議院議員田村智子君提出自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問に対する答弁書(第一七号) 参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問に対する答弁書(第一八号) 去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	法務委員 辞任 補欠 有村 治子君 井原 巧君 厚生労働委員 辞任 補欠 榛葉賀津也君 小見山幸治君 藤田 幸久君 江崎 孝君 経済産業委員 辞任 補欠 渡邊 美樹君 柘植 芳文君 環境委員 辞任 補欠 山谷えり子君 堂故 茂君 小見山幸治君 榛葉賀津也君 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一九号) 国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二〇号) 「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二一号) 日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二二号) 先住民の権利と沖縄の現状に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二三号) 去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	農林水産委員 中泉 松司君 鴻池 祥肇君 補欠 鴻池 祥肇君 中泉 松司君 辞任 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 石井 準一君 (松下新平君の補欠) 理事 藤本 祐司君 (芝博一君の補欠) 総務委員会 理事 島田 三郎君 (丸川珠代君の補欠) 理事 藤川 政人君 (二之湯智君の補欠) 理事 藤末 健三君 (吉川沙織君の補欠) 理事 横山 信一君 (若松謙維君の補欠) 法務委員会 理事 熊谷 大君 (山下雄平君の補欠) 理事 三宅 伸吾君 (若林健太君の補欠) 理事 有田 芳生君 (小川敏夫君の補欠)	農林水産委員会 理事 野村 哲郎君 (猪口邦子君の補欠) 理事 山田 修路君 (山田俊男君の補欠) 理事 徳永 エリ君 (小川勝也君の補欠) 経済産業委員会 理事 磯崎 仁彦君 (有村治子君の補欠) 理事 滝波 宏文君 (岩井茂樹君の補欠) 理事 宮本 周司君 (松村祥史君の補欠) 国土交通委員会 理事 江島 潔君 (渡辺猛之君の補欠) 理事 森屋 宏君 (赤池誠章君の補欠) 理事 増子 輝彦君 (広田一君の補欠) 環境委員会 理事 河野 義博君 (魚住裕一郎君の補欠) 理事 高橋 克法君 (吉川ゆうみ君の補欠) 理事 水岡 俊一君 (柳澤光美君の補欠) 同日内閣から次の議案が提出された。 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)	同日内閣から次の議案が提出された。 災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 国連北朝鮮人權調査委員会(COI)の最終報告書と北朝鮮の人權状況に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二四号) 平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二五号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員江口克彦君提出北方領土の現況等に関する質問に対する答弁書(第一六号) 参議院議員田村智子君提出自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問に対する答弁書(第一七号) 参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問に対する答弁書(第一八号) 去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	法務委員 辞任 補欠 有村 治子君 井原 巧君 厚生労働委員 辞任 補欠 榛葉賀津也君 小見山幸治君 藤田 幸久君 江崎 孝君 経済産業委員 辞任 補欠 渡邊 美樹君 柘植 芳文君 環境委員 辞任 補欠 山谷えり子君 堂故 茂君 小見山幸治君 榛葉賀津也君 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第一九号) 国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二〇号) 「イスラーム国」の現状に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二一号) 日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第二二号) 先住民の権利と沖縄の現状に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第二三号) 去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員
--	---	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--	---	---	--	--

総務委員

辞任

有村 治子君

補欠

井原 巧君

世耕 弘成君

石井 正弘君

山谷えり子君

堂故 茂君

渡邊 美樹君

柘植 芳文君

藤田 幸久君

江崎 孝君

法務委員

辞任

井原 巧君

補欠

有村 治子君

文教科学委員

辞任

アントニオ猪木君

補欠

中野 正志君

厚生労働委員

辞任

江崎 孝君

補欠

藤田 幸久君

経済産業委員

小見山幸治君

榎葉賀津也君

辞任

補欠

渡邊 美樹君

柘植 芳文君

アントニオ猪木君

環境委員

辞任

堂故 茂君

補欠

山谷えり子君

榎葉賀津也君

小見山幸治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

羽生田 俊君

補欠

若林 健太君

吉川ゆうみ君

大野 泰正君

大野 元裕君

森本 真治君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問主意書(荒井広幸君提出(第二六号))

安倍内閣の基本姿勢に関する質問主意書(吉田忠智君提出(第二七号))

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「各省庁が所管する政府開発援助(技術協力)の実施状況について(外務省が所管する技術協力を除く)」の報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「各府省庁が所管する政府開発援助(国際機関等への拠出・出資)の実施状況について」の報告を受領した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科学委員

辞任

中野 正志君

補欠

アントニオ猪木君

経済産業委員

辞任

中野 正志君

補欠

アントニオ猪木君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

大野 泰正君

補欠

吉川ゆうみ君

若林 健太君

羽生田 俊君

大野 元裕君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(閣法第二二二号)

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

土砂災害防止対策に関する質問主意書(江口克彦君提出(第二八号))

川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問主意書(川田龍平君提出(第二九号))

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

大野 泰正君

財政金融委員

辞任

石田 昌宏君

補欠

三原じゅん子君

長峯 誠君

木村 義雄君

尾立 源幸君

文教科学委員

辞任

西村まさみ君

補欠

榎葉賀津也君

厚生労働委員

辞任

木村 義雄君

長峯 誠君

馬場 成志君

武見 敬三君

三原じゅん子君

榎葉賀津也君

農林水産委員

辞任

馬場 成志君

補欠

武見 敬三君

国土交通委員

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

吉田 忠智君

補欠

小川 勝也君

東日本大震災復興特別委員

辞任

小川 勝也君

補欠

吉田 忠智君

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

一、派遣委員

櫻井 充

熊谷 大

磯崎 哲史

若松 謙維

紙 智子

一、派遣地 宮城県

一、期間 十月二十七日 一日間

一、費用 概算一九二、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十六年十月十七日

東日本大震災復興特別委員長 櫻井 充

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第三〇号))

我が国の災害外交に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第三二号))

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問主意書(浜田和幸君提出(第三二二号))

急拡大するエボラ出血熱に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第三三三号))

米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問主意書(徳永エリ君提出(第三四号)) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 国連北朝鮮人権調査委員会(COI)の最終報告書と北朝鮮の人権状況に関する質問主意書(有田芳生君提出(第二四号)) 平成一十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書(有田芳生君提出(第二五号)) 原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問主意書(荒井広幸君提出(第二六号)) 安倍内閣の基本姿勢に関する質問主意書(吉田忠智君提出(第二七号)) 同日議長は、御嶽山において九月二十七日発生した噴火に伴う被害に際し、モハメッド・シェイク・ピアデイル・モロッコ王国参議院議長より見舞状を接受した。 同日議長は、モハメッド・シェイク・ピアデイル・モロッコ王国参議院議長宛御嶽山において発生した噴火に伴う被害に際し寄せられた見舞状に対する礼状を発送した。 去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	財政金融委員 辞任 木村 義雄君 補欠 長峯 誠君 鶴保 庸介君 宮沢 洋一君 三原じゅん子君 石田 昌宏君 蓮 舫君 尾立 源幸君 厚生労働委員 辞任 石田 昌宏君 補欠 三原じゅん子君 長峯 誠君 木村 義雄君 馬場 成志君 高野光二郎君 農林水産委員 辞任 武見 敬三君 補欠 馬場 成志君 経済産業委員 辞任 高野光二郎君 補欠 武見 敬三君 国土交通委員 辞任 世耕 弘成君 補欠 大野 泰正君 森屋 宏君 岡田 直樹君 国家基本政策委員 辞任 宮沢 洋一君 補欠 末松 信介君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辞任 宮沢 洋一君 補欠 磯崎 仁彦君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国の統治機構に関する調査会委員 辞任 宮沢 洋一君 補欠 高橋 克法君	同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 北村 経夫君 補欠 堀井 巖君 同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 宮沢 洋一君 補欠 野村 哲郎君 同日議員から次の質問主意書が提出された。 集団的自衛権に関する質問主意書(櫻井充君提出(第三五号)) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員浜田和幸君提出我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問に対する答弁書(第一九号) 参議院議員浜田和幸君提出国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問に対する答弁書(第二〇号) 参議院議員浜田和幸君提出「イスラーム国」の現状に関する質問に対する答弁書(第二一号) 参議院議員浜田和幸君提出日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問に対する答弁書(第二二号) 参議院議員糸数慶子君提出先住民族の権利と沖縄の現状に関する質問に対する答弁書(第二三号) 同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。 記 裁判官訴追委員 保岡 興治君 (鳩山邦夫君の補欠) 同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。	同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。 去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 世耕 弘成君 補欠 堀井 巖君 森屋 宏君 岡田 直樹君 総務委員 辞任 井原 巧君 補欠 三原じゅん子君 法務委員 辞任 有村 治子君 補欠 山下 雄平君 厚生労働委員 辞任 高階恵美子君 補欠 太田 房江君 高野光二郎君 酒井 庸行君 三原じゅん子君 井原 巧君 農林水産委員 辞任 堀井 巖君 補欠 世耕 弘成君 経済産業委員 辞任 武見 敬三君 補欠 高野光二郎君 浜田 昌良君 杉 久武君 国土交通委員 辞任 太田 房江君 補欠 高階恵美子君 岡田 直樹君 森屋 宏君 酒井 庸行君 武見 敬三君 山下 雄平君 有村 治子君
--	---	---	---

環境委員

辞任

杉

久武君

補欠

浜田 昌良君

国家基本政策委員

辞任

末松

信介君

補欠

鶴保 庸介君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

堀井

巖君

補欠

北村 経夫君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮の白頭山の噴火監視及び防災対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第三六号)

「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第三七号)

年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する質問主意書(櫻井充君提出)(第三八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

土砂災害防止対策に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第二八号)

川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二九号)

政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第三〇号)

我が国の災害外交に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第三一号)

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問主意書(浜田和幸君提出)(第三二号)

急拡大するエボラ出血熱に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第三三号)

米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第三四号)

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

堀井

巖君

補欠

世耕 弘成君

総務委員

辞任

三原じゅん子君

補欠

井原 巧君

法務委員

辞任

山下

雄平君

補欠

有村 治子君

厚生労働委員

辞任

井原

巧君

補欠

三原じゅん子君

農林水産委員

辞任

太田

房江君

補欠

高階恵美子君

経済産業委員

辞任

世耕

弘成君

補欠

堀井 巖君

国土交通委員

辞任

杉

久武君

補欠

浜田 昌良君

有村

治子君

山下

補欠

雄平君

高階恵美子君

武見

敬三君

補欠

酒井 庸行君

環境委員

辞任

浜田

昌良君

補欠

杉 久武君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(松野頼久君外十名提出)(衆第二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

サイバーセキュリティ基本法案(第百八十六回国会衆第三五号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

厚生労働省内における男女雇用機会均等に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第三九号)

北朝鮮の再調査報告における朝鮮籍特別永住者に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第四〇号)

拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第四一号)

同日議長は、十六日のセイバー・ホサイン・チョードリー・P・U(列国議会同盟)議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、十六日のセイバー・ホサイン・チョードリー・P・U(列国議会同盟)議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政監視委員

辞任

藤末

健三君

補欠

浜野 喜史君

議院運営委員

辞任

谷合

正明君

補欠

新妻 秀規君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求める件(閣条第二号)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(閣法第二七号)

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

保育所での子育てに関する質問主意書(櫻井充君提出)(第四三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員有田芳生君提出国連北朝鮮人權調査委員会(COI)の最終報告書と北朝鮮の人権状況に関する質問に対する答弁書(第二四号)

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問に対する答弁書(第二五号)

参議院議員荒井広幸君提出原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問に対する答弁書(第二六号)

参議院議員吉田忠智君提出安倍内閣の基本姿勢に関する質問に対する答弁書(第二七号)

同日国立国会図書館長から、国立国会図書館法六条の規定による平成二十五年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

柘植

芳文君

補欠

吉田 博美君

法務委員

辞任

有村

治子君

補欠

舞立 昇治君

外交防衛委員

辞任

補欠

松山 政司君
古賀友一郎君
吉田 博美君
柘植 芳文君

財政金融委員

辞任

補欠

平野 達男君
荒井 広幸君

農林水産委員

辞任

補欠

古賀友一郎君
松山 政司君
舞立 昇治君
有村 治子君

経済産業委員

辞任

補欠

荒井 広幸君
平野 達男君

行政監視委員

辞任

補欠

浜野 喜史君
藤末 健三君
新妻 秀規君
谷合 正明君

議院運営委員

辞任

補欠

藤末 健三君
浜野 喜史君
新妻 秀規君
谷合 正明君

行政監視委員会

理事

補欠

石井みどり君 (島尻安伊子君の補欠)
柘植 芳文君 (山田修路君の補欠)
理事 長峯 誠君 (島田三郎君の補欠)
理事 渡邊 美樹君 (川田龍平君の補欠)
理事 難波 奨二君 (寺田典城君の補欠)
理事 柳澤 光美君 (小林正夫君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第二一〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
靖国神社の例大祭への勅使の参向に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第四四号))
ギャンブル依存症に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第四五号))
下水道処理施設及びマンホールポンプ場から発生する沈砂に関する質問主意書(小見山幸治君提出(第四六号))
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
集団的自衛権に関する質問主意書(櫻井充君提出(第三五号))
北朝鮮の白頭山の噴火監視及び防災対策に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第三六号))
「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」に関する質問主意書(福島みずほ君提出(第三七号))
年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する質問主意書(櫻井充君提出(第三八号))
厚生労働省内における男女雇用機会均等に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第三九号))
北朝鮮の再調査報告における朝鮮籍特別永住者に関する質問主意書(有田芳生君提出(第四〇号))

総務委員

辞任

補欠

吉田 博美君
柘植 芳文君

法務委員

辞任

補欠

舞立 昇治君
有村 治子君

外交防衛委員

辞任

補欠

古賀友一郎君
松山 政司君
吉田 博美君

財政金融委員

辞任

補欠

大塚 耕平君
浜野 喜史君
荒井 広幸君
平野 達男君

農林水産委員

辞任

補欠

有村 治子君
舞立 昇治君
古賀友一郎君

経済産業委員

辞任

補欠

松山 政司君
古賀友一郎君

国土交通委員

辞任

補欠

平野 達男君
荒井 広幸君

環境委員

辞任

補欠

浜野 喜史君
大塚 耕平君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

山本 香苗君
河野 義博君
吉田 忠智君
又市 征治君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第二九号)
平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第三〇号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第百八十六回国会閣法第四八号)審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員江口克彦君提出土砂災害防止対策に関する質問に対する答弁書(第二八号)
参議院議員川田龍平君提出川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問に対する答弁書(第二九号)
参議院議員浜田和幸君提出政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問に対する答弁書(第三〇号)
参議院議員浜田和幸君提出我が国の災害外交に関する質問に対する答弁書(第三一号)
参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問に対する答弁書(第三二号)

参議院議員浜田和幸君提出急拡大するエボラ出血熱に関する質問に対する答弁書(第三三号)
参議院議員徳永エリ君提出米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問に対する答弁書(第三四号)

審査報告書

サイバーセキュリティ基本法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十月二十三日

内閣委員長 大島九州男
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 サイバー攻撃関連情報の集約、予防策の構築並びにサイバー攻撃に対応するための演習及び訓練の企画及びその実施については、内閣官房情報セキュリティセンターを中心として総合的に実施すること。

二 サイバーセキュリティ戦略本部と内閣情報通信政策監との連携の下、サイバーセキュリティに関する施策の評価を定期的に実施すること。

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

サイバーセキュリティ基本法案

三 政府の各機関、重要社会基盤事業者及びサイバー関連事業者その他の事業者等における情報通信関連機器等の安全性に関する基準等については、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう、防護対象の重要性の段階に応じたものとするなど、高度情報通信ネットワークの特性を踏まえた総合的な視点から策定すること。

四 サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を有する人材の育成に早急に取り組むとともに、人材を関係行政機関及び民間企業等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。

五 サイバーセキュリティに関する国際的な連携を推進するため、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策や国内外における情勢等の分析、国際的な会議への対応等に関する十分な人員体制を確保し、迅速な情報共有と協力体制の構築を実現すること。

六 サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。

七 国民の基本的人権について十分に配慮しつつ、サイバーセキュリティの確保を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上の通信における実効ある地域制御の在り方について検討すること。

八 立法機関及び司法機関におけるサイバーセキュリティの確保について、それらの機関からの要請に応じ、必要な協力を行うよう努めること。

右決議する。

サイバーセキュリティ基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十三日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 山崎 正昭殿

サイバーセキュリティ基本法

目次

第一章 総則(第一条―第十一条)
第二章 サイバーセキュリティ戦略(第十二条)
第三章 基本的施策(第十三条―第二十三条)
第四章 サイバーセキュリティ戦略本部(第二十四条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用進展に伴つて世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となつている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)と相まつて、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて経済社会の活力の向上及び持続的发展並びに

国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式(以下この条において「電磁的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を通じて電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。)が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

(基本理念)

第三条 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じて表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に對して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者(国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれがあるものに関する事業を行う者をいう。以下同じ。)等の多様な主体の連携により、積極的に対

第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関にお

けるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。 (重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進) 第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。 (民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進) 第十五条 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の国際競争力の強化にとって重要であることに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。	講ずるものとする。 (多様な主体の連携等) 第十六条 国は、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。 (犯罪の取締り及び被害の拡大の防止) 第十七条 国は、サイバーセキュリティに関する犯罪の取締り及びその被害の拡大の防止のために必要な施策を講ずるものとする。 (我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応) 第十八条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。 (産業の振興及び国際競争力の強化) 第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関連する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るため、サイバーセキュリティに関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、技術の安全性及び信頼性に係る規格等の国際標準化及びその相互承認の枠組みへの参画その他の必要な施策を講ずるものとする。	(研究開発の推進等) 第二十条 国は、我が国においてサイバーセキュリティに関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する研究開発及び技術等の実証の推進並びにその成果の普及を図るため、サイバーセキュリティに関し、研究体制の整備、技術の安全性及び信頼性に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究開発のための国際的な連携その他の必要な施策を講ずるものとする。 (人材の確保等) 第二十一条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る人材の確保、養成及び資質の向上のため、資格制度の活用、若年技術者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。 (教育及び学習の振興、普及啓発等) 第二十二条 国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に	サイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとする。 (国際協力の推進等) 第二十三条 国は、サイバーセキュリティに関する分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、サイバーセキュリティに関し、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバーセキュリティに関する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバーセキュリティに対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。 第四章 サイバーセキュリティ戦略本部(設置) 第二十四条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という。)を置く。 (所掌事務等) 第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。 二 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価(監査を含む。)その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。 三 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティ
--	---	---	---

ティに関する重大な事象に対する施策の評価
(原因究明のための調査を含む。)に関するこ
と。

四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセ
キュリティに関する施策で重要なものの企画
に関する調査審議、府省横断的な計画、関係
行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実
施に関する方針の作成並びに施策の評価その
他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に
関すること。

2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作
成しようとするときは、あらかじめ、高度情報
通信ネットワーク社会推進戦略本部及び国家安
全保障会議の意見を聴かなければならない。

3 本部は、サイバーセキュリティに関する重要
事項について、高度情報通信ネットワーク社会
推進戦略本部との緊密な連携を図るものとす
る。

4 本部は、我が国の安全保障に係るサイバーセ
キュリティに関する重要事項について、国家安
全保障会議との緊密な連携を図るものとする。

(組織)

第二十六条 本部は、サイバーセキュリティ戦略
本部、サイバーセキュリティ戦略副部長及
びサイバーセキュリティ戦略本部員をもって組
織する。

(サイバーセキュリティ戦略副部長)

第二十七条 本部の長は、サイバーセキュリティ
戦略副部長(以下「本部長」という。)とし、内閣
官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。

3 本部長は、第二十五条第一項第二号から第四
号までに規定する評価又は第三十条若しくは第

三十一条の規定により提供された資料、情報等
に基づき、必要があると認めるときは、関係行
政機関の長に対し、勧告することができる。

4 本部長は、前項の規定により関係行政機関の
長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の
長に対し、その勧告に基づいてとつた措置につ
いて報告を求めることができる。

5 本部長は、第三項の規定により勧告した事項
に関し特に必要があると認めるときは、内閣総
理大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和
二十二年法律第五号)第六十条の規定による措置
がとられるよう意見を具申することができる。

(サイバーセキュリティ戦略副部長)

第二十八条 本部に、サイバーセキュリティ戦略
副部長(以下「副本部長」という。)を置き、国
務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(サイバーセキュリティ戦略本部員)

第二十九条 本部に、サイバーセキュリティ戦略
本部員(次項において「本部員」という。)を置
く。

2 本部員は、次に掲げる者第一号から第五号
までに掲げる者にあつては、副本部長に充てら
れたものを除く。)をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 外務大臣

四 経済産業大臣

五 防衛大臣

六 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本
部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌
事務を遂行するために特に必要があると認め
る者として内閣総理大臣が指定する者

七 サイバーセキュリティに関し優れた識見を

有する者のうちから、内閣総理大臣が任命す
る者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めると
ころにより、本部に対し、サイバーセキュリ
ティに関する資料又は情報であつて、本部の所
掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しな
ければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長
は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部
の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリ
ティに関する資料又は情報の提供及び説明その
他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するた
め必要があると認めるときは、地方公共団体及
び独立行政法人の長、国立大学法人、国立大学
法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一
項に規定する国立大学法人をいう。)の学長、大
学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大
学共同利用機関法人をいう。)の機構長、日本司
法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法
律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支
援センターをいう。)の理事長、特殊法人及び認
可法人(特別の法律により設立され、かつ、そ
の設立等に関し行政官庁の認可を要する法人を
いう。)であつて本部が指定するものの代表者並
びにサイバーセキュリティに関する事象が発生
した場合における国内外の関係者との連絡調整
を行う関係機関の代表者に対して、資料の提
出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め
ることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必
要があると認めるときは、前項に規定する者以

外の者に対しても、必要な協力を依頼すること
ができる。

(地方公共団体への協力)

第三十二条 地方公共団体は、第五条に規定する
施策の策定又は実施のために必要があると認め
るときは、本部に対し、情報の提供その他の協
力を求めることができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められた
ときは、その求めに応じよう努めるものとす
る。

(事務)

第三十三条 本部に関する事務は、内閣官房にお
いて処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌
理する。

(主任の大臣)

第三十四条 本部に係る事項については、内閣法
にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部
に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二章及び第四章の規定並びに附則第四
条の規定は、公布の日から起算して一年を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

(本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に
行わせるために必要な法制の整備等)

第二条 政府は、本部に関する事務の処理を適切
に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備
(内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれ
る情報セキュリティセンターの法制化を含む。)
その他の措置を講ずるものとする。

2

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、専門的知識を有する者を内閣官房において任期を定めて職員又は研究員として任用すること、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象に関する国内外の関係機関との連絡調整に必要な機材及び人的体制の整備等のために必要な法制上及び財政上の措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二十四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防御する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

第四条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第 号)第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。」を加える。

審査報告書

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十月二十八日

厚生労働委員長 丸川 珠代

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法の特例を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、民事上のルールとして定められている無期転換ルールについて行政の関与の下に特例を定めることはあくまで例外であることに鑑み、特例の対象となる専門的知識等を有する有期雇用労働者の具体的要件については、無期転換ルールによる労働者保護の趣旨が損なわれることのないよう、慎重に検討を行うとともに、労使のコンセンサスを得た上で決定すること。その際、

特に年収要件については、一般の労働者の賃金水準と比較して相当程度を超える額に設定すること。

二、専門的知識等を有する有期雇用労働者については、本法の特例の対象となることで、本来全ての労働者に等しく保障されるべき無期転換申込権が制限されることに鑑み、その処遇及び雇用管理については、契約締結時の年収水準以外の社会保険、諸手当、福利厚生、企業内職業訓練等についても、一般の労働者との均衡を考慮したものとなるよう、認定事業主に対し周知徹底を行うこと。

三、専門的知識等を有する有期雇用労働者については、特定有期業務の期間中の雇用の安定や、労働契約法第十九条の趣旨も踏まえて、合理的な理由のない雇止めを回避することが望ましい旨、認定事業主に対し周知徹底すること。

四、特定有期雇用労働者の雇用管理に関する措置についての計画の認定手続については、事業主に過大な負担が生じないよう簡素な仕組みとするとともに、労働者の意見がその計画に適切に反映される仕組みについて十分な検討を行うこと。

五、基本指針の策定に当たっては、女性の活躍推進に向けた就労支援の充実が求められているにもかかわらず、有期雇用労働者の育児休業取得率がいまだ低い状況にあることに鑑み、雇用管理に関する措置の内容に関する事項として、特例の対象となる女性有期雇用労働者の産前産後休業及び育児休業の取得が促進できる環境整備を図ることを明確に示すよう検討すること。あわせて、女性有期雇用労働者に対する妊娠、出産、育児休業取得等を理由とする雇止めの実態

について、十分な調査を行い、その結果に基づき適切な対応策を遅滞なく講ずること。

六、無期転換ルールの本格的な適用開始に向けて、労働者及び事業主双方への周知、相談体制の整備等に万全を期すとともに、無期転換申込権発生を回避するための雇止めを防止するため、実効性ある対応策を講ずること。特に、六十歳未満から有期労働契約を反復更新しており、高齢者雇用安定法における高齢者雇用確保措置の対象外となる労働者については、引き続き無期転換ルールにより雇用の安定が図られることが重要であることに十分留意すること。

七、高齢者については、事業主が継続雇用制度を導入し、定年後に有期労働契約によつて引き続き雇用する際は、原則六十五歳までは契約更新がされるものであるとの高齢者雇用安定法の趣旨に沿った適切な雇用管理がなされる必要がある旨の周知徹底を強化するとともに、違反事業主に対する指導等を通じて制度の適正な運用確保に努めること。その上で、本法の特例の対象となる定年後に引き続き雇用される有期雇用労働者の雇用管理については、六十五歳以降においてもその雇用が継続できる環境が整備されるよう、認定事業主に対して必要な指導等を行うこと。

八、雇用労働政策の決定や法律の制定改廃に当たっては、ILOの三者構成原則の趣旨を十分に踏まえ、公労使の三者で構成される労働政策審議会において十分な時間を掛けた議論を積み重ねるという原則を変更しないこと。

右決議する。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年六月五日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、専門的知識等を有する有期雇用労働者がその有する能力を維持向上することができるようにするなど有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置を講じ、併せて労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)の特例を定め、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「専門的知識等」とは、専門的な知識、技術又は経験であつて、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するものをいう。

2 この法律において「有期雇用労働者」とは、事業主と期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)を締結している労働者をいう。

3 この法律において「特定有期雇用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する有期雇用労働者をいう。

一 専門的知識等を有する有期雇用労働者(事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に当該事業主から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が厚生労働省令で定める額以上である者に限る。)であつて、当該専門的知識等を必要とする業務(五年を超える一定の期間内に完了することが予定されているものに限る。以下「特定有期業務」という。)に就くもの(次号に掲げる有期雇用労働者に該当するものを除く。)

二 定年(六十歳以上のものに限る。以下同じ。)に達した後引き続き当該事業主(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第九条第二項に規定する特殊関係事業主にその定年後に引き続いて雇用される場合にあつては、当該特殊関係事業主。以下同じ。)に雇用される有期雇用労働者

(基本指針)
第三条 厚生労働大臣は、事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 特定有期雇用労働者の雇用の動向に関する事項
二 事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容に関する事項
3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれ

を変更しようとするときは、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(第一種計画の認定)

第四条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主が行う第一種特定有期雇用労働者(特定有期雇用労働者のうち第二項第三項第一号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。)の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画(以下「第一種計画」という。)を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その第一種計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第一種計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が雇用する第一種特定有期雇用労働者(以下「計画対象第一種特定有期雇用労働者」という。)が就く特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日

二 計画対象第一種特定有期雇用労働者がその職業生活を通じて発揮することができる能力の維持向上を自主的に図るための教育訓練を受けるための有給休暇(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。)の付与に関する措置その他の能力の維持向上を自主的に図る機会に付与する措置

(次項第三号において「有給教育訓練休暇付与等の措置」という。)その他の当該事業主が行う計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容
三 その他厚生労働省令で定める事項
3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつ

た場合において、その第一種計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に規定する特定有期業務が第二項第一項の厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を必要とする業務であること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

三 前号に定めるもののほか、有給教育訓練休暇付与等の措置その他の当該事業主が行う雇用管理に関する措置の内容が計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置として有効かつ適切なものであること。

(第一種計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定に係る事業主(以下「第一種認定事業主」という。)は、同項の認定に係る第一種計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の認定に係る第一種計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「第一種認定計画」という。)が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(第二種計画の認定)

第六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主が行う第二種特定有期雇用労働者(特定有期雇用労働者のうち第二項第三項第二号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。)の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画(以下「第二種計画」という。)を

作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その第二種計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第二種計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 当該事業主が雇用する第二種特定有期雇用労働者(以下「計画対象第二種特定有期雇用労働者」という。)に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の当該事業主が行う計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

二 その他厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その第二種計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項各号に掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前号に定めるもののほか、前項第一号に掲げる配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の当該事業主が行う雇用管理に関する措置の内容が計画対象第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置として有効かつ適切なものであること。

(第二種計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定に係る事業主(以下「第二種認定事業主」という。)は、同項の認定に係る第二種計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の認定に係る第二種計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「第二種認定計画」という。)が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(労働契約法の特例)

第八条 第一種認定事業主と当該第一種認定事業主が雇用する計画対象第一種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十

六年法律第 号)第五条第二項に規定する第一種認定計画に記載された同法第二条第三項第一号に規定する特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間(当該期間が十年を超える場合にあつては、十年)とする。

2 第二種認定事業主と当該第二種認定事業主が雇用する計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、定年後引き続いて当該第二種認定事業主に雇用されている期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

(援助)

第九条 国は、第一種認定計画に係る計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を講ずる第一種認定事業主に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十条 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画又は第二種認定計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一条 厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画に

記載された第四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は第二種認定計画に記載された第六条第二項各号に掲げる事項の実施状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

2 この法律は、同居の親族のみを使用する事業については、適用しない。

(権限の委任)

第十三条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、基本指針を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなけ

ればならない。

3 第一項の規定により定められた基本指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において第三条第一項から第三項までの規定により定められた基本指針とみなす。

(経過措置)

第三条 特定有期雇用労働者であつて施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることになつた者に係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二十号の二十四の次に次の一号を加える。

二十の二十五 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法律第 号)

(厚生労働省設置法の一部改正)

第五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)」の下に「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成二十六年法律第 号)」を加える。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名
日程第一 サイバーセキュリティ基本法案(第百八十六回国会衆議院提出)
賛成者氏名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 熊谷 大君
小坂 憲次君 古賀友一郎君
上月 良祐君 鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
佐藤ゆかり君 酒井 庸行君
山東 昭子君 島田 三郎君
島村 大君 末松 信介君
世耕 弘成君 関口 昌一君
伊達 忠一君 高階恵美子君
高野光二郎君 高橋 克法君
滝沢 求君 滝波 宏文君
武見 敬三君 柘植 芳文君
塚田 一郎君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中曾根弘文君 中西 祐介君

中原 八一君 長峯 誠君
二之湯武史君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
馬場 成志君 橋本 聖子君
林 芳正君 福岡 資麿君
藤井 基之君 藤川 政人君
古川 俊治君 堀井 巖君
堀内 恒夫君 堀立 昇治君
牧野たかお君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 溝手 顕正君
宮本 周司君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 力君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山谷えり子君 山本 一太君
山本 順三君 吉田 博美君
若林 健太君 渡辺 猛之君
渡邊 美樹君 足立 信也君
相原久美子君 有田 芳生君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大久保 勉君 大島九州男君
大塚 耕平君 大野 元裕君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 洋一君 神本美恵子君
北澤 俊美君 郡司 彰君
小西 洋之君 小林 正夫君
小見山幸治君 斎藤 嘉隆君

櫻井 充君 芝 博一君
榎葉賀津也君 田城 郁君
田中 直紀君 津田弥太郎君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
直嶋 正行君 長浜 博行君
難波 奨二君 西村まさみ君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 浜野 喜史君
林 久美子君 広田 一君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤田 幸久君 藤本 祐司君
前川 清成君 前田 武志君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
水岡 俊一君 森本 真治君
安井美沙子君 柳澤 光美君
柳田 稔君 吉川 沙織君
蓮 舩君 秋野 公造君
荒木 清寛君 石川 博崇君
魚住裕一郎君 河野 義博君
佐々木さやか君 杉 久武君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 井上 義行君
行田 邦子君 田中 茂君
中西 健治君 松沢 成文君
松田 公太君 水野 賢一君
薬師寺みちよ君 山口 和之君
山田 太郎君 和田 政宗君
渡辺美知太郎君 東 徹君
小野 次郎君 片山虎之助君

反対者氏名

川田 龍平君 儀間 光男君
清水 貴之君 柴田 巧君
寺田 典城君 藤巻 健史君
真山 勇一君 室井 邦彦君
アノ二才猪木君 江口 克彦君
中野 正志君 中山 恭子君
荒井 広幸君 浜田 和幸君
平野 達男君 主濱 了君
谷 亮子君 興石 東君

一六名

井上 哲士君 市田 忠義君
紙 智子君 吉良よし子君
倉林 明子君 小池 晃君
田村 智子君 大門実紀史君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
糸数 慶子君 山本 太郎君

日程第二 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第百八十六回国会内閣提出衆議院送付)

賛成者氏名

愛知 治郎君 青木 一彦君
赤池 誠章君 赤石 清美君
有村 治子君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
岩井 茂樹君 岩城 光英君
上野 通子君 江島 潔君
衛藤 晟一君 尾辻 秀久君

一五三名

大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	熊谷 大君
小坂 憲次君	古賀友一郎君
上月 良祐君	鴻池 祥肇君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
佐藤ゆかり君	酒井 庸行君
山東 昭子君	島田 三郎君
島村 大君	末松 信介君
世耕 弘成君	関口 昌一君
伊達 忠一君	高階恵美子君
高野光二郎君	高橋 克法君
滝沢 求君	滝波 宏文君
武見 敏三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 祐介君
中原 八一君	長峯 誠君
二之湯武史君	西田 昌司君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
羽生田 俊君	長谷川 岳君
馬場 成志君	橋本 聖子君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
古川 俊治君	堀井 巖君
堀内 恒夫君	舞立 昇治君
牧野たかお君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	溝手 顕正君

宮本 周司君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 力君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
若林 健太君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 義行君
行田 邦子君	田中 茂君
中西 健治君	松沢 成文君
松田 公太君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	山口 和之君
山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	東 徹君
小野 次郎君	片山虎之助君
川田 龍平君	儀間 光男君
清水 貴之君	柴田 巧君
寺田 典城君	藤巻 健史君
真山 勇一君	室井 邦彦君
アトニ才猪木君	江口 克彦君
中野 正志君	中山 恭子君
荒井 広幸君	浜田 和幸君
平野 達男君	

反対者氏名	七七名
足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	石上 俊雄君
石橋 通宏君	磯崎 哲史君
江崎 孝君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大久保 勉君
大島九州男君	大塚 耕平君
大野 元裕君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 洋一君
神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 昉君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君

山下 芳生君 福島みずほ君
又市 征治君 吉田 忠智君
主濱 了君 谷 亮子君
糸数 慶子君 輿石 東君
山本 太郎君

山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十六年九月二十九日 有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問主意書
山谷えり子国家公安委員長が、在日韓国・朝鮮人などの排斥を目的としてヘイトスピーチ(差別煽動表現)を繰り返し、レイシスト団体とされている在日特権を許さない市民の会(以下「在特会」とする)幹部たちと平成二十一年二月二十二日に島根県松江市の講演会場で写真に納まっていたことが問題とされ、海外メディアをふくめて週刊誌、新聞、テレビなどで報じられていることを踏まえ、以下質問します。

一 この写真をホームページで公開した特会関西支部長(当時)は平成二十一年と平成二十二年に合計三回逮捕されたといひます。さらに写真に納まつている山谷国家公安委員長をのぞく七人のうち、在特会関西支部長(当時)以外にも三人が逮捕され、そのうちの二人はいまもなお収監中だといわれています。政府はこうした情報について事実確認をしていますか。

二 前記一の情報が事実なら、四人の逮捕日時、

逮捕容疑、起訴の有無、裁判の結果はいかなるものですか。政府が把握していることを具体的にお示し下さい。

三 世耕弘成官房副長官は、九月十八日の記者会見で、「(写真は)竹島の日の講演会場で撮られたものであり、在特会の関係者とは承知していなかったと報告を受けた。何ら問題はない」(朝日新聞、九月十九日付)と語っています。ならば在特会メンバーだと知っていたなら問題だったということですか、政府の見解をお示し下さい。

四 政府は、山谷国家公安委員長がいつしよに写真に納まった七人のうち四人が逮捕されていたことが事実なら、いまでも、「何ら問題はない」と認識していますか。
右質問する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、個人のプライバシーに関わる事柄であり、お答えを差し控えたい。

三及び四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えを差し控えたい。

北朝鮮の再調査報告に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年九月二十九日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

北朝鮮の再調査報告に関する質問主意書
平成二十六年五月二十九日の日朝合意に基づく北朝鮮による再調査報告(以下「再調査報告」とする)に対する政府の対応について、以下質問します。

一 山谷えり子拉致問題担当相は、九月十七日に行った新聞各社のインタビューのなかで、再調査報告に関し「北朝鮮からの報告をそのまま受け取って精査をせずに、そのまま家族に伝えることはありえないと思っています」(産経新聞、九月十八日付)と語っています。再調査報告を拉致被害者及び特定失踪者家族に伝えるのは、再調査報告を政府として精査した後であると理解してよろしいですか。

二 再調査報告を精査するとは、誰が、どのような方法や手順で行うものですか。また、精査に要する時間はどの程度見込まれていますか。

三 再調査報告を精査するとは、どのような項目を精査し、その精査が妥当であると誰が判定するのですか。

四 再調査報告を精査した結果、報告の内容が不十分であったり虚偽の内容が含まれているなどした場合、政府は北朝鮮にどのような態度で臨むのですか。

五 再調査報告を精査する前に拉致被害者及び特定失踪者家族から再調査報告の内容を知りたいと要望があった場合、その内容を伝える用意はありますか。

六 前記一の山谷大臣発言にある方針は、他の調査対象である日本人妻、残留日本人、及び遺骨問題についても準用すると理解してよろしいですか。

七 前記一の山谷大臣発言にある方針は、いつ決まったのですか。決定時期を、具体的にお示し下さい。
右質問する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の再調査報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の再調査報告に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

お尋ねの北朝鮮の特別調査委員会による調査に対する政府の対応については、調査結果の通報がなされた段階で、その内容に応じて適切な対応をとりたいと考えており、お尋ねの山谷拉致問題担当大臣の発言は、そのような考え方を示したものである。

拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年九月二十九日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問主意書

平成二十六年五月二十九日の日朝合意により、拉致被害者及び特定失踪者についての再調査が北朝鮮により進められています。個人情報保護の観点から、以下質問します。

一 本年八月、全国の都道府県警察が特定失踪者の家族と面談し、現在、警察のホームページで公開している程度の個人情報を、わが国政府が北朝鮮に提供する状況になったとき、すぐに出せるよう準備しておくための理由で同意書(以下「本同意書」とする)の提供を求めているとのこと。その目的及び使途を詳しくお示し下さい。

二 本年九月二十九日現在で、家族から本同意書の提供を受けた特定失踪者は八百六十三人中何人ですか。また、家族から本同意書の提供を受けている拉致被害者は十二人中何人ですか。

三 本年九月二十九日現在において、本同意書の提供に応じた拉致被害者及び特定失踪者(以下「被害者等」とする)の個人情報、すでに北朝鮮に提供済みですか。

四 家族が本同意書の提供に同意しなかった被害者等については、今後の北朝鮮による再調査なるものから除外されてしまうのですか、政府の見解をお示し下さい。

五 本同意書の提供を家族から求める一連の作業について、その根拠法令及び条文をお示し下さい。

六 政府ホームページには、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない者三十数名について、政府が北朝鮮に対し情報等を提供し調査を求めている旨の記載があります。この三十数名についても本同意書と同様の手続きを踏まれて

いるのであれば、家族から同意書の提供を受けた時期について、具体的にお示し下さい。

七 政府は、平成十八年二月に行われた日朝包括並行協議において、三十四名のリストを北朝鮮に提供しています。この三十四名についても本同意書と同様の手続きを踏まれているのであれば、家族から同意書の提供を受けた時期について、具体的にお示し下さい。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問に対する答弁書

一及び五について

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者について、北朝鮮との協議の場合において警察が保有する情報を北朝鮮に対し提供することも想定されたことから、警察では、これらの者の情報を北朝鮮に提供する場合には、提供の可否に係るこれらの者の家族の意向を踏まえて対応するため、実務上の取扱いとして、あらかじめその確認を行ったものである。

二について

本年九月二十九日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は八百八十三名であるが、これらの者の家族の意向の確認結果を明らかにすることは、今後の対応に支障を来す

おそれがあることから、お答えは差し控えた。また、御指摘の拉致被害者は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者には含まれないため、一及び五について述べた確認の対象ではない。

三について

お尋ねについては、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

四について

北朝鮮は、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を行っていることと承知している。

六及び七について

御指摘の情報提供に至る過程については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年九月二十九日

参議院議長 山崎 正昭殿

有田 芳生

新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問主意書

二〇二〇年開催の東京オリンピック、二〇一九年開催のラグビーワールドカップにかかる新国立競技場の建設にあたり、都営霞ヶ丘アパート（以下「霞ヶ丘アパート」とする）所在地が関連敷地となることから解体、住民の立ち退きが求められて

います。

東京都以下「都」とする。によると、都が実施した立ち退きに関する住民への説明ならびに協議は、町会を通じて行っています。この協議内容については町会報により住民に周知されているという認識を都はもっていますが、住民のすべてがそのような認識ではありません。

そこで、前回オリンピックの開催時と同様に立ち退き移転を迫られている、あるいは既に早期移転した住民もいる霞ヶ丘アパートの二度目の立ち退きについて、以下質問します。

一 都は、ラグビーワールドカップ二〇一九年日本大会成功議員連盟の「国立霞ヶ丘競技場の八万人規模ナショナルスタジアムへの再整備等に向けて」という決議と、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」とする）主催の有識者会議（以下「有識者会議」とする）における提言を立ち退きの根拠としています。

その後、都は二〇二二年七月中旬に日付記載のないチラシ「国立競技場の建替えに伴う移転について」を霞ヶ丘アパートに全戸配布しました。この立ち退き決定にかかる法的根拠の妥当性について、政府としての見解をお示し下さい。

二 多くの高齢住民の移転は、日本国憲法第二十二条の定める居住権のみならず、身体的、精神的苦痛を伴うことから憲法二十五条の生存権にもかかわっています。立ち退き移転について、都が住民に経過を含めた丁寧な説明、対応を必要とありますが、政府の見解をお示し下さい。

三 霞ヶ丘アパートが都の管轄であることは承知しています。しかし国も出席した有識者会議の提言をもとに移転を決定したこと、また、国策

としてオリンピックを開催することを考えれば、「人と環境にやさしいスタジアム」の建築として国としても住民に説明がなされるべきではないでしょうか。また、都に限らず公営住宅の立ち退きや移転の際の自治体による住民への説明、対応はどうあるべきか、政府の考えをお示し下さい。

四 二〇一四年九月八日、参議院議員会館において都都市整備局の職員にヒアリングを実施したところ、霞ヶ丘アパートの立ち退きに関してはあくまで有識者会議の提言をもとに決定したとし、都にはこのことを決めた決裁文書などはないと回答しました。こういった自治体の決裁ならびに事務手続は法的有効性を持つているのか、政府の見解をお示し下さい。

五 有識者会議には国も出席しています。霞ヶ丘アパートの解体、立ち退き移転についての国の関与、この決定や取りすめについての国（文部科学省）と都の関係、それぞれの役割についてお示し下さい。

右質問する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねについては、霞ヶ丘アパートの設置者

である東京都における事務手続等に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねについては、政府としてお答えする立場にないが、東京都において、住民の事情にも配慮しつつ、適切に対応されるものと考ええる。

三について

お尋ねについては、東京都及び国立霞ヶ丘競技場陸上競技場改築の実施主体である独立行政法人日本スポーツ振興センターにより、住民等に対する説明が行われているものと承知している。なお、一般論として、公営住宅の住民に移転を要請するに際しては、当該移転を要請する地方公共団体において説明会を開催する等して、当該住民にその内容及び必要性を理解していただくことが重要であると考ええる。

五について

お尋ねの霞ヶ丘アパートの解体及び住民への移転の要請については、霞ヶ丘アパートの設置者である東京都により進められているものと承知しており、文部科学省は直接関与していない。

新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年九月二十九日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問主意書

新国立競技場設置予定地である現国立霞ヶ丘競

技場内及び都立明治公園内の約九千平方メートルを対象として、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」とする)を発注元として埋蔵文化財の発掘調査(以下「発掘調査」とする)が実施されています。その実施に関連し以下質問します。

一 発掘調査の対象は明治公園など東京都の所有地も含まれています。JSCは所有していない土地の発掘調査をすることは可能なのですか。可能であるならば、その根拠をお示し下さい。

二 発掘調査の計画内容並びに現況について東京都と新宿区に問い合せたところ、JSCに聞くようにとの回答でした。この発掘調査において国(文部科学省)、JSC、東京都、新宿区それぞれの役割についてお示し下さい。

三 発掘調査で遺跡が発掘された場合には、文化財保護法の規定により、現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならぬことになっています。届け出た遺跡が重要なものであり、かつその保護のために調査を行う必要があると認めるときは、都道府県はその土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、現状を変更することとなる行為の停止又は禁止を命ずることができると思っています。この理解でよろしいですか。

四 発掘調査の発注元であるJSCとそれを管轄する国(文部科学省)、重要な遺跡を保護するために工事の停止を命ずることができる東京都は、それぞれ新国立競技場設置を推進している当事者です。各当事者が正しく役割を果たしているかどうかをチェックするには、発掘調査結果の情報公開が重要であると考えます。政府は発掘調査結果について情報公開を行う予定がありますか。あるとしたらそれはいつのことですか。

五 試掘調査の大半が既に終了し、これから本格的な発掘調査が実施されると聞いています。その理解でよろしいですか。さらに一部で変則的に発掘調査をしているところもあると聞いています。現時点での発掘調査の進捗状況を当初の発掘調査計画・スケジュールと対比して具体的にお示し下さい。また、現時点までの調査で、重要かつ保護すべき遺跡等は発見されていますか。あれば具体的にお示し下さい。

六 試掘調査については一般競争入札となつていますが、ところが本格的な発掘調査については随意契約と聞いています。それは事実ですか。事実なら、なぜ一般競争入札ではなく随意契約なのでしょう。その理由をお示し下さい。右質問する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問に対する答弁書

一について

埋蔵文化財の発掘調査を行う場合、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十二条第一項等の規定に基づき、発掘調査をしようとする者は、発掘予定地の所有者の承諾書等の書類を添えて都道府県教育委員会に届出することとされているところ、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)

を発注者として現在実施されている発掘調査(以下「本件発掘調査」という。)においては、センターが所有していない土地については、その所有者である東京都の承諾を得た上で、調査が行われていると承知している。

二について

本件発掘調査は、文部科学省が所管するセンターを発注者として実施されている。東京都教育委員会は、文化財保護法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第五条第一項第五号の規定に基づき、本件発掘調査に係る同法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令等の権限を有している。また、新宿区教育委員会は、本件発掘調査のうち同区の域内の発掘調査に協力を行うものと承知している。

三について

文化財保護法第九十二条第一項の規定による埋蔵文化財の発掘調査が行われる場合、同条第二項等の規定により、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、都道府県教育委員会は、同条第一項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができることとされている。なお、この場合には、同法第九十六条の規定は適用されない。

四について

政府は、本件発掘調査の実施主体ではないことから、現時点で、政府としてお尋ねの「発掘調査結果」に関する情報公開を行う予定はない。

五について

センターによれば、御指摘の「試掘調査」(以

下「本件試掘調査」という。については、既に終了しており、また、本件発掘調査については、平成二十五年度から平成二十八年度までの計画で実施されており、おおむね計画どおりに進捗しているとのことである。なお、調査計画や進捗状況の詳細については、センターにおいて管理されている。また、センター及び本件発掘調査に係る文化財保護法上の権限を有している東京都教育委員会によれば、現時点で、現状保存すべきと判断されるような特に重要な遺跡等は発見されていないとのことである。

六について
本件試掘調査及び本件発掘調査に係る契約に関する情報については、センターのホームページに掲載されているところである。

東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年九月二十九日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問主意書
意書

ハラールとは、「合法的なもの」や「許されたもの」を意味するアラビア語であり、立法者であるアッラーが人類に示した規範「シャリーア（イスラム法）」に則った合法なものを指す。ハラールは食品にも適用され、イスラム法上合法的な食品をハラール食品と呼び、ハラール認証とは、イスラム

法上合法であることを表す認証を意味している。平成三十二年に東京オリンピックを迎えるため、我が国へのムスリムの人々の来訪は増加していくと想定されるが、ムスリムのための礼拝施設や食品提供などの受入れの準備は進んでおらず、在京のイスラム教国の大使館から懸念が示されている。

このような観点から、以下質問する。

一 インドネシア、パキスタン、バングラデシュ、イラン、トルコ、アフガニスタン、ウズベキスタン、エジプト、アルジェリア、モロッコ、イラク、サウジアラビア、イエメン、シリア、UAE、チュニジア、コソボの国籍を有する者の訪日者数について、過去三年間の数字をそれぞれ示されたい。

二 政府はムスリムの礼拝習慣や食品提供などの支援を行う政策を現在行っているのか、具体的に示されたい。

三 マレーシアやインドネシア、UAEでは、政府機関若しくはそれに準ずる公的機関が食品のハラール認証を行い、その認証を表示した商品が市場に流通している。政府はこのような他国の取組について調査したことはあるのか、具体的に示されたい。

四 現在、我が国で行われている食品のハラール認証について、在京のイスラム教国の大使館からは適正なものではないとの懸念が示されている。政府は、今後、東京オリンピックに向けてムスリムの人々の来訪を歓迎するならば、政府機関の下で食品に厳格にシャリーアに基づいたハラール認証を行う制度を確立すべきであるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねの「訪日者数」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、お尋ねの国籍別の平成二十三年から平成二十五年までの各年における新規入国者数は、平成二十三年が、インドネシア五万三千八百十三人、パキスタン四千七百三人、バングラデシュ二千七百六十七人、イラン二千七百三十人、トルコ五千五百八十一人、アフガニスタン九百四十四人、ウズベキスタン千六百七十七人、エジプト千八百五十人、アルジェリア三百二十七人、モロッコ四百四十四人、イラク九百八十二人、サウジアラビア千六百七十六人、イエメン九十人、シリア八百七十八人、アラブ首長国連邦八百九十九人、チュニジア四千四百七十七人及びコソボ四十八人、平成二十四年が、インドネシア九万二千八百八十八人、パキスタン五千七百七十一人、バングラデシュ三千六百三十三人、イラン三千四百六十六人、トルコ九千四百八十七人、アフガニスタン二千二百十八人、ウズベキスタン千三百五十三人、エジプト三千五十九人、アルジェリア五百四十三人、モロッコ七百三十二人、イラク千五百三十三人、サウジアラビア三千四十人、イエメン二百八十八人、シリア

ア七百五十一人、アラブ首長国連邦千八百八十五人、チュニジア七百六十四人及びコソボ百十一人並びに平成二十五年が、インドネシア十二万七千七百二十五人、パキスタン五千五百九十九人、バングラデシュ四千九百九十一人、イラン二千四百三十一人、トルコ一万四千四百五十五人、アフガニスタン五千五百一十一人、ウズベキスタン千四百二十一一人、エジプト三千九百九十九人、アルジェリア五百三十人、モロッコ七百五十八人、イラク千九百九十二人、サウジアラビア三千八百六十三人、イエメン二百九十七人、シリア四百四十四人、アラブ首長国連邦二千七百二十人、チュニジア九百四十五人及びコソボ八十七人である。

二について

国土交通省としては、独立行政法人国際観光振興機構と連携し、国内のイスラム教の礼拝堂の場所等に関する情報を発信するとともに、国内の飲食施設、宿泊施設等を対象とした講習会の開催等により観光目的で訪日するイスラム教徒を受け入れるための環境整備を促進し、観光目的で訪日するイスラム教徒の数を増加させる取組を行っているところである。

三について

独立行政法人日本貿易振興機構が、御指摘の国を含む外国の政府機関等が行っているハラール認証のための制度等について調査を実施し、「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書」を本年三月に公表したところである。

四について

お尋ねの「政府機関の下で食品に厳格にシャリーアに基づいたハラール認証を行う制度」の趣旨が必ずしも明らかではないが、農林水産省

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

としては、我が国におけるハラル認証のための制度の創設については、政府機関がハラル認証を行うことの必要性、憲法第二十条との関係等を整理する必要があると考えており、現時点で、ハラル認証のための制度を創設することとは考えていない。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年九月二十九日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問主意書

政府は平成二十六年七月一日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定（以下「本閣議決定」という。）を行った。

日本を取り巻く世界情勢は一層厳しさを増し、あらゆる事態を想定して、国民の命と平和な暮らしを守るため、切れ目のない安全保障法制を整備する必要があると考えるものの、立憲主義的視点による手続も欠かさない。

このような観点から、以下質問する。

一 政府は本閣議決定に関連して内閣官房のホームページに、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答を掲載しており、問四において「解釈改憲は立憲主義の否定ではないのか？」

（以下「本件問四」という。）と記載しているが、ここでいう「立憲主義」の定義を示されたい。

二 本件問四に対し、「今回の閣議決定は、合理的な解釈の限界をこえるいわゆる解釈改憲ではありません。これまでの政府見解の基本的な論理の枠内における合理的なあてはめの結果であり、立憲主義に反するものではありません。」との記述があるが、「政府見解の基本的な論理の枠内における合理的なあてはめの結果」の定義を示されたい。

三 立憲主義的要請に立つ憲法の基本原理は三権分立である。国会の決議などが関与していない本閣議決定は、内閣を中心とする行政権の中で議論されたものであり、三権分立の原理に基づいたとは言えない。前記二に関して、仮に「基本的な論理の枠内における合理的なあてはめの結果」と政府が判断したとしても、それが「合理的なあてはめ」ということが妥当か否かを確認するために国会があり、その確認は立憲主義的要請するところである。本閣議決定の手続は立憲主義を否定あるいは軽んじていると思われるが、政府の見解を示されたい。

四 本来、このような我が国の安全保障政策の重要な変更になる意思決定に先立ち、立憲主義的視点に基づき、まず国会で集団的自衛権の行使容認の是非に関わる議論が行われ、決議等で政府に法整備を要請するという手続が取られるべきである。たとえ政府が「合理的なあてはめ」の結果と主張しても、事案の軽重にかかわらず国権の最高機関である国会での議論が政府に優先されるべきであり、それが立憲主義的要請するところである。なぜ政府は国会での議論を先に求めなかったのか、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「立憲主義」については、確立された定義があるとは承知していないが、御指摘のホームページ（以下「ホームページ」という。）においては、立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であるという一般的な意味で使用したものである。

二について

お尋ねの「政府見解の基本的な論理の枠内における合理的なあてはめの結果」とは、ホームページにおいては、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定。以下「本閣議決定」という。）において示された憲法解釈が、昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」に示されている従来の政府見解の基礎となつている基本論理を維持し、その考え方を前提とするものであり、これと整合

するものであることを述べたものである。

三について

行政府としての憲法の解釈については、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものであり、「本閣議決定の手続は立憲主義を否定あるいは軽んじている」との御指摘は当たらないと考えている。

四について

三について述べたとおり、行政府としての憲法の解釈は、最終的には、内閣がその責任において行うべきものであり、御指摘の「国会での議論を先に求めなかった」との意味するところが必ずしも明らかではないが、安全保障法制に関する問題については、政府として、本閣議決定の前にも国会等において丁寧に説明を行ってきたところである。

東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年九月二十九日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問主意書

平成二十六年六月十八日の東京都議会本会議において、みんなの党の塩村あやか議員が妊娠や出産に悩む女性への支援策について質問していた際

に、「自分が早く結婚したらいいじゃないか」、「産めないのか」といった不規則発言(以下「本不規則発言」という。)が行われ、日本国内のみならず、CNNやロイター、BBC等の海外の各メディアでも幅広く報じられ、本不規則発言の発言者を性差別主義者として報道する記事が目立った。

このような報道は海外での日本国民と日本政府の名誉を著しく損なうものであり、政府として何らかの対策を採ることが必要であると思われる。

特にいわゆる「従軍慰安婦」についてのキャンペーンが様々な機会を通じて欧米で行われている現状を鑑みれば、日本政府が女性の人権問題に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことは国益に関わる問題である。

このような観点から、以下質問する。

一 本不規則発言に関する海外メディアの報道状況について、政府はどのように把握しているのか、具体的に示された。

二 地方議会で行われた不規則発言といえども、このような報道がなされた現状に鑑み、政府として日本政府が女性の人権問題について積極的に取り組み、啓蒙活動を行っていることを発信すべきだと思われるが、政府の取組を示された。

三 東京オリンピックを迎えるに当たり、その受け入れ地になる東京都の議会でのこのような不規則発言が行われることで、海外から本場に東京でオリンピックを開催することが望ましいことかとの疑問が投げかけられる等、開催に向けてのダメージになると思われる。東京オリンピック開催に向けて本不規則発言がもたらす影響をどのように考えているのか、政府の見解を示されたい。

四 東京の外国人記者クラブや世界の主要都市に

において、日本政府が女性の人権問題について積極的な取組を行っていることを担当大臣と記者との懇談という形で説明する海外メディア向けの啓蒙活動を行うべきであるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問に対する答弁書

一 について
平成二十六年六月十八日の東京都議会本会議における発言(以下「発言」という。)について、複数の外国の報道機関による報道があったことは承知している。

二及び四について

安倍内閣総理大臣は、国連総会を始めとする国際会議において、女性の人権に関する我が国の取組について、情報を発信してきている。また、男女の人権の尊重を基本理念とする我が国の男女共同参画に関する取組について国際的に広報することを目的として、例えば、森前内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が、その在任中、外国の報道関係者等が加盟する記者クラブの外国人記者との懇談及び海外出張の際の外国の報道機関との懇談を行うとともに、内閣府において、英語のホームページ及び英語のパンフ

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

レットを用いて情報を発信してきている。

今後とも、適切な機会を捉えてこのような取組を進めてまいりたい。

三について

政府としては、オリンピック競技大会の主催者である国際オリンピック委員会及びこれに加盟している各競技団体から、発言について特段の指摘は受けていない。また、東京都や一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会においても、国際オリンピック委員会及びこれに加盟している各競技団体から、発言について特段の指摘は受けていないと承知しており、政府としては、現時点では、オリンピック競技大会の開催への影響があるとは認識していない。

安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月一日

有田 芳生
参議院議長 山崎 正昭殿

安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する質問主意書

平成二十四年十二月二十六日に発足した安倍内閣と、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(以下「家族会」とする)等との面談に関し、以下質問します。

一 平成二十四年十二月二十六日に安倍内閣が発足して以降、安倍総理が家族会と面談した日時、場所、人数について時系列でお示し下さい。

い。あわせて、それらの面談の目的と必要性についても時系列でお示し下さい。

二 平成二十四年十二月二十六日に安倍内閣が発足して以降、安倍総理が特定失踪者の家族と面談した日時、場所、人数について時系列でお示し下さい。あわせて、それらの面談の目的と必要性についても時系列でお示し下さい。

三 平成二十五年一月二十五日の「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」において、政府は「拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす」との方針を決定しています。これは政府認定拉致被害者家族と政府未認定拉致被害者家族を差別することなく同等に対応すると読み替えてよろしいですか。

四 本年三月二十八日に開催された「北朝鮮情勢に関する御家族への説明会」及び「総理と拉致被害者御家族との面談及び夕食懇談」において、安倍総理並びに政府担当者はどのような事項について説明したのですか。具体的にお示し下さい。

五 前記四の会合において、安倍総理並びに政府担当者から拉致被害者家族等に対し、「これを公にすることにより、我が国の拉致問題解決への対応方針等が明らかとなり、他国等との交渉上不利を被るおそれのある情報が提供されています。他国等との交渉上不利を被るおそれのある情報を提供できる根拠法令は何ですか。法令名及び該当条文をお示し下さい。

六 前記五について、家族会等にこのような他国等との交渉上不利を被るおそれのある情報を提供することは、国家公務員法の守秘義務には違反しないのですか。また、昨年成立した特定秘密の保護に関する法律が施行された場合に

は、このような行為は同法に規定する守秘義務には違反しないのですか。政府の見解をお示し下さい。

七 安倍総理並びに政府担当者は、全国に散在する特定失踪者八百六十三人の家族が希望すれば、直接面談してこれまで家族会等に説明をしてきた内容と同様の説明を行う用意がありますか。その場合、面談を希望する特定失踪者の家族は、政府のどの部署に連絡すれば良いのですか。

八 政府が、拉致被害者家族等に面談して情報提供する一方、特定失踪者八百六十三人の家族には面談もせず情報提供も行わないとすれば、憲法が保障する法の下での平等に違反しませんか。政府の見解をお示し下さい。

右質問する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する質問に対する答弁書

一について

第二次安倍内閣発足後、安倍内閣総理大臣が北朝鮮による拉致被害者家族連絡会と面談した①日時、②場所及び③人数についてお示しすると、次のとおりである。

①平成二十四年十二月二十八日 ②総理大臣官邸 ③十五名

①平成二十六年三月二十八日 ②総理大臣官邸 ③十八名

①平成二十六年七月四日 ②総理大臣官邸 ③四名

また、これらの面談の目的及び必要性について、具体的に明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

第二次安倍内閣発足後、安倍内閣総理大臣と北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族との面談は、行っていない。

三、七及び八について

お尋ねの「政府未認定拉致被害者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第四百三十三号。以下「拉致被害者支援法」という。)第二条第一項の認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす方針である。したがって、同項の認定がなくとも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対しても必要に応じ、適宜適切に情報提供を行うとともに、適切な部署において面談を行っている。

四から六までについて

一について述べた面談の申しについて、具体的に明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。ただし、拉致被害者支援法第三条第四項において、「国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族

からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。」と規定しており、政府は、これに基づき、お尋ねの国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する守秘義務に違反しない範囲内で、拉致被害者の家族に対して情報提供を行っており、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号)の施行後は、同法にも違反しない形で情報提供を行ってまいりたい。

名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二日

衆数 慶子

参議院議長 山崎 正昭殿

名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書

本年八月、政府は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設工事のための海底ボーリング調査を強行したが、その直後に行われた沖縄県内の電話世論調査では、県民の八十・二パーセントが移設作業を中止すべきだとしている(琉球新報社・沖縄テレビ放送による合同世論調査(八月二十三、二十四日))。政府は、民意を踏まえ、直ちに全ての作業を中止すべきである。

当該ボーリング調査に当たっては、海上保安庁が巡視艇やゴムボートを作業水域周辺に配備し、工事に対して抗議活動を行っている住民のカヌーや小型船を包囲、威嚇し、行動を規制するなどの不当で過剰な行為を行っている。こうした不当な過剰警備は、住民の反対意思表明の機会を阻害す

るもので、憲法で保障される表現の自由を制限することとなるものであり、断固として抗議する。

また、海上保安庁の警備活動は、法的根拠が不明瞭なまま抗議活動を行う住民を拘束し、陸上に連行した上で事情聴取を行っており、過剰だけでなく違法な活動の恐れがある。

政府、海上保安庁においては、こうした違法の恐れがある警備活動の現状についてその全貌を明らかにした上で、直ちに活動を中止し、辺野古から退去すべきである。

よつて、以下質問する。

一 政府は、辺野古崎沖及び大浦湾においてブイとフロートを設置しているが、これらの設置場所はどのような範囲になっているのか、平成二十六年六月二十日の日米合同委員会合意されたキャンプ・シュワブの水域に設けられた臨時制限区域(以下「制限区域」という。)の外周に設置しているのか、若しくは制限区域の内側に設置しているのかなど、具体的に明らかにされない。

また、海上保安庁は、抗議活動を行う住民に対して、フロートから三百メートル以内付近に近づかないよう警告している。フロートから三百メートルの範囲は制限区域外の水域であつて不当な警告であると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、当該警告の法的根拠を併せて明らかにされたい。

二 海上保安庁は、辺野古において抗議活動を行っている住民を拘束し、陸上へ連行し、事情聴取を実施しているが(報道によると七月二十七日二名、八月十五日十二名、同二十五日三名、同二十六日九名、同三十日二十名、九月二日一名、同三日三名、同四日十名、同八日九名、同九日二十二名、同十二日五名、同十三日十四名)、これは住民のどのような行為に対し

て、どのような法的根拠に基づいて行ったのか(制限区域内又は制限区域外の拘束、それぞれの法的根拠を含む)、これまでに拘束等を行った事例の件数及び人数を含めて、個別具体的に明らかにされたい。

また、住民側に制限区域に進入するなど何らかの法令違反行為があつて逮捕された事例はあるのか。事例がある場合には、適用された法令及び根拠条文をそれぞれ明らかにされたい。

三 海上保安庁は、辺野古周辺海域を航行する船舶の船長等に対して、「立入検査指導事項確認票」とした文書に署名を求めているが、これはどのような法的根拠に基づくものであり、署名した場合、又は署名を拒否した場合でどのような法的効果が生じるものなのか(署名をした上で制限区域に入った場合、取締りにどのような影響があるのかなど)、明らかにされたい。また、同文書に記載されている内容についても明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場代替施設建設事業(以下「事業」という。)の実施に当たっては、平成二十六年防衛省告示第百二十三号により、埋立て等の工事

の施行区域の外周に囲まれる区域の内側で陸岸に接続する水面域を、陸上施設及び普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安並びに水陸両用訓練に使用するため常時立入禁止区域として設定される臨時制限区域(以下「臨時制限区域」という。)としており、現在、当該施行区域の外周の一部及び内側に浮標等を設置している。

また、お尋ねの「警告」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海上保安庁は、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二条第一項の規定に基づき、海上の安全及び治安を確保するための業務を適切に行っているものと考えている。

二について

御指摘の「拘束し、陸上へ連行し、事情聴取を実施し」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねの「住民のどのような行為に対して、どのような法的根拠に基づいて行ったのか」についてお答えすることは困難である。

また、本年八月、事業のためのボーリング調査が開始されて以降、臨時制限区域内において、同調査に対する抗議活動を行う住民が逮捕された事例はない。

三について

海上保安庁は、海上保安庁法第二条第一項の規定に基づき、海上の安全及び治安を確保するための業務を適切に行うに際し、お尋ねの「立入検査指導事項確認票」に任意で署名を求めたものである。

また、同確認票には「一 工事作業区域には進入しないこと」、「二 キャンプシユワプ基地内に上陸しないこと」、「三 船長は、乗船者の安全の確保の責任があり、自ら入水したり、乗

船者を入水させないこと」、「四 現場では、海保ゴムボートの指示に従うこと」、「五 工事作業船や工事警戒船に接近しないこと」、「六 キャンプシユワプ周辺海域での航行に関し、海上保安官から上記指導を受け、同意しました。」等が記載されている。

我が国のエボラ出血熱対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

我が国のエボラ出血熱対策に関する質問主意書

西アフリカで発生したエボラ出血熱は危機的様相を深めており、既に死者は三千人を超えたと報じられている。エボラ出血熱の感染範囲はアフリカ大陸からヨーロッパや北米大陸にまで拡大する可能性も否定できない。

米国のオバマ大統領は「空気感染しないから、過度の心配はしないように」と述べつつも、「このままではウィルスの変種が生まれ、世界各地に広がりがかねない。そうなればアメリカも深刻な事態に遭遇する」と警戒宣言を行っている。この背景には、アフリカ系住民の多い米国ではアフリカから野生動物の肉が合法、非合法に大量に運び込まれている事実がある。米国でも厳重な検疫体制が敷かれているが、現状のままでは、いつ防波堤が破られるかは時間の問題との指摘もある。史上最悪といわれるエボラ出血熱に対しては、我が国も防衛体制を強化しなければならない。

このような観点から、以下質問する。

一 我が国のエボラ出血熱に対する対策として、政府はどのような体制を取っているのか、具体的に示されたい。

二 我が国でエボラ出血熱の疑いのある者に対する検査を行うことができる施設の現状について、具体的に示されたい。

三 万が一、我が国国内でエボラ出血熱の患者が発見された際に患者が入院できる施設の現状について、具体的に示されたい。

四 米国で野生動物の肉によるエボラ出血熱の感染が危惧されているように、アフリカから野生動物の肉、又は野生動物そのものが合法、非合法に我が国に運び込まれる可能性も否定できないが、このような問題に対して十分な検疫体制が敷かれているのか。政府の取組を具体的に示されたい。

五 富士フイルム株式会社のグループ会社がエボラ出血熱に対する特効薬を開発し、これから臨床実験に着手するという報道があるが、政府の把握している内容につき具体的に示されたい。

六 日本赤十字社では、西アフリカ地域に緊急医療チームを派遣する計画を進めていると承知しているが、現地における人的支援について、政府としてどのような対策を考えているのか具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出我が国のエボラ出血熱対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出我が国のエボラ出血熱対策に関する質問に対する答弁書

一について

エボラ出血熱に対しては、厚生労働本省、検査所、国立感染症研究所、都道府県保健所を設置する市及び特別区を含む、保健所及び医療機関が密接に連携して対応することとしており、「エボラ出血熱に関する対応について（情報提供）」（平成二十六年八月七日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成二十六年八月八日付け健感発〇八〇八第二号・食安検発〇八〇八第一号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬食品局食品安全企画情報課検疫所業務管理室長連名通知）等により、エボラ出血熱に感染した疑いのある患者（以下「疑い患者」という。）が発生した場合における各主体の役割分担・連携の在り方等を示している。

二について

国立感染症研究所山形分室においては、疑い患者から採取された血液等の検体の検査を実施する設備が整備されている。

三について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第十九条又は第二十条の規定により、都道府県知事は、エボラ出血熱を含む一類感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、又は入院させることができることとしており、平成二十六年四月一日現在において、特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関について、それぞれ三施設及び

四十四施設が指定されている。

四について

御指摘の「野生動物」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、エボラ出血熱の自然界から人への感染源はコウモリ及びサルと考えられているところ、コウモリ及びサルについては、感染症法第五十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下「感染症法施行令」という。）第十三条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚生省・農林水産省令第二号）第一条の規定により、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときを除き、アフリカ諸国から輸入することは禁止されている。コウモリについては、当該許可はされないが、サルについては、当該許可を受けた場合は、感染症法第五十五条第四項及び感染症法施行令第十四条の規定により、サルの輸入者は、当該サルがエボラ出血熱にかかっているかどうか、又はその疑いがあるかどうかについての動物検疫所の家畜防疫官による検査を受けなければならないとされている。

なお、エボラ出血熱は、感染者の体液等に直接接触することにより、人から人に感染する事例がほとんどを占め、また、アフリカ諸国以外の地域においては、野生動物の食肉を原因とするエボラ出血熱の感染事例の報告もないことから、野生動物の肉については、特段の検疫措置は講じられていない。

五について

御指摘の医薬品は、平成二十六年三月に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第

一項の規定に基づく製造販売の承認を取得した抗インフルエンザウイルス薬「アビガン錠二百ミリグラム」を指すものと考えられるが、本剤については、エボラ出血熱への適応は承認されていないものの、海外でのマウスによる実験でエボラ出血熱に対する効果が示唆されたとの研究結果が出されていることは承知している。また、現時点で本剤を用いたエボラ出血熱の患者を対象とする臨床試験は国内外で実施されていないものの、今後、海外において臨床試験が実施される予定であると承知している。

六について

政府は、これまで、世界保健機関からの要請を受け、合計三人、延べ四人の医療関係者を世界保健機関の枠組みを通じて、西アフリカ地域に派遣している。政府としては、引き続き、必要な施策を講じてまいりたい。

我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問主意書

イスラム法上合法な食品をハラール食品と呼び、ハラール認証とは、イスラム法上合法であることを表す認証を意味している。マレーシアやインドネシア、サウジアラビア、UAEでは、政府機関若しくはそれに準じる公的機関が食品のハ

ラール認証を行い、その認証を表示した商品が市場に流通している。

我が国においてはいくつかの任意団体が食品のハラール認証を行っているが、海外のイスラム教国にこれらのハラール認証を受けた食品を商品として輸出したところ、現地ではイスラム法上合法であるとは認められなかったというトラブルが多発している。このようなトラブルを放置すると、日本は大きな食品輸出市場を失いかねない。

このような観点から、以下質問する。

一 我が国では、ハラール認証についての統一規格がなく、任意団体がハラール認証を行っているものの、必ずしもイスラム法上合法ではないという認識が海外のイスラム教国で広がり、日本からの食品流通の阻害要因になっている。政府はこのような海外でのトラブルについて把握しているのか、具体的に示されたい。

二 現在、政府内に食品のハラール認証に関する研究会が設置されていると承知しているが、研究会の進展状況はどのようなものか示されたい。

三 農林水産省食糧産業界輸出促進グループが事務局を務める「ハラール食品輸出モデルの策定事業」の実行委員会メンバーについて、日本に在住するイスラム教徒からはパキスタン系の専門家に偏っているのではないかと指摘がある。このような人選では、他国では認められない「パキスタンの認証になるのではない」との懸念が表明されている。政府がハラール食品輸出モデルの策定事業を行う場合、多様なイスラム文化圏に配慮する必要があると思われるが、政府の取組について具体的に示されたい。

四 周知のように、日本食の海外での評価はとも高く、政府は強い農業づくりの支援にも力を

入れている。現在、世界のムスリム人口は世界人口の四分の一を超えており、国際的に高い評価を持つ日本食を海外に輸出することは、政府の成長戦略の大きな柱として位置付けることもできる。日本の食品をイスラム教国に輸出するためには、ハラール認証を政府機関などが主導して行うべきである。将来的に任意団体にハラール認証を委ねるとしても、公的機関などで統一的な基準を設け、イスラム法上合法なハラール認証を行う制度を日本国内に確立する必要があると考えるが、政府の見解を示された。

右質問する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のハラール認証に関する「海外でのトラブル」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、ハラール認証については、その内容が我が国の農林水産物・食品の輸出先の国ごとに異なることが、輸出を促進する上での課題の一つであると認識しているところである。このため、独立行政法人日本貿易振興機構が、外国の政府機関等が行っているハラール認証のための制度等について調査を実施し、本年三月に「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハ

ラール調査報告書」を公表し、輸出先の国ごとに、ハラール認証を取得する際の留意点等に関する情報の提供に努めているところである。

二について

御指摘の「政府内」の「食品のハラール認証に関する研究会」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(平成二十五年八月二十九日農林水産省公表)に基づく取組の検証等を行うために農林水産省を始めとする政府機関、事業者団体等により設立された「輸出戦略実行委員会」の下に、本年六月にハラール部会が設置され、ハラール認証の取得に関する課題等について議論が開始されたところである。

三について

農林水産省としては、我が国の農林水産物・食品の輸出促進に当たっては、輸出先の国ごとに異なっている様々なハラール認証の内容に配慮することが重要であると認識している。平成二十五年年度に「国別マーケティング事業」において実施した御指摘の「ハラール食品輸出モデルの策定事業」では、インドネシア、シンガポール、マレーシア又はアラブ首長国連邦の政府機関等から認証を受けている国内の複数の団体に加え、大学教授、食品の事業者団体等の意見を踏まえて、ハラール食品を輸出するための取組の例を提示したところであり、「パキスタン系の専門家に偏っている」との指摘は当たらないものと考えている。

四について

お尋ねの「公的機関などで統一的な基準を設け、イスラム法上合法なハラール認証を行う制度の趣旨が必ずしも明らかではないが、政府機関等が主導して行うハラール認証のための制度の創設については、先の答弁書(平成二十六

年十月七日内閣参質一八七第六号)四についてでお答えしたとおりである。

我が国の国連安保理常任理事国入りに取り組む政府の姿勢に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

我が国の国連安保理常任理事国入りに取り組む政府の姿勢に関する質問主意書

国際連合以下「国連」という。は、一九四五年十月二十四日に発足した。国連は、第二次世界大戦が引き起こした鋭い対立や多くの審議の場となった。その後の冷戦による世界の二分化にもかかわらず、世界平和に対して大きな貢献をしてきた。二十一世紀初頭の現在、世界と全ての人々が直面しているグローバルな変革の中で国連はより一層今日的な意義を持つている。

政府は、環境・気候変動、核軍縮・不拡散、紛争解決や平和構築、貧困等、外交において主要課題として顕在化する様々な分野で国連が重要な役割を果たすとして、日本自身の持続可能な成長のためにも、これら諸課題に取り組むため、国連と連携する姿勢を示している。

このような観点から、以下質問する。

一 国連との連携を重視する政府は、国連の安全保障理事会(以下「安保理」という。)の常任理事国入りに向けても積極的に取り組んでいると承知しているが、日本が安保理の常任理事国入りによつて得られる利益はどのようなものか、具体的に示された。

二 外務省のホームページの国連に関する記述で、「日本は二〇一五年十月に行われる安保理非常任理事国選挙に立候補しています。この選挙に当選することで、国際の平和と安全のためにより一層貢献できます。」との見解が示されている。日本の非常任理事国当選は常任理事国入りを含む日本の国連での活動の一環と位置付けられ、常任理事国入りと非常任理事国に当選することには密接な関係があると思われるが、政府は常任理事国入りと非常任理事国当選をどのように関連付けているのか、具体的に示された。

三 安倍首相が二〇一四年九月、バン格拉デシュのハシナ首相と会談した際、ハシナ首相より、バン格拉デシュ独立以来、日本とバン格拉デシュが歴史的に極めて友好的な関係を有してきたことを踏まえ、両国間関係の一層の促進のため、日本の二〇一五年選挙立候補を支持し、バン格拉デシュの立候補を取り下げる旨言及がなされ、安倍首相より、この決断に深く感謝し、高く評価する旨伝えるところに、この英断は日バン格拉デシュ関係を更なる高みに引き上げるものとの表明があった。この安倍首相のバン格拉デシュ訪問の際に交わされた二〇一四年から今後四〜五年間で最大六千億円の支援を行う」という経済協力の内容について、具体的に示されたい。

四 前記三の経済協力に関して、内外のメディアからは、日本の非常任理事国当選のためにバン格拉デシュに与えられた対価ではないかとの指摘がなされている。この指摘について、政府の見解を示されたい。

五 日本が多額の経済協力を与える約束をしたと同時に、バン格拉デシュが非常任理事国への立候補取下げを宣言したことは、経済的な弱者で

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

三〇

もある、国連加盟のアジアやアフリカの発展途上国にむける屈辱を与えるものではないか。これらの国々が国連で持つ合計の票数は大きく、今後の日本の常任理事国入りに悪影響を及ぼしかねないと思われるが、政府はこれらの国々に今回の経緯を丁寧説明しているのか、政府の取組を示されたい。

六 国連憲章第五十三条、第七十七条及び第七百七条(以下「旧敵国条項」という。)は、現在、事実上死文化していると認識されている。日本はドイツとともに、一九九五年の国連総会において、旧敵国条項を憲章から削除する決議案を出し、賛成多数によって採択されている。他方、旧敵国条項を憲章から実際に削除するためには、憲章の改正手続が必要であり、さらには改正後の憲章は各国での批准を要する。批准は各国議会の判断するところであり、容易なことではない。しかしながら、憲章に旧敵国条項が残されたままでは、政府の取り組む常任理事国入りにも重大な影響が生じると思われる。常任理事国は、第二次世界大戦の旧連合国の主要国と重なり、政府が常任理事国入りに取り組むのであれば、旧敵国条項を憲章から削除することにも積極的に取り組むべきではないか、政府の取組について具体的に示されたい。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出我が国の国連安保理常任理事国入りを取り組む政府の姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出我が国の国連安保理常任理事国入りを取り組む政府の姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

我が国が国際連合の安全保障理事会(以下「安保理」という。)の常任理事国となることにより、安保理で取り上げられる国際の平和及び安全の維持に関する問題に係る重要な意思決定に恒常的に参画し、我が国の主張を適切に反映させやすくなるとともに、このような問題に係る情報の入手が容易になると考えられる。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国としては、安保理で取り上げられる国際の平和及び安全の維持に関する問題に係る重要な意思決定に積極的に参画し、我が国の主張を適切に反映させていくことが極めて重要であると認識している。そのため、従来から、我が国の常任理事国入りが実現するまでの間は、それに向けた外交努力と並行して、非常任理事国として安保理に議席を占める頻度を可能な限り高めるよう努めている。

三について

お尋ねの経済協力は、平成二十六年五月のハシナ・バングラデシユ首相訪日の際に、安倍内閣総理大臣が表明し、同年九月に同内閣総理大臣がバングラデシユを訪問した際に、改めて表明したものであり、その内容は、同年よりおおむね四年から五年を目途に、同国に対し、最大六千億円の支援を行うというものである。そのうち約千二百億円は、電力・エネルギー、都市開発等の分野を中心とする第三十五次円借款として、同年五月に供与されている。今後の供与については、経済インフラ整備等の分野を中心

に、同国政府との対話を通じて、具体的な案件の形成を行っていく考えである。

四及び五について

バングラデシユの平成二十八年から平成二十九年までの任期の安保理非常任議席への立候補の取下げについては、平成二十六年九月の安倍内閣総理大臣の同国訪問時に発出された「二十四年九月六日から七日にかけての安倍晋三日本国総理大臣閣下によるバングラデシユ公式訪問時の成果に関する共同声明」にあるとおりであると認識しており、「今後の日本の常任理事国入りに悪影響を及ぼしかねない」とは考えてはいない。

六について

我が国としては、平成十七年九月の国際連合首脳会合成果文書において、国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)第五十三条、第七十七条及び第七百七条における「敵国」への言及を削除することを決意する旨記述されたことも踏まえ、国際連合安全保障理事会改革を含む国際連合改革の動向など、国際連合憲章の改正を必要とし得る他の事情も勘案しつつ、適当な機会を捉え、国際連合憲章第五十三条、第七十七条及び第七百七条における「敵国」への言及の削除を求めていく考えである。

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月二日

荒井 広幸

参議院議長 山崎 正昭殿

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原子力事故」という。)に係る賠償については、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)第十八条に基づき、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会(以下「原賠審」という。)が策定する「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等(以下「中間指針」という。)に基づき、原則、被害者と東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)との直接交渉により賠償が進められているが、直接交渉が難航する場合には、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「センター」という。)による和解の仲介手続を利用して紛争解決を図ることも可能である。和解の仲介手続では、中間指針及びセンターの総括委員会が策定する総括基準(以下「総括基準」という。)に基づき、中立・公正な立場の仲介委員(弁護士が、被害者と東京電力の双方から事情を聴き取って損害の調査・検討を行い、双方の意見を調整しながら、事案に応じて個別事情も考慮しつつ、和解案を提示するなどして、当事者の合意(和解契約)の成立による簡易・迅速な紛争解決を図ることが強く求められている。

しかるに、平成二十六年八月三十日付けの毎日新聞朝刊は、原子力事故による避難中に亡くなった人の精神的損害(以下「死亡慰謝料」という。)を算定する際、原子力事故の影響をほぼ一律に五割とするセンターの内部文書が存在すると報じている。記事中の平成二十四年十二月二十六日付け「被災者が本件事故に伴う避難により死亡した事案の主な論点について」と題する文書(以下「文書」という。)は、毎日新聞社のホームページにおいて

十三 平成二十六年四月十六日付けの毎日新聞朝刊は、東京電力社員が申立人となつてゐる和解の仲介手続において、東京電力が和解案の受諾を拒否する事例が相次いでゐることを報じてゐる。仲介委員が提示した和解案の受諾を東京電力が拒否したことにより、①和解の仲介手続が打ち切られた件数、②打ち切りに至つていなくなつてゐる件数について、東京電力社員が申立人となつてゐる内訳が分かるように明らかにされた。

十四 東京電力が和解案の受諾を拒否する事例に
対し、センターとしてどのような対応を取つて
いるか。また、政府として、センターへの指
導・監督を行っているのであれば、その詳細を
明らかにされたい。

十五 センターの上部組織である原賠審は、昨年
十二月二十六日以降、今日に至るまで開催され
ていない。東京電力が和解案の受諾を拒否する
事例やセンターにおける死亡慰謝料に関する内
部文書が存在等、この間に発生した諸問題に対
し、原賠審としてどのような考えを持ち、どの
ような対応をとっているか、明らかにされたい。

十六 死亡慰謝料の算定について、今後、原賠審
においても、事実認定の在り方や寄与度の算定
方法等を検討し、新たな指針を策定すれば、被
害者の負担軽減や簡易・迅速な紛争解決につな
がると考えるが、政府の見解を示されたい。

十七 センターにおける和解の仲介手続を担う調
査官や仲介委員は、いずれも弁護士で構成され
ている。死亡慰謝料の算定に当たっては、死亡
と原子力事故との間に相当因果関係の有無の判
断、寄与度の算定に医学的な知見も不可欠であ
ることから、中立的な医師等が手続に関与する
仕組みが必要と考えるが、政府の見解を示され
たい。

十八 センターにおける和解の仲介の成否は、東
京電力が受諾するかどうかによるところが大き
く、東京電力が和解案の受諾を拒否すれば、手
続は打ち切られることとなる。そこで、①仲介
委員が提示する和解案に強制力を持たせられる
よう「仲裁」などが行えるようにする、又は、
②東京電力に対し、可能な限り和解案を受諾さ
せるための仕組みが必要と考えるが、政府の見

解を示されたい。

十九 平成二十六年八月二十六日付け福島地方裁
判所の判決やセンターにおける死亡慰謝料の算
定に当たり寄与度をほぼ五割としているとみら
れる運用を見ると、避難による死亡と原子力事
故との間に相当因果関係が認められるのは明ら
かである。これらは、原子力事故により、避難
を強いられたことよって死を招いたことが明
らかとなった事例であり、原子力災害の実態を
如実に示すものである。一方で、自治体が把握
している災害関連死は、自然災害により避難中
などに死亡したと認定された場合を意味し、必
ずしも人為的な災害である原子力災害による死
亡を意味するものではない。しかし、これまで
述べてきたとおり、原子力事故による避難を強
いられたことに起因する死亡事例は、自然災害
に起因する災害関連死ではなく、原子力事故に
起因する「直接死」である。よって、政府は、原
子力事故で亡くなった人はいないという認識を
改めるべきであると考え、政府の見解を示
されたい。また、政府として、原子力事故に起
因して亡くなった原子力事故「直接死」とも言
うべき事案の詳細な調査が必要と考えるが、い
かが。

右質問する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員荒井広幸君提出原子力損害賠償紛争
解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出原子力損害賠償
紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定
に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十六年八月二十日に、原子力損害の賠
償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七
号)第十八条第二項第一号に規定する原子力損
害賠償紛争審査会の和解の仲介の手続(以下「和
解仲介手続」という。)を実施するための組織と
して設けられた原子力損害賠償紛争解決セン
ター(以下「センター」という。)において調査を
行ったところ、複数の職員が毎日新聞のホーム
ページに公開されているものと同じ文書(以下
「本件文書」という。)を保有していることを確認
した。関係職員からの聞き取り等を行った結
果、本件文書は、平成二十四年十二月当時、東
京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び福
島第二原子力発電所の事故(以下「本件原発事
故」という。)による避難に伴う死亡慰謝料の支
払に係る和解仲介手続が行われた事案につい
て、複数の仲介委員(原子力損害賠償紛争審査
会の組織等に関する政令(昭和五十四年政令第
二百八十一号)第七条の二第二項に規定する仲
介委員をいう。以下同じ。)の間で意見交換が行
われた際に、出された意見等を整理するために
作成されたものであると認識しているが、本件
文書の作成及び配布に係る経緯の詳細について
は特定できなかった。

三、六、七及び十一について

仲介委員が和解案を作成するに当たっては、
類似の事例における和解契約の先例や、民事訴
訟における実務慣行等、様々なものを参考にし
ていると承知しているが、仲介委員が一律に参
照すべき基準としては、原子力損害賠償紛争審

査会が原子力損害の賠償に関する法律第十八条
第二項第二号の規定に基づき策定した指針(以
下「本件指針」という。)及び原子力損害賠償紛争
審査会に設置された総括委員会が策定した総括
基準以外には存在しないと承知している。

御指摘の「利用」の意味するところが必ずしも
明らかではないが、和解仲介手続は、仲介委員
が、中立・公正な立場から、申立人の個別具体
的な事情に応じて判断するものであり、また、
本件原発事故に係る生命・身体的損害を伴う精
神的損害の額については、本件指針において、
「生命・身体」の損害の程度等に従って個別に算
定されるべきである」とされており、御指摘の
死亡に対する本件原発事故の影響の割合につい
ても、個別具体的な事情に応じて仲介委員が適
正と判断した割合が採用されていると認識して
いる。

四及び八から十までについて

本件文書は、複数の仲介委員の間で意見交換
が行われた際に、出された意見等を整理するた
めに作成されたものであると認識しており、本
件文書における個々の記述について、政府とし
てお答えする立場にない。また、通常の民事訴
訟における死亡した被害者本人の死亡慰謝料の
額の算定に当たっては、死亡の態様や被害者の
家庭における地位等諸般の事情が考慮されると
ころ、被害者の年齢についても考慮の対象とな
り得るものと承知している。

五について

お尋ねの死亡慰謝料の支払に係る和解の仲介
の申立件数については、お尋ねのような観点か
らの統計はなく、調査に膨大な作業を要するこ
とから、お答えすることは困難である。また、
死亡慰謝料の支払について和解が成立した件数

についても、同様の理由から網羅的にお答えすることは困難であるが、死亡慰謝料を和解対象の損害項目に含む事案として文部科学省がこれまでに把握できたものは百三十七件あり、これらを当該和解において勘案された死亡に対する本件原発事故の影響の大きさにより区分すると、当該影響が五十パーセントより大きいとしたものが約一割、五十パーセントとしたものが約四割、五十パーセント未満としたものが約四割、不明なものが約一割である。

十二について

仲介委員は、中立・公正な立場から、申立人の個別具体的な事情に応じて和解仲介手続を実施しているものと認識している。また、原子力発電については、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）が中心となって策定した基本安全原則においても、「施設と活動の存続期間全体を通して安全の一義的な責任は許認可取得者にあり、この責任は委任することができない。」とされているように、その安全確保の第一義的責任は事業者が負うべきであるという考え方が国際的な共通認識であると承知している。その上で、本件原発事故の反省の上に立つて、国がこれまで原子力政策を担ってきたことに伴う社会的責任については重く受け止め、今後、安全の確保を最優先として、全ての関係者が安全性の追求に終わりはないと姿勢で取り組んでいくことが重要と考えている。

十三について

東京電力株式会社が和解案の受諾を拒否したことにより和解仲介手続が打ち切られた事案の件数は、平成二十六年十月六日現在で四十六件であり、いずれも同社の社員又はその家族が申立てを行った事案である。また、同日現在で和解仲介手続が進められている事案のうち、同社

が和解案の受諾を拒否する旨の回答をしている事案の件数については、引き続き和解仲介手続が進められている段階であることから、お答えすることは差し控えたい。

十四について

仲介委員は、一般に、当事者間において和解が成立するよう、提示した和解案の合理性、妥当性について引き続き説明していくものと承知している。また、和解仲介手続は、仲介委員が中立・公正な立場から行うものであり、個々の事案について政府から仲介委員に指導等を行うことはない。

十五について

御指摘の「この間に発生した諸問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「東京電力が和解案の受諾を拒否する事例については、十四について述べたとおり、仲介委員は、当事者間において和解が成立するよう、提示した和解案の合理性、妥当性について引き続き説明していくものと承知している。また、「センターにおける死亡慰謝料に関する内部文書の存在」に関しては、一及び二について及び三、六、七及び十一についてそれぞれ述べたとおり、本文文書は、複数の仲介委員の間で意見交換が行われた際に、出された意見等を整理するために作成されたものであると認識しており、死亡に対する本件原発事故の影響の割合については、個別具体的な事情に応じて仲介委員が適正と判断した割合が採用されていると認識している。

十六について

本件原発事故に係る生命・身体的損害を伴う精神的損害の額については、本件指針において、「生命・身体」の損害の程度等に従って個別に算定されるべきである。」とされていることか

ら、現時点において、御指摘のような「新たな指針」を策定するよりも、引き続き、本件指針に基づき、個別具体的な事情に応じて和解仲介手続が実施されるべきものと考えている。

十七について

和解仲介手続において、本件原発事故と死亡との間に相当因果関係があるかどうかを判断するに当たり、どのような資料を用いるかについては、和解仲介手続を実施する仲介委員が個々の事案に応じて適切に判断すべきものと考えている。

十八について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、東京電力株式会社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第四十五条に基づく特別事業計画において、センターから提示された和解案を尊重するとしている。また、和解仲介手続は、平成二十六年十月六日現在で、和解仲介手続を終えた一万四百六十七件のうち八千五百九十五件で和解が成立するなど、その役割を果たしているものと考えていることから、現時点において、御指摘のような新たな仕組み等が必要であるとは考えていないが、引き続き、公平かつ適切な賠償が迅速に行えるよう取り組んでまいりたい。

十九について

御指摘の「原子力事故に起因する「直接死」及び「原子力事故「直接死」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、被災者の方々の死亡と本件原発事故に伴う避難との間に相当因果関係が認められ、原子力損害の賠償の対象となる事案がある」と認識している。

団体信用生命保険に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十六年十月二日
荒井 広幸

参議院議長 山崎 正昭殿

団体信用生命保険に関する質問主意書

団体信用生命保険は、主として長期の返済期間が設定される住宅ローンの債務者（借り手）を被保険者として加入するものであり、債務者が返済途中で死亡又は高度障害となった場合に、生命保険会社から金融機関に対し支払われる保険金により、ローンの残債務等が弁済されるという仕組みを提供する保険商品である。

しかし、住宅ローンを利用する一般の消費者から見た場合、その商品設計や具体的な取扱いに関して不透明な部分が極めて多い。私はこれまで、平成十八年六月五日及び十二日の参議院行政監視委員会を始めとして、国会審議の場でしばしばこの問題を取り上げ、政府との議論を行ってきたが、こうした不透明な部分は今日に至っても解消しているとは言えない。

団体信用生命保険の商品設計や説明内容の改善に向けて、金融機関や生命保険会社が責任を果たすべく、第二次安倍内閣では消費者・利用者の立場に立つて改善できるものと信じている。

そこで、以下質問する。

一 住宅ローン契約に当たって加入する団体信用生命保険の商品設計及び具体的な取扱いの実態について、金融機関及び保険会社を監督する政府として承知しているところを詳細に示された

い。

1 団体信用生命保険の保険料は、保険契約者

である金融機関が保険契約上負担すべき立場にあると考えるが、実際には保険料相当額が住宅ローンの金利負担の中に含まれているとの指摘がある。この指摘は事実であるのか。

三 金融機関が団体信用生命保険の保険料の内訳を債務者に開示すべきとの私の質疑に対して、金融庁は、貸出金利が金融機関の経営判断で決定されるものとの答弁を行っている。

二 保険料相当額が住宅ローンの金利負担の中に含まれる場合、おおよそ金利〇・三パーセント程度に当たるとの指摘があるが、実際はいかか。

三 団体信用生命保険は、住宅ローンの債務者に死亡等の保険事故が発生した際に、住宅ローンの残債務等に相当する額を保険金として支払うものであるから、返済が進み残債務等が減少するにつれて、保険金額も当然に減少すると考えるが、実際はいかか。

四 金融機関は、債務者が返済途中で死亡した場合、保険会社から金融機関に保険金が直接支払われ、確実にローン債権を回収できることから、住宅ローン契約に当たって団体信用生命保険への加入を条件としていることが一般的であると指摘されている。

住宅ローン契約に当たって団体信用生命保険の加入を条件としている金融機関は、どの程度存在するのか。

二 死亡等の際に住宅ローンの借入額及びその後生じ得る利息に相当する額の保険金が支払われる生命保険等を、住宅ローン契約の時点までに債務者が任意に締結しているのであれば、団体信用生命保険に重ねて加入しなくとも、万一の際に同様の効果を受けることが十分に期待できると考える。

そこで、このような場合には、団体信用生命保険の加入を一律に求めることなく、債務者に

選択の機会を与えるよう、金融機関に義務付けるべきと考えるが、いかがか。

三 金融機関が団体信用生命保険の保険料の内訳を債務者に開示すべきとの私の質疑に対して、金融庁は、貸出金利が金融機関の経営判断で決定されるものとの答弁を行っている。

しかし、仮に、団体信用生命保険の保険料相当額が住宅ローンの金利負担の中に含まれているとすれば、融資と保険という別個の金融商品・サービスの提供を受けているにもかかわらず、その対価が区別されていないこととなり、住宅ローン契約者に対して金融商品の説明義務が果たされていないことになる。

そこで、金融機関及び保険会社に対し、保険料相当額を金利負担と明確に区分した説明を義務付けるべきと考えるが、いかがか。

右質問する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員荒井広幸君提出団体信用生命保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出団体信用生命保険に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

住宅ローンの貸出金利は、資金調達コストや信用コストその他のコスト、市場の動向などを踏まえて、各金融機関が経営判断として決定している。団体信用生命保険料もコストの一要素ではあるが、同保険料は、各金融機関における住宅ローン債務者全体の状況を勘案して、金融機関ごとに設定されているものであり、個々の

住宅ローン債務者ごとに設定されているわけではないものと承知している。

一の3について

団体信用生命保険は、住宅ローンの残債務等に相当する額を保険金として支払うものであることから、住宅ローンの残債務等に相当する額の減少に伴い、保険金額も減少するものである。

一の4について

国土交通省が、平成二十六年三月に公表した「平成二十五年度民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書」によれば、長期・固定金利の住宅ローン等に関する融資審査等において、健康状態に関する審査項目として、団体信用生命保険の加入が必要と回答した機関数は、千二百七十七の回答機関数のうち千六百三十三であると承知している。

二について

何らかの事情により団体信用生命保険の加入を希望しない顧客に対しては、その事情に応じた説明の上、同保険の加入を求めない場合もあると承知しているが、各金融機関によるサービス・商品設計に係る御指摘のような事柄を「金融機関に義務付ける」とについては、慎重な対応が必要と考えている。

三について

住宅ローン契約について、顧客に適切な情報提供を行うことは一般的に望ましいと考えるが、金融機関のビジネスのノウハウやコストに係る御指摘のような説明を義務付けることについては、慎重な対応が必要と考えている。

北方領土の現況等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月六日

江口 克彦
参議院議長 山崎 正昭殿

北方領土の現況等に関する質問主意書

我が国は、来る二〇一五年に戦後七十周年を迎える。しかし、我が国固有の領土である北方領土がいまだロシアにより不法占拠されている状況は、非常に遺憾であり、政府は北方領土返還の実現に向けてたゆまぬ努力を続けていかなければならない。

さて、私は、本年六月二十六日から三十日にかけて、北方四島訪問事業（いわゆるビザなし交流）に参加し、国後島及び択捉島を訪問した。両島においては、ロシア政府の実施する「クリル諸島社会経済発展プログラム」によつて、道路整備・舗装、港湾整備、空港整備等が進められ、社会基盤が充実してきており、あわせて島外資本の水産加工会社等の進出や海外資本の導入により経済が発展している状況を目の当たりにした。

また、訪問時に直接確認はできなかったが、北方領土ではロシア軍による軍事拠点の整備が進められ、大規模な軍事演習も行われていると仄聞している。

今後、北方領土返還交渉を進めるに当たつて、こうした北方領土の現状について、政府は十分に把握し適切に対応しなければならぬと考える。よつて、以下質問する。

一 「クリル諸島社会経済発展プログラム」に関して、同プログラムの具体的な内容、予算額及びその成果について、政府が把握している状況を明らかにされたい。

二 現行の「クリル諸島社会経済発展プログラム」の実施期間は二〇一五年までと承知しているが、同プログラム終了後の北方領土に対するロシア政府の開発計画等の対応について、政府が把握している状況を明らかにされたい。

三 北方領土返還後、我が国の開発計画を進めるに当たって、北方領土におけるロシア側の公有財産及び私有財産の取扱いをどのように考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。あわせて、施政権の移行に係る手続等の諸課題に関する政府の検討状況についても明らかにされたい。

四 北方領土及びその周辺地域における、ロシアの軍事力について、ロシア政府の安全保障政策も含めて、政府の把握している状況を明らかにされたい。その上で、我が国の防衛力整備等の対応についても明らかにされたい。

五 本年八月及び九月に北方領土において、ロシア軍の演習が実施されたと聞いている。政府として、これらの演習がどのような意図や規模で行われたと把握しているのか、また、これらに対して政府として抗議を行ったのか、対応状況について明らかにされたい。

六 現状のロシアの北方領土への対応に鑑みると、将来的に北方領土にロシアの軍事基地が建設されることも予想される。仮定の質問への回答はなされないことが多いと承知しているが、政府としてかかる事態を想定することも必要であると考え、北方領土における将来的なロシアの軍事基地建設の可能性について、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十六年十月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出北方領土の現況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出北方領土の現況等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、ロシア連邦政府が承認した「二一七七年から二一七五年までのクリル諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラム」の内容、予算額及びその成果並びに平成二十八年以降に同国政府が実施を検討している類似の計画等については承知しているが、政府が行っている情報収集の内容等について具体的にお答えすることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、差し控えたい。

三について

お尋ねの点を含め、我が国とロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉の内容に関わる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

ロシア連邦は、軍事紛争の抑止及び予防等のため、常時即応態勢を維持する等軍事力の整備を進めることとしており、極東地域を含む東部軍管区においては、同軍管区司令官の下、地上軍として十一個旅団及び一個師団約八万人が、太平洋艦隊として主要水上艦艇約二十隻及び潜水艦約二十隻を含む約二百四十隻の艦艇約六千隻、航空・防空部隊として作戦機約三百

四十機が存在していると承知している。我が国固有の領土である北方領土においては、国後島と択捉島に一個師団約三千五百人が存在していると承知している。

我が国の防衛力整備は、ある特定の国を脅威とみなして、これに軍事的に対抗していくという発想には立っていないが、「平成二十六年年度以降に係る防衛計画の大綱（平成二十五年十二月十七日閣議決定）においては、各種活動を支える防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくこととしている。

五について

政府として、平成二十六年八月にロシア連邦軍が北方四島において軍事演習を実施したことを発表したことを受け、同月十三日、武藤外務省欧州局参事官からジョズスキー駐日ロシア連邦臨時代理大使に対し抗議した。ロシア側が当該軍事演習を行った意図については、政府としてお答えする立場にないが、当該軍事演習の規模については、ロシア側は、千名以上と発表しているものと承知している。また、政府としては、ロシア側が、同年九月にロシア連邦軍が北方四島において軍事演習を実施したとの発表をしたとは承知していないが、お尋ねについてお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

六について

四についてでお答えしたとおり、国後島及び択捉島にロシア連邦軍一個師団が存在していること、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月六日

参議院議長 山崎 正昭殿

田村 智子

自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問主意書

自衛隊員の業務中のアスベスト被曝による中皮腫、肺がんの災害補償申請件数は防衛省の資料によると六十件となっている。特に海上自衛隊所属の隊員の石綿関連疾患の災害補償の申出が多く、自衛艦などにおいて深刻なアスベスト被曝があったものと思われる。自衛隊内でも民間と同様に使用が禁止されるまで耐火材料及保温材料として建物や自衛艦などでアスベストが多く使用されており、その救済が急がれる。

防衛省の資料によると二〇〇三年七月に死亡した二〇〇五年九月二十日に災害補償の請求を行った石綿肺の患者は現在まで審査中であり、公務上の災害か否かの決定が行われていない。また、アスベスト被曝による発症であることが明らかな中皮腫についても、二〇〇七年二月発症、二〇〇七年三月十八日死亡の症例に関する二〇〇七年三月二日付けで行われた災害補償の請求について公務上の災害か否かの決定が行われていない。これ以外にも災害補償の申出に対して相当部分の結論が出ていない。国家公務員災害補償法による石綿関連疾患の災害補償事案の処理と比べて異常な事態である。公務災害の申出に対して結論を出さず放置することは実質的に災害補償の道を閉ざすものであり許されない。

以下、この観点から質問する。

一 防衛省職員の石綿関連疾患に係る災害補償の申出の件数と、実施機関が既に行った公務上の災害か否かの認定の件数について明らかにされたい。また、同様に国家公務員災害補償法に基づく石綿関連疾患に係る災害補償の申出の件数と、実施機関が既に行った公務上の災害か否かの認定の件数について明らかにされたい。

二 防衛省職員の石綿関連疾患に係る災害補償の申出のうち実施機関が既に公務上の災害か否かの認定を行った事案について、申出から認定日まで経過した年数毎に件数を明らかにされたい。また、防衛省職員の石綿関連疾患に係る災害補償の申出のうち実施機関がまだ公務上の災害か否かの認定を行っていない事案について、申出から現在まで経過した年数毎に件数を明らかにされたい。

三 国家公務員災害補償法に基づく石綿関連疾患に係る災害補償の申出のうち、実施機関が既に公務上の災害か否かの認定を行った事案について、申出から認定日まで経過した年数毎に件数を明らかにされたい。また、国家公務員災害補償法に基づく石綿関連疾患に係る災害補償の申出のうち、実施機関がまだ公務上の災害か否かの認定を行っていない事案について、申出から現在まで経過した年数毎に件数を明らかにされたい。

四 防衛省職員の石綿関連疾患に係る災害補償の申出の処理は国家公務員災害補償法に基づく申出に著しく遅れており、防衛省職員の石綿関連に係る公務災害の救済にとって由々しき事態だと考えるが、政府にその認識はあるのか。その原因についての政府の見解と併せて明らかにされたい。

五 石綿を使用した建物や艦船のデータベース化など防衛省としても審査の迅速化の努力をしているようだが、審査に当たるアスベスト関連疾患の専門医を確保するなどさらなる努力が必要ではないか、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十六年十月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員田村智子君提出自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田村智子君提出自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

防衛省の職員(一般職に属する職員を除く。)に係る災害補償の申出のうち、石綿にさらされる業務に従事したため生じた疾患を原因とするものの件数は、平成二十六年十月八日現在、六十件である。このうち、実施機関が既に公務上の災害か否かの認定を行った件数は二十三件であり、これを、災害補償の申出から実施機関による認定が行われるまでの年数ごとにお示しすると、一年未満が八件、一年以上二年未満が三件、二年以上三年未満が三件、三年以上四年未満が二件、四年以上五年未満が一件、六年以上七年未満が二件、七年以上八年未満が三件、八年以上九年未満が一件である。また、実施機関による認定が行われていない三十七件について、災害補償の申出から同日までの年数ごとにお示しすると、一年未満が四件、一年以上二年

未満が八件、二年以上三年未満が七件、三年以上四年未満が五件、四年以上五年未満が五件、五年以上六年未満が二件、六年以上七年未満が一件、八年以上九年未満が三件、九年以上十年未満が二件である。

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の適用を受ける職員に係る災害補償の申出のうち、石綿にさらされる業務に従事したため生じた疾患を原因とするものの件数は、同日現在、四十二件である。この全てについて、実施機関が既に公務上の災害か否かの認定を行っており、これを、災害補償の申出から実施機関による認定が行われるまでの年数ごとにお示しすると、一年未満が十六件、一年以上二年未満が十七件、二年以上三年未満が四件、四年以上五年未満が二件、五年以上六年未満が一件、六年以上七年未満が一件、七年以上八年未満が一件である。

四及び五について

公務上の災害の認定に要する期間については、個別の事案によって様々であるため、お尋ねの「認識及び「原因」についての政府の見解について一概にお答えすることは困難である。いづれにせよ、政府としては、公務上の災害の認定を速やかに実施するよう努めてまいりたい。

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月六日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問主意書

朝日新聞が八月五日付け朝刊で、朝鮮人女性を強制連行したと述べた吉田清治氏の証言を「虚偽」と認める慰安婦報道の検証記事を掲載した。これに関して、以下質問する。

一 慰安婦問題が注目される端緒となった「旧日本軍による強制連行」が否定されたにもかかわらず、国外では「慰安婦問題の本質に影響はない」、「広い意味での強制性はある」という認識にとどまっている。慰安婦像は韓国や豪州だけでなく米国においても既に六箇所設置され、新たに設置する動きもある。多くの慰安婦像の碑文には「日本軍が二十万人以上の慰安婦を強制連行して集めた」、「慰安所では慰安婦は性奴隷扱いだった」と記され、見学者の事実誤認に歯止めがかからない状況が続いている。また、一九九六年の国連人権委員会では「military sex-slave」という言葉で強制連行の事実を認めたクマラスワミ特別報告者による報告書(以下「クマラスワミ報告」という。)が提出されている。国の名譽が傷つけられたままのこうした現状を改める考えはあるのか、政府の見解を明らかにされたい。また、現状を改める考えがあるとなれば、どのような方策を講じているのか、併せて示されたい。

二 強制連行の地とされた済州島では、地元紙の済州新聞が一九八九年に「証言の裏付けが取れない」として信憑性に強い疑問を呈している。現代史家の秦郁彦氏も一九九二年の現地調査でそのような事実が存在しなかったことを明らかにした。また、吉田氏本人も一九九五年以降に証言が自身の創作であったことを関係者やメディアに語っている。こうした事実が存在しな

がら、二十年もの間、朝日新聞は虚報を放置し訂正・謝罪を一切行わなかった。今回の検証記事でも国内読者に対しては限定的な謝罪をしたものの、国民に対する謝罪は掲載せず、国外に向けての正確な訂正も行っていない。「表現の自由」によつて誤報や虚報が放置され、国民の尊厳を傷つけるような状況が生じた場合、どのような形で原状回復し、国民への損害を償うべきだと考えるか、政府の見解を示されたい。

三 一九九三年のいわゆる「河野談話」では、慰安婦の募集について「官憲等が直接これに加担したこともあった」、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」として、反省とお詫びの意を示した。この談話が国外では「日本政府が強制連行を認めた根拠」とされ、クマラスワミ報告にも引用されている。安倍総理は本年十月三日の衆議院予算委員会で、河野談話を「継承する」として改めて見直しを否定したが、強制連行が虚偽と確定した以上、見直しを検討するか、新談話を発表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問に対する答弁書
一及び二について
政府として、個々の報道について答弁するこ

とは差し控えたいが、国際社会において、客観的事実に基づく正しい歴史認識が形成され、日本の基本的立場や取組に対して正当な評価を受けるべく、これまで以上に対外発信を強化していく。

三について

お尋ねの平成五年八月四日の内閣官房長官談話についての政府の見解は、衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書平成二十六年四月一日内閣衆質一八六第八六号一から九までについてでお答えしたものと同じである。

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月八日

参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書

平成二十六年九月に起こった御嶽山の噴火により大きな人的被害が生じたことは、我が国の国民に鮮烈な印象を与えた。我が国は世界有数の火山国であり、世界の約一割に当たる百以上の活火山が分布している。火山の噴火を防止することはできないため、日常的な観測により火山の活動状態を的確に把握し、可能な限りの噴火予知を実現し、事前に防災対策を整える必要がある。
このような観点から、以下質問する。
一 現在、我が国における活火山の数を示された

い。

二 現在の我が国の火山の日常的な観測体制について、予算、人員など政府の取組及び現状に対する政府の認識を示されたい。

三 現在の我が国の火山の噴火予知体制について、予算、人員など政府の取組及び現状に対する政府の認識を示されたい。

四 現在の我が国の火山噴火に対する防災体制について、予算、人員など政府の取組及び現状に対する政府の認識を示されたい。

五 富士山は活火山の一つであるが、富士山が噴出した場合、どのような被害が生じると想定しているのか、政府の見解を示されたい。

六 富士山の噴火に対する防災対策として、政府はどのような取組を行っているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問に対する答弁書

一について

「火山噴火予知計画の推進について」(昭和四十八年六月二十九日文部省測地学審議会建議)を受けて、有識者と関係府省庁等により構成される「火山噴火予知連絡会」において、「概ね過去一万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴

気活動のある火山」を活火山とし、現在百十の火山を活火山として選定している。
二から四までについて

内閣府においては、各火山の周辺の地域ごとに関係地方整備局、関係管区気象台その他の国の関係機関、関係地方公共団体、火山専門家等により構成される火山防災協議会等(以下「協議会等」という。)の設置並びに協議会等における火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定及び具体的な避難計画の策定を推進するため、火山防災の専門家である火山防災エキスパートの派遣、協議会等の構成機関等が参加する火山防災協議会等連絡・連携会議の定期的な開催等を通じて、各火山の周辺の関係地方公共団体及び協議会等における火山防災体制の構築に係る取組を支援しており、火山防災対策の推進に係る経費として、平成二十六年予算において、五千六百万円を計上している。また、同府において火山噴火を含めた自然災害への対応を担当する職員の平成二十六年度の定員は、九十三名である。

消防庁においては、活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する避難施設緊急整備地域をその区域に含む地方公共団体等に対し、シエルトその他の退避壕等の活動火山対策避難施設の整備に対する補助を行っており、当該補助に係る経費を含む消防防災施設整備費補助金として、平成二十六年予算において、十六億二千万円を計上している。これらの火山防災に係る人員を他の事項に係るものと区分して明らかにすることは困難である。

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画の推進につい

平成二十六年十月二十九日 参議院會議録第四号

質問主意書及び答弁書

三八

て(平成二十五年十一月八日科学技術・学術審議会建議に基づき、独立行政法人防災科学技術研究所及び大学等の機関が実施する、主として活動度が高い火山に係る火山噴火メカニズム、火山噴火予測等に関する研究に対して運営費交付金等を通じて支援している。これらの火山観測研究に係る経費及び人員を他の事項に係るものと区分して明らかにすることは困難である。

国土交通省においては、火山噴火等に起因する土砂災害の影響を砂防堰堤の整備等により防止又は軽減するため、火山噴火に起因する土砂災害の影響が大きい活火山での直轄火山砂防事業等を行っており、土砂災害対策に係る経費を計上している。さらに、同省国土地理院においては、我が国の様々な測量の基準として利用するため、電子基準点などにより、地殻の変動を監視しており、これらに係る経費を計上している。これらの火山に係る土砂災害対策及び火山監視に係る経費及び人員を他の事項に係るものと区分して明らかにすることは困難である。同省による観測及び測量により得られた分析結果は気象庁の行う火山活動の評価にも活用しているところである。

気象庁においては、火山活動の評価を行うとともに、全国の活火山の活動状況を監視しており、噴火により重大な災害の起こるおそれのある場合は、噴火警報等を発表するなどの対応を行っており、火山の観測に係る経費として、平成二十六年年度予算において、七億六百万円を計上している。また、同庁で火山に関する業務を担当する職員の平成二十六年年度の定員は、百五十三名である。

海上保安庁においては、日本周辺海域に存在

する海底火山や火山島の監視・調査に係る経費として、平成二十六年年度予算において、約千二百万円を計上している。また、同庁で海底火山や火山島の監視・調査に関する業務を担当する職員の平成二十六年年度の定員は、六名である。同庁による調査の結果は、気象庁の行う火山活動の評価にも活用しているところである。

このように、これまで火山に関する政府の取組は府省庁間で連携しつつ適切に行われてきており、今後も適切に取り組んでまいりたい。

五及び六について
平成十八年二月に中央防災会議において決定された「富士山火山広域防災対策基本方針」においては、富士山で大規模な噴火が発生した場合、「溶岩流や融雪型火山泥流等による被害は、富士山を行政区域に含む山梨県、静岡県内の複数の市町村に及び、また降灰による影響は、富士山から遠く離れた神奈川県や東京都を含む首都圏にまで拡大する可能性がある」とされている。このような広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を行う必要があることから、平成二十六年二月に、国の関係機関、関係地方公共団体、火山専門家等により構成される富士山火山防災対策協議会において「富士山火山広域避難計画」を策定したところである。現在、政府としては、同協議会において他の構成機関等と連携し、当該計画をより詳細なものとするための検討を行っているところである。

国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月八日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問主意書

平成二十七年は日韓国交正常化五十周年に当たり、両国の外交関係を一層緊密にすべき機会である。しかしながら、米国大統領を交えた日米韓の三首脳による会談が平成二十六年三月にオランダで実現した一方、日韓両首脳による会談は行われず、不正常な関係が継続している。

日韓両国は二千年の交流の歴史を持つ隣国同士であり、その関係は密接不可分であると言えるが、昨今の日韓関係は決して良好とは言えず、政府の着実な努力も関係改善に結びついていないと言ひ難い。

このような観点から、以下質問する。

一 過去三年間の日韓間の貿易高について示されたい。また、国別の貿易額ではそれぞれ何位に当たると示されたい。

二 日韓関係の悪化により、日本から韓国、韓国から日本への渡航者数は減少していると承知している。過去三年間の日本から韓国、韓国から日本への渡航者数についてそれぞれ示されたい。

三 平成二十五年十月に内閣府の行った「外交に関する世論調査」(以下「本世論調査」という。)では、平成二十四年以後、韓国に「親しみを感ぜない」の割合が急増し、他方、「親しみを感ぜる」の割合が急減し、それ以前の「親しみを感ぜる」の割合が上回つていた傾向が逆転していることが分かる。この要因として具体的にどのようなものがあると分析しているのか、政府の見

解を示されたい。

四 本世論調査を踏まえて、政府は日韓国交正常化五十周年に向けて、国民の韓国への理解、親しみを深める努力を行い、再び「親しみを感ぜる」の割合が「親しみを感ぜない」の割合を上回るように国民の理解を得るべきであると考え、政府はどのような取組を行っているのか、具体的に示されたい。

五 日韓両首脳による会談は、第二次安倍政権になつてからは行われていないと承知している。現在、政府は日韓首脳会談実現に向けて、どのような取組を行っているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出国交正常化五十周年を迎えるに当たつての日韓関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日韓間の貿易高」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、財務省の貿易統計によれば、大韓民国との間の輸出及び輸入の合計額は、平成二十三年は約八兆四千三百九十二億円、平成二十四年は約八兆四千五百億円及び平成二十五年は約九兆四千九億円で、また、同統計によれば、我が国と各国との間の輸出及び輸入の合計額を相手国別に比

べた場合、大韓民国との間の輸出及び輸入の合計額は、平成二十三年から平成二十五年までのいずれの年においても、第三位である。

二について
日本から大韓民国への渡航者数及び同国から日本への渡航者数については把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、法務省の出入国管理統計によれば、韓国籍を有する者の入国者数は、平成二十三年は百九十一万九千八百七十六人、平成二十四年は二百三十一万五千二百三十八人及び平成二十五年は二百七十二万三千八百八十四人である。

三について
御指摘の世論調査の結果については、外務省として種々の分析を行っているが、個々の分析の詳細をお答えすることは、同省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、差し控えたい。

四及び五について
政府としては、平成二十六年八月及び九月に行った日韓外相会談や、青少年交流など、様々な分野、レベルにおいて、日韓関係の発展に向けた取組を行っている。

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月十日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書
「イスラーム国」はイラクとシリアを活動範囲とするサラフィー・ジハード主義組織で、二〇一四

年六月にカリフ制イスラーム国家の樹立を宣言している。国家を自称するものの、日本や欧米諸国、さらには周辺のスンニ派イスラーム教国からも国家として承認されておらず、拘束した欧米のジャーナリストを殺害し、その映像をネット上に公開するなどの卑劣な行いを続けている。

一 政府はイスラーム国の活動範囲、組織、構成人数、資金源、軍事組織の規模などについてどのように把握しているのか、具体的に示されたい。

二 イスラーム国に対する情報収集、邦人保護、現地の日本企業の保護に向けた現在の政府の取組を具体的に示されたい。

三 現在、イスラーム国に拘束されている日本人は湯川遥菜氏のみであるのか。他の日本人が拘束されているという事実はないのか。政府は邦人保護の観点からどのように把握しているのか、具体的に示されたい。

四 イスラーム国の活動により現地の日本企業が被害を受けている事例を政府は把握しているのか、具体的に示されたい。

五 国際社会と協調して、今後、イスラーム国対策としてどのような取組を行うべきと考えているのか、政府の見解を示されたい。

平成二十六年十月二十一日

参議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員浜田和幸君提出「イスラーム国」の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出「イスラーム国」の現状に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねの「イスラーム国」が仮に「イラクとレバント地方のイスラーム国」(以下「ISIL」という。)を指すとすれば、ISILは主にイラク北部及び西部からシリア北部にかけての地域において活動していると承知しているが、その詳細な活動範囲、組織、構成人数、資金源や軍事組織の規模は流動的であり、確定的なことをお答えすることは困難である。

二及び四について
政府としては、ISILの活動範囲内に居住する在留邦人及びISILの活動範囲内に事務所を有する我が国企業は承知していないが、邦人の安全確保に遺漏なきを期するため、公開情報の収集及び各地の日本国大使館等を通じた情報収集、渡航情報の発出等の取組を行ってきた。

三について
ISILによって拘束された疑いのある邦人が行方不明となっている事案については承知しているが、当該邦人に危害が及ぶおそれがあることから、その人定事項についてはお答えを差し控えたい。政府としては、シリア及びイラク在住の在留邦人等の安全確保のため、在ヨルダン日本国大使館内にある在シリア日本国大使館臨時事務所及び在イラク日本国大使館を通じて、在留邦人等に基づき在留邦人等の所在を把握し、緊密かつ継続的に連絡を取り、その安全確認を行ってきたが、現時点においては、その他の邦人が拘束された事案があるとは承知していない。

五について
我が国としては、難民支援や周辺国に対する人道支援など、軍事的貢献でない形で、可能な限りの支援を国際社会と連携して行っていくこととしている。

日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月十日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書
菅義偉官房長官は九月二十六日の記者会見で、「イスラーム国」の外国人戦闘員として日本人が参加しているとの一部情報について、「政府としては確認していない」との見解を示した。これは、元航空幕僚長の田母神俊雄氏が公表したイスラエル政府高官の「イスラーム国」に「九人の日本人も参加している」との発言を受けたものである。他方、外務省幹部は「田母神氏の情報をイスラエル側に確認している」と述べ、この情報を確認中であるとして否定しなかったと報じられている。

また、十月六日にはイスラーム国に参加しようとしていた二十歳代の大学生が刑法の私戦予備・陰謀の疑いで警視庁に事情を聴かれている。現在、イスラーム国には八十か国から一万五千人以上の外国人戦闘員が参加していると推定されており、日本国籍を持つ者が参加している可能性は否定できないし、将来的に日本国籍を持つ者が参加する可能性が高まってきた。

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

質問主意書及び答弁書

四〇

このような観点から、以下質問する。

一 これまで及び現在、イスラーム国の外国人戦闘員として日本国籍を持つ者が参加している事実はあるか、政府の把握状況を示されたい。

二 現在及び将来的にイスラーム国の外国人戦闘員として日本国籍を持つ者が参加し、その後、日本に帰国する場合、日本国籍を持っているならば、容易に入国できるものと思われる。帰国後、このような人物がテロ活動を行うなど、犯罪や社会不安の要因となり得る可能性があるが、その帰国を空港等で把握できるように、政府がイスラーム国の外国人戦闘員の現状について情報収集を行うべきであるが、いかがか。また、現在の政府の取組を具体的に示されたい。

三 現在、欧米諸国のパスポートを持つ者は日本へ比較的容易に入国できるものと思われるが、今後、イスラーム国で外国人戦闘員として訓練を受けた者が日本に入国してくる可能性は否定できない。このような問題に対する対策として、現在、政府はどのような取組を行っているのか、具体的に示されたい。

平成二十六年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「イスラーム国」が仮に「イラクとレ

バント地方のイスラーム国（以下「ISIL」という。）を指すのであれば、政府としては、日本国籍を有する者がこれまでISILに外国人戦闘員として参加したとの事実は承知していない。

二について

ISILに参加する外国人戦闘員の現状については、関係国と協力しつつ、各国に所在する日本国大使館等を通じた情報収集を行ってきた。

三について

我が国に上陸しようとする外国人の上陸審査においては、個人識別情報の提供を義務付けるなど、テロリスト等の上陸を未然に防止するための様々な取組を実施している。上陸審査において、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第五条第一項各号のいずれかに該当する外国人については、その上陸を拒否することとなる。

また、我が国に上陸しようとする外国人が公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為」という。）、公衆等脅迫目的の犯罪行為の予備行為又は公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として法務大臣が認定する者であるときは入管法第二十四条第三号の二の規定により、当該外国人が国際約束により本邦への入国を防止すべきものとされている者であるときは同条第三号の三の規定により、それぞれ、当該外国人に退去を強制することとなる。

先住民族の権利と沖縄の現状に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議長 山崎 正昭殿

先住民族の権利と沖縄の現状に関する質問主意書

日本全土の面積の〇・六パーセントにも満たない沖縄県には、在日米軍専用施設の約七十四パーセントが集中しているが、現在、普天間飛行場代替施設の建設が沖縄県民の多くの反対を押し切つて名護市辺野古沖で強行されている。

私は本年九月に開かれた世界の先住民族や各国代表による「先住民族世界会議」に出席した際、「国家的、地域的レベルでの先住民族の権利の履行」を議題に演説を行い、二〇〇七年に国連総会で採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP。以下「国連先住民族権利宣言」という。）を沖縄にも適用すべきだと主張し、日本政府が沖縄の人々を先住民族として認めるよう訴えた。

これに先立つ本年八月二十九日に公表された国連人種差別撤廃委員会の対日勧告（以下「対日勧告」という。）は、締約国（日本）がこれまでの立場を見直し、琉球（沖縄）の人々を先住民族として認識することを検討するとともに、彼らの権利を守るための確固たる対策を講じることを勧告している。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 対日勧告を踏まえ、政府はこれまでの立場を

見直し、琉球（沖縄）の人々を先住民族として認識し、権利を守るための対策を講じるよう早急に検討を開始すべきではないか。

二 日本の面積の〇・六パーセントに過ぎない琉球（沖縄）に、在日米軍専用施設の約七十四パーセントが集中している現状は、琉球（沖縄）民族に対する明らかな差別ではないか。また、自らの権利に影響を及ぼす事柄について、国連先住民族権利宣言第十八条が認める先住民族の意思決定に参加する権利を琉球（沖縄）の人々に認めるべきではないか。

三 琉球（沖縄）民族の多くが反対する普天間飛行場代替施設建設の強行は、意思決定に参加する先住民族の権利の明白な違反であることに加え、国連先住民族権利宣言第三十条が定める先住民族の土地又は領域における軍事活動の禁止にも反するのではないか。

右質問する。

平成二十六年十月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出先住民族の権利と沖縄の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出先住民族の権利と沖縄の現状に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
お尋ねについては、「先住民族について、現在のところ、国際的に確立した定義がなく、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」においても「先住民族」の定義についての記述はないこ

と、また、御指摘の「琉球（沖縄）の人々」の範囲及び「琉球（沖縄）民族」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

国連北朝鮮人権調査委員会（ＣＯＩ）の最終報告書と北朝鮮の人権状況に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月十四日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

国連北朝鮮人権調査委員会（ＣＯＩ）の最終報告書と北朝鮮の人権状況に関する質問主意書

北朝鮮の人権状況を調査する「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（ＣＯＩ）」は、平成二十六年二月、北朝鮮の「世界に類を見ない」人権問題を改善するには、国際社会が一丸となつて取り組まなければならないとする勧告をふくむ最終報告書（以下「最終報告書」とする）を、公表しました。

そこでは、国連が北朝鮮の人権状況をより明らかにし同国の説明責任を追及する必要性と、中国をはじめとする各国政府が国際法に基づき北朝鮮の人々を保護する責任を果たす重要性を強調しています。北朝鮮政府には人権侵害の事実を認め、人権問題に関する情報を開示し、市民の権利を守るよう強く求め公表したこの最終報告書と北朝鮮の人権状況について、以下質問します。

一 最終報告書の一部は翻訳されて外務省のホームページで見ることができますが、全文は翻訳されていません。今後、全文を翻訳する予定は

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

あります。また、全文を翻訳するならいつ頃までに公表しますか。

二 最終報告書では、拉致問題をふくめて北朝鮮の人権状況の改善を、北朝鮮、さらに日本をふくめた国際社会の責務としています。日本政府はこの最終報告書の意味をどのように認識していますか。

三 拉致問題をふくめた北朝鮮の人権問題の議論の場を国連人権理事会から国連安全保障理事会へ移す議論が出ています。日本政府はこの動きをどのように認識していますか。

四 前記三の動きに対し、ニューヨークの国連日本政府代表部等はこれまでどのような活動をしてきましたか。

五 北朝鮮の人権状況に関する国際的な動きについて、現在、交渉が行われている日朝政府間協議で取り上げられていますか。また、これまでの北朝鮮の人権状況に関する国際的な動きが政府間協議に影響を及ぼすとお考えですか。

平成二十六年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出国連北朝鮮人権調査委員会（ＣＯＩ）の最終報告書と北朝鮮の人権状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出国連北朝鮮人権調査委員会（ＣＯＩ）の最終報告書と北朝鮮の人権状況に関する質問に対する答弁書

平成二十六年二月に公表された北朝鮮におけ

質問主意書及び答弁書

る人権に関する国連調査委員会の報告書（以下「報告書」という。）の全訳の作成及び公表については、検討中である。

二 二について
報告書は、拉致問題を含む北朝鮮による人権侵害に対する国際社会の深刻な懸念を反映したものであると認識している。

三及び四について

北朝鮮の人権状況について、国際連合の人権理事会及び安全保障理事会等の様々な機会を捉えて議論が行われることは有意義であると認識しており、我が国国連代表部はその実現のため、関係各国と連携してきた。

五について

お尋ねの「北朝鮮の人権状況に関する国際的な動き」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月十四日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書

平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事「北朝鮮、初回報告は特定失踪者、拉致は調査中」、日本拒否（以下「この記事」とする）に関し、政府の見解をお示し下さい。

一 政府は、この記事を把握していましたか。

二 この記事にある「北朝鮮が九月中旬、日本人拉致被害者らの再調査に関し、拉致の疑いが拭えない特定失踪者と、残留日本人、日本人配偶者の安否情報に限って初回報告に盛り込む考えを日本側に示していた」というのは事実でしょうか。

三 この記事にある「日本政府認定の拉致被害者十二人については「調査中」として具体的な情報は提示しなかった」というのは事実でしょうか。

四 この記事にある「日本側は、十二人に関する新たな情報が含まれない限り、報告を受け入れることはできない」として拒否した」というのは事実でしょうか。

五 この記事にある「日本政府は、北朝鮮が経済的な見返りを得るため、情報を小出しにする駆け引きの姿勢を強めた」と分析。拉致被害者十二人の調査を最重視する構えだ」というのは事実でしょうか。

六 前記五に関して、「駆け引きの姿勢を強めた」と分析」とありますが、いつの時点に比較して姿勢が強まったとお考えですか。

七 政府は、平成二十五年一月二十五日開催の拉致問題対策本部会合において決定した「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」において、「拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす」ことを決定しています。この記事にある「拉致被害者十二人の調査を最重視する構えだ」というのは現行の政府方針と矛盾しているのではないですか。

八 政府は、同じ日本人である政府認定拉致被害

者と未認定の特定失踪者の救出において優先順位を付けているのですか。

九 政府は、再三に亘り政府認定拉致被害者の家族に対し北朝鮮との交渉について状況説明をしています。しかし政府未認定の特定失踪者の家族には同様の状況説明を行っていません。これも「拉致被害者十二人の調査を最重視する構えだ」という姿勢の現れですか。

右質問する。

平成二十六年十月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

御指摘の記事については承知しているが、個々の報道の内容に関し、政府として答弁することは差し控えたい。

七から九までについて

政府としては、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律平成十四年法律第百四十三号第二条の規定に基づく認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くしているところである。

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月十六日

参議院議長 山崎 正昭殿
荒井 広幸

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問主意書

私が平成二十六年十月二日に提出した「原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問主意書」(第百八十七回国会質問第一四号)に対する十月十日付けの答弁書(内閣参画一八七第一四号)(以下「答弁書」という。)が提出された。

答弁書では、平成二十六年八月三十日付け毎日新聞朝刊が報じた原子力損害賠償紛争解決センター(以下「センター」という。)の内部文書の内容を政府が認めたが、その文書の性質は、「複数の仲介委員の間で意見交換が行われた際に、出された意見等を整理するために作成されたもの」との答弁にとどまり、東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原子力事故」という。)に伴う避難による死亡事案(自死を含む、以下同じ。)における精神的損害の算定(以下「死亡慰謝料」という。)において、センターが原子力事故による影響を事実上五割以下に抑えていたのではないかとの私の疑問に対し、十分な答弁を得られなかった。そこで、センターによる和解の仲介手続が、原子力事故により避難を強いられる被害者やその遺族の個別事情に応じた心の通った賠償であるべきとの思いから、政府の答弁書に関連して、以下質問する。なお、答弁に当たっては、国が被告ではな

い、個別の事案についての答弁は差し控える等の不誠実な答弁ではなく、原子力事故の重大性を踏まえて、被害者やその遺族の心に思いを寄せ真摯に答弁されたい。

一 質問五及び七に関連して、平成二十六年八月二十六日付け福島地方裁判所の判決では、自死と原子力事故との間には相当因果関係があり、原子力事故が自死原因に寄与した割合を八割と認定し、損害額を約四十九百万円とする判決を下している。この判決に対する政府の見解を示されたい。

二 質問五に関連して、答弁書では、「死亡慰謝料を和解対象の損害項目に含む事案として文部科学省がこれまでに把握できたものは百三十七件あり、これらを当該和解において勘案された死亡に対する本件原発事故の影響の大きさにより区分すると、当該影響が五十パーセントより大きいとしたものが約一割、五十パーセントとしたものが約四割、五十パーセント未満としたものが約四割、不明なものが約一割であることが明らかとなった。センターによる和解の仲介手続において、原子力事故に伴う避難による死亡事案における死亡慰謝料の算定は、自死に対する原子力事故の影響を八割と認定した平成二十六年八月二十六日付け福島地方裁判所の判決に比して、不当に低い傾向があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 質問十二に関連して、政府は答弁書の中で、国際原子力機関(IAEA)が中心となつて策定した基本安全原則を引き合いに出して、原子力発電所の安全確保の第一義的責任は事業者が負うべきとの考えを示している。しかし、第百八十七回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説において、「原子力規制委員会により求め

られる安全性が確認された原発は、その科学的・技術的な判断を尊重し再稼働を進めます。立地自治体を始め関係者の理解を得よう、丁寧な説明、避難計画の充実支援などに取り組みます」と述べている以上、政府が「本件原発事故の反省の上に立つて、国がこれまで原子力政策を担ってきたことに伴う社会的責任」程度の軽い責任のみという考え方の下、事業者に責任を押し付けることは許されないと考える。万が一再稼働後の事故により被害が発生した場合、政府も事業者とともに重い責任を共同で負うというのが常識的な考えであるが、政府の見解を示されたい。

四 質問十六に関連して、答弁書では、「新たな指針」を策定するよりも、引き続き、本件指針に基づき、個別具体的な事情に応じて和解仲介手続が実施されるべきものと考えている」とあるが、このような政府の姿勢は、センターによる和解の仲介手続に対する国民の不信感を増大させ、今後、訴訟による紛争解決を選ぶ被害者が大幅に増えることが考えられる。センターの信頼回復に向けた方策について、政府の見解を示されたい。

五 質問十七に関連して、センターによる和解の仲介手続における医師等の関与について、答弁書では、「仲介委員が個々の事案に応じて適切に判断すべきものと考えている」とあるが、現在までに医師等の意見を聴取したことがあれば、その件数を示されたい。聴取した実績がないのであれば、寄与度を五割以内に抑えるために聴取しなかったのではないかと疑念が生じるが、政府の見解を示されたい。

六 質問十八に関連して、センターが提示した和解案を東京電力株式会社(以下「東京電力」とい

う。)に可能な限り受諾させるための新たな仕組みの必要性について、答弁書では、「新たな仕組み等が必要であるとは考えていない」とあるが、平成二十三年度以降、原子力事故由来の東京電力を被告とする訴訟件数、うち既済件数、平均審理期間を最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所に示されたい。政府として、件数を把握していないとすれば、センターによる和解の仲介手続の実績をもつて、その役割を果たしているとの説明は、裁判に訴えた被害者の方々の苦勞や苦痛を理解しておらず、自己正当化しているに過ぎないと考えてるが、政府の見解を示されたい。

七 質問十九に関連して、答弁書にあるように政府が、「被災者の方々の死亡と本件原発事故に伴う避難との間に相当因果関係が認められ、原子力損害の賠償の対象となる事故があると認識している」ことは、すなわち政府は、原子力事故に伴う避難により死亡した「原発関連死」の方々が存在することを認めるということではないか、政府の見解を示されたい。

八 「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和四十八年法律第八十二号)により、市町村の災害弔慰金支給審査委員会が認定した「災害関連死」の方々のうち、原子力事故に伴う避難による死亡事案の実態を把握しているのであれば、その数を明らかにされたい。把握していないのであれば、速やかに実態把握に向けた調査に乗り出すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十六年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十六年十月二十九日 参議院会議録第四号

参議院議員荒井広幸君提出原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問に対する答弁書

一について

政府が当事者でない個別の民事訴訟について見解を述べることは差し控えたい。

二について

原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第十八条第二項第一号に規定する原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の手続(以下「和解仲介手続」という。)は、仲介委員(原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令(昭和五十四年政令第二百八十一号)第七条の二第二項に規定する仲介委員をいう。以下同じ。)が、中立・公正な立場から、申立人の個別具体的な事情に応じて判断するものである。また、東京電力株式会社(以下「東電」という。)の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故(以下「本件原発事故」という。)に係る生命・身体的損害を伴う精神的損害の額については、原子力損害賠償紛争審査会が同法第十八条第二項第二号の規定に基づき策定した指針において、「生命・身体上の損害の程度等に従って個別に算定されるべきである。」とされており、御指摘の「原子力事故に伴う避難による死亡事案における死亡慰謝料の算定について、個別具体的な事情に応じて仲介委員が適正と判断した割合が採用されている」と認識している。

三について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年十月十日内閣参質一八七第一四号)十二についてでお答えしたとおり、原子力発電の安全確保の第一義的責任は事業者が負うべきであるという考え方が国際的な共通認識であると承知している。その上で、政府としては、本件原発事故の反省の上に立って、国がこれまで原子力政策を担ってきたことに伴う社会的責任については重く受け止め、万一事故が起きた場合には、原子力災害への迅速な対応や、被災者に対する支援、賠償等が円滑に行われるよう、関係法令に基づいて責任を持つて対処していく。また、今後、安全の確保を最優先として、全ての関係者が安全性の追求に終わりはしないとの姿勢で取り組んでいくことが重要と考えている。

四について

和解仲介手続を実施するための組織として設けられた原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続は、平成二十六年十月六日現在で、和解仲介手続を終えた一万四百六十七件のうち八千五百九十五件で和解が成立するなど、その役割を果たしているものと考えており、引き続き、公平かつ適切な賠償が迅速に行えるよう取り組んでまいりたい。

五について

お尋ねの「現在までに医師等の意見を聴取した」件数についての統計はなく、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難であるが、和解仲介手続は、仲介委員が、中立・公正な立場から、申立人の個別具体的な事情に応じて判断するものであり、本件原発事故の影響の割合についても、個別具体的な事情に応じて仲介委員が適正と判断した割合が採用されていると認識している。

六について

東電によれば、平成二十三年三月十一日以降の本件原発事故に関する①東電を被告とする損害賠償請求の訴訟件数、②①のうち訴訟の移送、和解の成立、判決、訴えの取下げ又は請求の放棄に至った既済件数及び③②に係る東電への訴状、控訴状又は上告状の送達日等から訴訟の移送、和解の成立、判決、訴えの取下げ又は請求の放棄までの所要期間の平均日数を最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所ごとに区分して示すと、平成二十六年九月三十日現在で、最高裁判所については、①三件及び②零件、高等裁判所については、①五件(最高裁判所に上告された三件を含む。)、②五件(最高裁判所に上告された三件を含む。)、及び③約百四十一日(地方裁判所及び簡易裁判所における所要期間は除く。)、地方裁判所については、①百八十六件(高等裁判所に控訴された五件を含む。)、②五十三件(高等裁判所に控訴された五件を含む。)、及び③約三百九十八日(簡易裁判所における所要期間は除く。)、簡易裁判所については、①七件(地方裁判所に移送された二件を含む。)、②五件(地方裁判所に移送された二件を含む。)、及び③約百八十九日とのことである。

七及び八について

震災関連死(東日本大震災による負傷の悪化等による死亡事案で、市町村により、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)に基づく災害弔慰金の支給対象と認められたもの(災害弔慰金の支給を受けるべき遺族の不存在等によりその支給が行われていないものを含む。))については、様々な要素が複合的に原因となっている場合があるもの

と考えられ、御指摘の「原発関連死」や「原子力事故に伴う避難による死亡事案」という区分をすることは困難であるが、被災者の方々の死亡と本件原発事故に伴う避難との間に相当因果関係が認められ、原子力損害の賠償の対象となる事案があると認識している。

なお、平成二十四年八月二十一日に復興庁が公表した「東日本大震災における震災関連死に関する報告」においては、「福島県は他県に比べ、震災関連死の死者数が多く、また、その内訳は、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が三百八十人と、岩手県、宮城県に比べ多い。これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる。」としているところである。

安倍内閣の基本姿勢に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月十六日

吉田 忠智

参議院議長 山崎 正昭殿

安倍内閣の基本姿勢に関する質問主意書

一 消費税について

1 安倍政権は、二〇一四年七月九月期の国内総生産(GDP)を基準として、年内にも二〇一五年十月からの消費税率十パーセントへの引上げを判断するとしている。アベノミクスによって、株価維持と景気回復を演出しているが、地域の実体経済は冷え込んだままであり、国民生活は疲弊している。二〇一四年四〜六月期のGDPの改定値は、物価変動の

影響を除いた実質で前期と比べて一・八パーセント減で、年率換算は七・一パーセント減となり、マイナス幅は、東日本大震災を挟んだ二〇一一年一〜三月期(年率六・九パーセント減)を上回り、リーマン・ショックの影響を受けた二〇〇九年一〜三月期(年率十五・〇パーセント減)以来の水準となった(内閣府九月八日発表)。消費税率引上げによる駆け込み需要からの反動減ともいわれるが、現在の景気の状態を政府としてどのように認識しているか。

2 大企業を中心に名目賃金は増加しているが、物価上昇がそれを上回っているため、実質賃金は十三か月連続でマイナスとなり、GDPの六割を占める個人消費は想定を超えて落ち込んでいる。JNN(TBS)の世論調査では、アベノミクスによる「景気回復の実感」について聞いたところ、八十五パーセントの人が「実感はない」と答え、「実感がある」と答えた人は十二パーセントにすぎない。さらに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立するなど社会保障の切捨てが先行し、社会保障充実の約束は守られていない。安倍政権は、法人税減税に熱心だが、法人税率を一パーセント下げると国庫は五千億円の減収となり、十パーセント減税では消費税を十パーセントに引き上げても帳消しになりかねない。庶民の税負担を重くし、利益を得ている企業の言い分に従う不公平な政策は認められない。各種調査によると、約七割の国民が消費税率の十パーセント引上げに反対であり、消費税率の再引上げは断念すべきではないか、政府の見解を明らかにされたい。

二 地方創生について

1 人口減少や地方の疲弊は、外需依存や大企業の利益確保を優先する経済発展追求の帰結でもあり、成長神話を脱し、内需中心の持続的な産業構造へ転換すべきである。地方を創生させるというのであれば、格差拡大、大企業優先のアベノミクスとは逆の発想が求められる。人口減少や地方の疲弊は、これまでの自民党を中心とする政府の政策展開の帰結であることへの責任について、政府の見解を明らかにされたい。「地方創生」という前に、平成の大合併と三位一体の改革、小泉構造改革路線で、どれだけ地方が疲弊したのか、反省し検証すべきと考えるが、いかがか。

2 アベノミクスが引き起こす異常な円安は地域経済に大きな打撃となる。安倍政権の進める農業や地域経済破壊が懸念されるTPP交渉、地域社会の食と暮らしを支えるJAの総合力を弱めようとする農協改革、オリンピックを理由とした東京に対する重点投資、国土強靱化を理由にした公共事業バラマキも本来の地方の再生とは矛盾している。安倍政権の進めている政策と「地方創生」との矛盾について、政府の見解を明らかにされたい。

三 TPP交渉について

1 九月のTPP日米閣僚協議について、甘利明内閣府特命担当大臣は終了後に「柔軟性のある案を示した」と述べたが、どのような内容なのか。TPP交渉について衆参の農林水産委員会が昨年四月に行った決議は農林水産分野の重要五品目の関税撤廃対象からの除外・再協議を求めている上、四月七日の日豪EPAの大筋合意に際して自民党は同EPAの妥結内容がTPP交渉においても「越えら

れない一線(レッドライン)」であると決議しているが、甘利大臣が示した案はこれらの決議を逸脱したものと考えるが、いかがか。また、この「柔軟性のある案」が次回以降の日米交渉において大前提となり、米国側が更に踏み込んだ譲歩を日本に迫るおそれがあるのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

2 安倍首相はTPP日米交渉について、昨年二月の日米首脳会談の際に「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在する」と双方の国内事情に配慮することを確認しており、交渉に参加しても日本は不利な条件を飲まされることはないと言張してきた。しかし、日本が「柔軟性のある案」を示しても米国側が農産物や自動車部品について強硬姿勢を変えず、それどころかUSTR(米国通商代表部)のフロマン代表が「安倍首相の大胆な発想が交渉でも示されることを期待している」(十月二日の講演)と一層の譲歩を求めていることを考えれば、双方の国内事情に配慮という交渉参加の前提条件が既に崩れていることを物語っていると思うが、政府の見解を明らかにされたい。

3 日米間でTPPの二国間交渉を進めているが、米国政府が米国議会の持つTPA(貿易促進権限)をいまだに付与されていない事実をどう認識しているか。TPAが付与されないまま日米間で合意に至っても、米国議会や関係団体が合意内容の修正を求めてくるおそれ極めて強いと考えるが、いかがか。米韓FTA自由貿易協定の際も二〇〇七年の調印後、米自動車業界などが合意内容に強く反発し、追加交渉で自動車関税撤廃期限の延

長や環境基準の緩和など米国側の要求を韓国に受け入れさせた経緯があり、日米間においても同様の事態が起こるのではないかと、政府の見解を明らかにされたい。

四 米価下落について

1 空前の低水準となつてゐる米価について、西川農林水産大臣はナラシ(収入減少影響緩和対策)で対応する方針を示しているが、ナラシによる対応だけで十分と考えているのか。現状のナラシは収入が標準額から二割下落した分までしか補填対象となつておらず、大幅な収入下落にも対応できるよう対象範囲を広げるべきと考えるが、いかがか。また、ナラシ対象の支払時期が来年の五、六月頃と遅いため、農家の資金繰りが困難になりかねず大幅な前倒しを検討すべきと考えるが、いかがか。

2 米価下落の中で今年度からコメの直接支払交付金が半減され、米価変動補填交付金が廃止されたことは農業経営を一層厳しくしている。これらの措置を撤回すべきと考えるが、いかがか。

五 震災復興について

1 東日本大震災の「集中復興期間」について、政府は二〇一五年度までとしているが、復興は依然、道半ばであり、被災した多くの自治体から期間延長を求める声が上がっている。集中復興期間の延長と国の特例的な財政支援の継続を確約すべきと考えるが、いかがか。

2 復興交付金事業の計画期限は二〇一五年度までに限られ、繰越しも二〇一七年度までしか認められていないが、同交付金を二〇一六年度以降も延長するとともに、予定年度内にやむを得ず事業完了しない復旧・復興事業に

ついては必要に応じて弾力的に繰越しを認めるべきと考えるが、いかがか。

3 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に基づく被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を抜本的に改め、支援対象地域を福島県内全域と年間追加被ばく線量が一ミリシーベルトを上回る全ての地域に拡大すべきと考えるが、いかがか。

六 特定秘密保護法について

1 特定秘密の保護に関する法律(以下「特定秘密保護法」という。)の運用基準について二万三千件を超す意見が寄せられ、安倍首相は「寄せられた意見を検討し(修正案に採用した」と述べた。しかし、①国家が秘密にする情報を明確化するよう求めた国際ルール「ツワネ原則」に基づいて全面的な見直しを求め、②官僚がメンバーとなる監視機関の独立性や権限の強化を図ること、③「その他」や「原則として」を多用した曖昧な秘密指定基準を排除すること、④指定期間を終えた情報を処罰対象から外すよう明記すること、⑤通報窓口を独立した外部機関に設けたり匿名通報を認めるなど告発者を守る内部通報制度を強化すること、⑦特定秘密を扱う公務員や民間業者の精神疾患や犯罪歴まで調べるのは人権侵害であり情報漏洩との因果関係も疑わしいことなどの意見が、いずれも運用基準に反映されず、大きな修正が五年後の運用状況の再検討では課題の先送りしかすぎないと考え、いかがか。国民からの意見に対して、どのような検討を行い、意見の採用・不

採用の基準はどのようなものだったのか、明らかにされたい。また、パブリックコメントに寄せられた意見の過半数が法律の廃止や修正を求める内容だったことをどう受け止めているか、政府の見解を明らかにされたい。

2 十月六日の衆議院予算委員会(以下「予算委員会」という。)で安倍首相は、特定秘密保護法について「二重三重の仕組みによって、恣意的な、不正な運用はできないということになつてゐる」と述べたが、具体的に法体系のどの内容を指して恣意的な、不正な運用のでない、二重三重の仕組みと言へるのか、明らかにされたい。

3 予算委員会、内閣府に設置予定の独立公文書管理監について安倍首相は、「十分な検証に必要な権限を付与することを検討している」と述べたが、どのような「権限」なのか。「十分な検証に必要な権限を付与」と言うなら、特定秘密保護法の運用基準へのパブリックコメントに寄せられた、監視機関を官僚だけの組織にせず「民間人を登用すべきだ」との意見を採用すべきと考えるが、いかがか。

4 自民党は十月七日の総務会で、特定秘密保護法の運用基準と政令について了承を先送りした。同法が国民の「知る権利」を侵害する懸念が拭いきれないなどの指摘が出されたことと報道されているが、具体的にどのような意見が出されたのか、政府の承知するところを示されたい。与党からですら懸念が示される法律の施行は凍結し、全面的に見直すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 カジノ法案について

政府は「統合型リゾート(ＩＲ)」については、観光振興、地域振興、産業振興等に資すること

が期待される」としてカジノを政府の成長戦略に位置付けている。カジノ施設(会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設を除く)の解禁による経済効果の根拠を明らかにされたい。

八 防衛政策について

第百八十七回国会(臨時会)に、自衛隊装備の購入をより長期の契約でまとめ買ひできるようにするために、国庫債務負担行為の上限を五年から十年に延長する「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案」が提出されている。既に二〇一五年度予算概算要求では、固定翼哨戒機P-1を二十機一括購入し、総額約三千七百八十一億円を七年契約で支払う等の項目が含まれている。長期の契約でまとめ買ひをする等によって調達コストの縮減が可能であるのは自衛隊装備に限らないと考えられるが、防衛予算だけを特別扱いする理由を示されたい。

九 再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギーが想定以上に拡大したことで、事業者からの新規買取りを中断する電力会社が相次いでいる。二〇一二年に固定価格買取制度(FIT)が導入されて以降、民間投資を誘引してきたが、制度の立上り期におけるこうした動きは、これまでの努力とコストを無にされかねず、事業者や自治体に大きな衝撃を与えている。政府がこれに対応する形でFITを見直し再生可能エネルギー普及に制約を課すことがあれば、政府の信頼を落とし、政策による民間投資誘導効果を著しく減じることともなりかねない。欧州のFITは再生可能電力の優先接続・優先給電とセットとなっており、負担の

公平性も担保されているのに対して、日本はそうならないこと等が指摘されているが、こうした事態に至った原因について、政府の見解を明らかにされたい。

十 男女共同参画について

1 政府は、国や自治体、企業に女性幹部登用の目標設定や事業主行動計画の策定などを義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」を準備中とのことであるが、それらは、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）、男女共同参画社会基本法を改正することで可能である。なぜ、新しい法律をつくる必要があるのか。また、同法と現行の男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法との関係について、明らかにされたい。

2 男女共同参画局は、内閣府本府組織令に設置根拠を有する局である。今回別途、すべての女性が輝く社会づくり推進室を設置する理由を示されたい。

3 前記十の2について、地方自治体には男女共同参画条例、男女共同参画計画等に関連する同様の会議がある。混乱を生じさせると考えるが、いかがか。

4 二〇二五年度から子ども・子育て支援新制度が始まる。地方自治体、保育所・幼稚園・認定こども園など事業所もその対応に追われている。その財源は消費税増税による七千億円程度を充てるとしているが、同制度実施には一兆円規模が必要となるとのことである。必要な財源は確保されたのか。また、確保されていない場合には、今後の見通しはどうなっているのか示されたい。

5 「女性が輝く」ためには、国連からも勧告をされたことのある選択的夫婦別姓制度の導入が必要と考えるが、いかがか。必要である場合には、導入の目的はいつ頃か示されたい。

十一 戦後補償について

1 朝日新聞が「慰安婦」に関する吉田清治証言を取り消したことによつて、いわゆる「河野談話」や「村山談話」の内容の根拠が揺らぐことはあるか、あるとすればどの部分か示されたい。河野談話は、「長期に、かつ広範な地域にわたつて慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したこと」や「慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」ことを認めているが、この認識は安倍内閣においても変わらないか。

2 前記十一の1に関連して、河野談話及び村山談話は、「閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述」をするよう定めている現行の教科用図書検定基準に合致する「政府の統一の見解」に当たるか。

3 「慰安婦」問題を小中高校の社会科教科書に記述すること自体が、教科用図書検定基準等の何らかの規定に反するおそれがあるか。あるとすればどのようなものか、示されたい。右質問する。

平成二十六年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員吉田忠智君提出安倍内閣の基本姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出安倍内閣の基本姿勢に関する質問に対する答弁書

一の1について

我が国の景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いている。

一の2について

今般の消費税率（国・地方）の引上げは、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から行われるものであり、その増収分は全額社会保障の充実・安定化に充てられ、国民に還元されるものである。平成二十七年十月に予定される消費税率の十パーセントへの引上げについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十八条第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十九条第三項の規定に従い、経済状況等を総合的に勘案して、本年中に適切な判断を行うこととなる。

二の1について

御指摘の「人口減少や地方の疲弊」の意味するところが必ずしも明らかでないが、長期的な合計特殊出生率の低下や厳しい地方経済の状況には様々な要因があると考えられることから、お尋ねの「責任」や「検証」について、一概にお答えすることは困難である。

二の2について

大胆な金融緩和によるデフレからの脱却、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）による成長するアジア太平洋地域の活力の我が国への取り込み、農協改革を通じた農業の

成長産業化、東京におけるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果の全国への波及、国土強靱化による強くしなやかな国土・地域・経済社会の構築などは、いずれも我が国経済の成長や景気回復につながるものであり、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにするため進める地方創生と矛盾するものではない。

三の1及び2について

お尋ねの九月のTPP協定交渉に係る日米閣僚協議終了後において甘利経済再生担当大臣が「柔軟性のある案を示した」と述べたことについて、その具体的内容を明らかにすることは、交渉内容そのものを明らかにすることとなり、現在TPP協定は交渉中であることから、詳細についてお答えすることは差し控えたい。また、米政府との交渉の具体的内容についてもコメントすることは差し控えるが、政府としては、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっていると述べている。

三の3について

お尋ねの米国の国内法等について、我が国として判断する立場にはない。また、一般論として申し上げれば、国際約束の締結については、それぞれの国内で必要な手続を経て、国民に説明することは、各国政府がそれぞれの責任において行うべき問題である。

四について

政府としては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成二十五年十二月十日農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「プラン」という。）に基づき、経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設、麦・大豆・飼料用

米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の各改革を着実に進め、農業を成長産業としていく考えである。プランに基づき、収入減少影響緩和対策については、農業の担い手に対するセーフティネットとして実施することとし、第百八十六回国会において農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十七号)が成立したところであり、また、米の直接支払交付金は、平成二十六年産米から交付金の単価を半減した上で、平成三十年産米から廃止することとし、米価変動補填交付金は、平成二十六年産米から廃止することとしたところであり、これらの措置を撤回することは考えていない。

また、収入減少影響緩和対策については、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第四条第一項の規定に基づき、同項に規定する前年度収入額が同項に規定する標準的収入額を下回った場合に交付金を交付するものであり、平成二十六年産米に係る収入の減少について平成二十六年産米に当該交付金を交付することは困難であるが、農業の担い手に対するセーフティネットとして適切に実施してまいりたい。

五の1及び2について
東日本大震災からの復興については、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成二十三年七月二十九日東日本大震災復興対策本部決定)」において、復興期間を十年間とした上で、①復興需要が高まる当初の五年間を「集中復興期間」(平成二十三年度から平成二十七年まで)と位置付けるとともに、②復旧・復興事業の進捗等を踏

まえて、集中復興期間後(平成二十八年度から平成三十二年まで)の施策の在り方を定めることとしており、まずは、集中復興期間において、被災地の一刻も早い復興を目指すことが重要と考えている。そのために、五年間の集中復興期間の区切りとなる平成二十七年予算において、必要な額を措置していきたいと考えている。集中復興期間後の平成二十八年度以降の復旧・復興事業については、お尋ねの復興交付金事業も含め、同基本方針に沿って、それまでの進捗状況等を踏まえ、財源を含めて、その在り方を検討していくことが必要と考えている。

五の3について

平成二十五年十月十一日に閣議決定された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」において、「原発事故発生後、年間積算線量が二十ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら、二十ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた地域においては、居住者等に特に強い健康不安が生じたと言え、地域の社会的・経済的一体性等も踏まえ、当該地域では、支援施策を網羅的に行うべきものと考えられる」とされていることから、同方針において、御指摘の東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)第八条第一項に規定する支援対象地域(以下「支援対象地域」という。)は、福島県中通り及び浜通りの市町村避難指示区域等を除く」としたところである。

その上で、施策の趣旨目的等に応じて、支援対象地域に加え、施策ごとに、支援対象地域より広範囲な地域を支援対象地域に準じる地域

(以下「準支援対象地域」という。)として定めることとし、必要な被災者生活支援等施策を推進しているところである。

したがって、支援対象地域及び準支援対象地域により、必要な被災者生活支援等施策が講じられているものと認識しており、現時点においては支援対象地域を拡大する必要はないと考えている。

六について

お尋ねの「パブリックコメントに寄せられた意見」に対する考え方については、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号。以下「本法」という。)第十八条第二項の優れた識見を有する者(以下「有識者」という。)の意見を踏まえ、内閣官房のホームページにおいて、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準案」に対する意見募集の結果について」等として公表している。

また、お尋ねの「恣意的な、不正な運用のない、二重三重の仕組み」としては、有識者の意見を踏まえ、平成二十六年十月十四日に「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」が閣議決定され、内閣府独立公文書管理監の権限として検証・監察・是正の求めを行うことが定められたことのほか、本法第三条第一項において特定秘密の指定の要件が定められていることや、本法第十八条第四項において内閣総理大臣が同条第一項の基準に基づいて内閣を代表して行政各部を指揮監督する旨が定められていること等が挙げられる。

なお、お尋ねの自由民主党内における議論については、政府としてお答えする立場にない。

いずれにせよ、政府としては、本法について今後とも国民の理解を得るように努めるとともに、本法の施行準備に万全を期してまいりたい。

七について

「日本再興戦略 改訂二〇一四(平成二十六年六月二十四日閣議決定)」において、統合型リゾート(カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体的に運営される施設をいう。以下「IR」という。)については、「観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待される。他方、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要ことから、IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める」としたところであり、御指摘のカジノ施設のみによる経済効果に着目しての検討は行っていない。

なお、IRについては、シンガポール等において、観光振興、地域振興、産業振興等に資する実例があるものと承知している。

八について

自衛隊の装備品等及び役務については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、確実かつ計画的に調達する必要がある。現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うためには、専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機並びにこれらの装備品、船舶及び航空機の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期

契約により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものについて、その調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を講ずる必要があることから、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案を今国会に提出したところである。

九について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第五条第一項の規定においては、電気事業者は、同法第四条第一項の規定により同項に規定する特定契約の申込みをしようとする同法第三条第二項に規定する特定供給者(以下「特定供給者」という。)から、当該特定供給者が用

いる同項に規定する認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物とを電氣的に接続することを求められたときは、同法第五条第一項各号に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならないとされている。同項第三号においては、経済産業省令で定める正当な理由があるときと規定されており、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)第六条第一項各号に当該正当な理由が定められている。

平成二十五年度末に同規則第四条第二項第二号ホに規定する接続請求電気事業者(以下「接続請求電気事業者」という。)に対する特定供給者からの同法第五条第一項の規定による接続の請求(以下「接続の請求」という。)の件数が急増し

た。このため、接続の請求に応じることにより、同規則第六条第一項第六号に掲げる事由に該当することとなる可能性があることから、これを見極めるために、接続請求電気事業者が、接続の請求への回答の保留をしているものと承知している。

お尋ねの「こうした事態に至った原因」については、様々な要因が考えられるが、本年度四月からの太陽光発電設備に係る同法第三条第一項に規定する調達価格の引下げを見込んだ多数の特定供給者が、平成二十五年度末に接続の請求を求めたことも一つの要因と考えている。

十の1について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となつていくことに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的として今国会に提出したものである。

なお、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年

法律第百十三号)は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としているものである。

十の2について

平成二十六年十月三日、閣議決定により、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、内閣にすべての女性が輝く社会づくり本部を設置するとともに、同本部の庶務を、内閣官房において処理することとしたところである。これを受け、同本部に係る事務を処理するため、内閣官房に、すべての女性が輝く社会づくり推進室が置かれたものである。

十の3について

内閣官房に置かれたすべての女性が輝く社会づくり推進室は、すべての女性が輝く社会づくり本部に係る事務を処理するための組織であり、地方公共団体に混乱を生じさせるとは考えていない。

十の4について

子ども・子育て支援新制度に基づき幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るためには、消費税引上げにより確保する〇・七兆円程度を含め一兆円超程度の財源が必要とされており、その確保については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一四(平成二十六年六月二十四日閣議決定)において、「着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく」としている。

十の5について

選択的夫婦別氏制度を導入するか否かは、我

が国の家族の在り方に深く関わる問題であり、国民の間にも様々な意見があることから、慎重な検討が必要であると考えている。

十一の1について

御指摘の「吉田清治証言」は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話及び平成七年八月十五日の内閣総理大臣談話の文言に反映されておらず、同内閣官房長官談話についての政府の見解は、衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書(平成二十六年四月一日内閣衆質一八六第六号)一から九までについてでお答えしたものと同じである。

十一の2について

文部科学省としては、義務教育諸学校教科用図書検定基準(平成二十一年文部科学省告示第三十三号)及び高等学校教科用図書検定基準(平成二十一年文部科学省告示第百六十六号)(以下「教科用図書検定基準」という。)において規定する「閣議決定その他の方法」は、閣議決定及び閣議了解を指すものと考えている。その上で、平成七年八月十五日の内閣総理大臣談話の内容及び平成五年八月四日の内閣官房長官談話についての衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書(平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号)三の2についてでお答えした内容は、閣議決定を経たものであることから、教科用図書検定基準において規定する「閣議決定その他の方法」により示された政府の統一的な見解に該当するものであると考えている。

十一の3について

教科用図書の検定は、申請図書の具体的な記述について、教科用図書検定基準に従い、教

科用図書検定調査審議会の調査審議に基づいて、検定の時点における客観的な学問的成果、適切な資料等に照らして記述の欠陥を指摘することを基本として実施しているものであり、申請図書における具体的な記述と切り離して、お尋ねについてお答えすることは困難である。

土砂災害防止対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月十七日

江口 克彦

参議院議長 山崎 正昭殿

土砂災害防止対策に関する質問主意書

昨年の伊豆大島における土砂災害に引き続き、平成二十六年八月には広島で豪雨による土砂災害が発生し、死者七十四名にも上った。これらの土砂災害が発生した場所においては、避難勧告の遅れや土砂災害危険箇所の土砂災害警戒区域等への指定の遅れなどの問題点が指摘されている。

平成十一年六月豪雨の際の広島市における土砂災害をきっかけに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)が制定され、政府は、同法改正案を今国会に提出しているが、それだけでは十分とはいえない。

国民の生命・財産を守るため、政府は地域の自然災害の特性を踏まえたまちづくりを推進するとともに、住民に土地の危険性を正しく理解していただくよう努めるべきである。右の点を踏まえて、今後の土砂災害対策の在り方等について、以下質問する。

一 法施行から十三年以上経過するにもかかわらず、土砂災害危険箇所のおよそ三割では、土砂災害防止法第四条に定められる基礎調査がいまだ一度も行われていない。政府の提出している土砂災害防止法改正案では、都道府県に対し基礎調査の結果を公表することを義務付けているが、そのためには、土砂災害防止法に定められている都道府県による基礎調査の実施を確実なものとする必要がある。基礎調査の実施促進に向けた具体策について明らかにされたい。

また、土砂災害警戒区域に指定されても土砂災害ハザードマップ等の印刷物を配布している市町村は約半数にとどまるとされているが、市町村による土砂災害ハザードマップ等の印刷物の作成及び配布の促進に向けた具体策について明らかにされたい。

二 土砂災害ハザードマップをはじめとする各種のハザードマップが、今後のまちづくりにおいても十分に活用されていく必要がある。特に、人口減少社会の進展とともに、集約都市(コンパクトシティ)を形成していくに当たっては、自然災害の発生するような場所に、人口を集約させず、自然災害を極力回避できるようなまちづくりを進めていく必要があると考える。

国土交通省による集約都市形成支援事業の実施に当たっては、防災的観点を踏まえた支援体制も確立していくべきであると考え、政府の見解を明らかにされたい。

三 平成二十六年十月六日、平成二十六年台風第十八号によって、静岡市の由比地区で地すべりが発生し、JR東海道線や国道一号などが不通となり、物流や人流の大きな障害となった。同地区のうち、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」に指定された箇所について

は、直轄で地すべり対策が行われているが、今回被災した箇所については、「地すべり防止区域」に指定されていなかったと報じられている。今回の被災箇所が「地すべり防止区域」に指定されていなかった理由について明らかにされたい。また、今回の土砂災害を受けて、「地すべり防止区域」の指定基準の見直しを検討しているか明らかにされたい。加えて、今後の由比地区における土砂災害防止対策について示されたい。

四 「土砂災害危険箇所」は、「土石流危険渓流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及び「地すべり危険箇所」からなっている。このうち地すべり危険箇所については、法指定による「地すべり防止区域」となっているものもあるが、その指定基準は、面積とともに、鉄道、道路等の重要な公共施設が存在が要件として定められている。しかし、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所については、鉄道や道路の存在は指定要件とはされていない。

今回の由比地区で発生した土砂災害に見られるように、土砂災害によって主要な鉄道や道路が寸断されると、非常に大きな影響が生じることから、鉄道や道路が寸断しないようハードの土砂災害対策を推進していくため、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所についても、鉄道や道路の存在を指定要件とするよう改めるべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出土砂災害防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出土砂災害防止対策に関する質問に対する答弁書

一について

基礎調査(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査をいう。以下同じ。)については、その進捗状況を把握し、公表すること等により、都道府県による実施を促進するとともに、防災・安全交付金により、その実施を積極的に支援してまいりたい。なお、都道府県による基礎調査の結果の公表の義務付け等を内容とする土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を第百八十七回国会に提出したところである。

また、土砂災害ハザードマップについては、都道府県に対し、電子地図の提供等の市町村への支援を行うことを要請するとともに、都道府県を通じて先進的な取組事例を収集し、対応が遅れている市町村への周知及び助言を行うこと等により、市町村による作成及び配布を促進してまいりたい。

二について

集約都市形成支援事業は、地方公共団体等が行う、集約型の都市構造の形成を促進するためのまちづくりに関する計画の作成、実施等に対して支援するものである。

御指摘の「防災的観点を踏まえた支援体制も確立していくべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、集約型の都市構造の形成に当たっては、併せて都市の防災に関する機能

の確保が図られる必要があると認識しており、地方公共団体等による当該機能の確保が図られることとなるよう、本事業を適切に実施してまいりたい。

三について

御指摘の「静岡市の由比地区」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十六年十月六日に静岡県静岡市清水区興津東町において発生した斜面崩壊の箇所においては、これまでに地滑りに特有の地形及び痕跡が確認されていないことから、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定による地すべり防止区域の指定を行っていないところである。また、当該斜面崩壊は、大雨に起因する表層崩壊であり、地滑りではないと考えられることから、当該指定の基準の見直しは検討していない。

静岡県静岡市清水区由比西倉澤・興津井上町においては、地滑りに特有の地形及び痕跡が確認され、同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を実施する必要性が認められたことから、平成十七年に同法第三条第一項の規定による「静岡県西倉沢地すべり防止区域」の指定を行っており、当該区域内においては、今後とも引き続き地滑りの監視及び観測を行うとともに、地下水を排除する排水トンネル工事の実施等を推進し、地域の安全を確保してまいりたい。

四について

御指摘の「土石流危険渓流」及び「急傾斜地崩壊危険箇所」に係る「指定要件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、砂防指定地(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地をいう。)については、「砂防指定地指定要綱について」(平成元年

九月十二日付け建設省河砂発第五十八号建設省河川局長通達により「公共施設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域」等について同条の規定による指定を行うものとされておおり、この「公共施設」には鉄道及び道路が含まれることから、これらを土石流等から保全すべき区域について同条の規定による指定を行うことは可能である。

また、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域をいう。)については、「急傾斜地崩壊危険区域の指定について」(昭和四十四年八月二十五日付け建設省河砂発第五十四号建設省河川局長通達)により「急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が五戸以上あるもの、又は五戸未満であつても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの」等について同項の規定による指定を行うものとされているが、鉄道及び道路の区域については、それぞれの管理者において安全対策等を実施することとなるため、鉄道及び道路の存在を、同項の規定による指定の要件とすることは検討していない。

川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

川田 龍平

川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問主意書

本年九月十二日の原子力防災会議において、安倍総理は、九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原発」という。)の避難計画について具体的かつ合理的であることを「確認」、「了承」と発言しているが、その内容は実現性が乏しく、国が責任を負う体制になっていない。具体的には以下の点を指摘できる。

① 十月十五日、内閣府原子力防災担当室は私に対し、川内原発から十キロメートルから三十キロメートル圏の病院や社会福祉施設二百二十七か所(以下「二百七十七機関及び施設」という。)については、個別の避難計画は不要と説明した。

② 八月七日の衆議院原子力問題調査特別委員会において、内閣府大臣官房原子力災害対策担当室長は、十キロメートル以遠について「二対多あるいは一対一の対応の計画をつくったところで、現実問題としてそれはワークスライズしない」、「事前には一対一対応はしない」と答弁している。

③ 「週刊金曜日」の八月二十九日号によれば、八月二十一日に行われた市民団体との席上で原子力規制庁は、「避難先や移動手段が決まっていなくても、事故が起きた時に調整する仕組み(調整委員会など)さえ決まっていれば可」と答えたとのことである。

④ 鹿児島県保健福祉部長が昨年九月十三日に発出した「県地域防災計画原子力災害対策編に基づく医療機関等の避難計画について(通知)」(以下「鹿児島県通知」という。)では、「三十キロメートル圏内の(中略)医療機関や社会福祉施設(中略)は、避難計画を作成すること

と」記載されている。

⑤ 鹿児島県いちき串木野市の避難計画においても「施設入所者については、安全な地域の施設への移動入所対応を前提とし、各施設管理者が定める避難計画に基づき対応する」とあり、これまでの国の説明とは明らかに矛盾している。

右の点を踏まえて、再稼働は認められないとの観点から、以下質問する。

一 内閣府原子力防災担当室は、十月十五日に、私が示すまで、鹿児島県通知を見たことがなかったと弁解しているが、それは事実か。

二 前記一に関して、内閣府原子力防災担当室は、前文⑤のいちき串木野市の避難計画も十月十五日まで見たことがなかったのか。

三 十月十六日、鹿児島県に対し、鹿児島県通知について確認した内閣府原子力防災担当室は、前日までの発言を翻し、当該機関・施設は個別の避難計画は作るが、避難先は定めないなどと私に説明したが、結局、川内原発三十キロメートル圏の医療機関、社会福祉施設は、個別の避難計画を策定する必要があるのか、ないのか。

四 前文②の答弁にあるように、十キロメートル圏内の個別施設の避難計画と異なり、十キロメートル以遠については一対一の対応をしない、つまり避難先や移動手段を定めなくても、それを二〇一三年十月の国の指針「共通課題についての対応方針」(以下「対応方針」という。)で言うところの「入院患者・入所者の避難に関する計画」と言えるのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 二百二十七機関及び施設の管理者は、九月十二日の原子力防災会議当日はもちろん、本日以来的まで、個別の避難計画を作成することに

ついで、国からも県からも市からも具体的な支援を受けていないとのことだが、事実か。

六、そもそも鹿児島県通知は、対応方針に基づいた真つ当な内容であり、個別の避難計画は本来必要である。鹿児島県通知において県や市が二百二十七機関及び施設に個別の避難計画を作成するとしていることも知らずに、原子力防災会議が川内原発の避難計画を「確認」、「了承」した事実は、自治体や施設、さらには地域住民、施設入所の弱者を軽視していることにはかならないのではないかと、政府の見解を明らかにされた。

七、安倍総理の言う「確認」や「了承」は形だけであり、国は川内原発の避難計画に責任を持つどころか、支援さえできていないとの批判を甘受せざるをえないと考えるが、いかがか。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「鹿児島県通知」については、平成二十六年十月十五日の時点で承知していません。

二について

お尋ねの「いちき串木野市の避難計画」について

では、平成二十六年十月十五日の時点で承知していた。

三から五までについて

鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編においては、原子力発電所からおおむね三十キロメートル圏内の医療機関及び社会福祉施設の管理者は、鹿児島県、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難経路、避難誘導責任者、誘導方法、患者又は入所者の移送に必要な資機材の確保等についての避難計画を作成することとしている。

これらの避難計画の作成への支援として、鹿児島県は、おおむね三十キロメートルから三十キロメートル圏内の医療機関の入院患者及び社会福祉施設の入所者について、緊急時に避難受入先を調整するための仕組みを構築することとしている。

また、「共通課題についての対応方針（平成二十五年十月九日原子力防災会議連絡会議コメンター会議決定）においては、「入院患者・入所者の受入れに十分な避難先施設をあらかじめ決めておくとともに、避難により健康リスクが高まらないと施設長又は施設管理責任者が判断する入院患者・入所者を、原則として重点区域外の同等の施設に避難させる体制を整備することが望ましい」としており、鹿児島県が構築する緊急時に避難受入先を調整するための仕組みを前提として作成される避難計画は、これを満たすことになると考える。

六及び七について

御指摘の「二百二十七機関及び施設」については、関係府省庁、鹿児島県及び関係市町が参加したワーキングチームで作成した「川内地域の緊急時対応全体版」において、「鹿児島県の調整により、避難先を確保することとされている。また、政府としては、今後も川内地域の避難計画を含む地域防災計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、同計画の改善強化に継続して取り組んでいくことから、「自治体や施設、さらには地域住民、施設入所の弱者を軽視している」及び「国は川内原発の避難計画に責任を持つどころか、支援さえできていない」との御指摘は当たらないと考える。

政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問主意書

政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問主意書

政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈は、防衛省・自衛隊のホームページに示されるように、「日本国憲法は、第九条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いています。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではありません。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められる」である。

右の点を踏まえて、以下質問する。

一 政府は日本が「主権国家としての固有の自衛権」を保持していると解釈しているが、放棄することのできない固有の権利があるとすれば、憲法上の通説でもある、個人の権利に関するもののみであると思われる。日本国憲法の崇高な目的は、自然法思想を淵源として、全ての国民の基本的権利を保障することである。これを担保するために統治機構に関する規定も設けられていると見るべきである。

学説上も、国家の権利、義務は国際法上の問題として位置付けられており、他国との協定、協議の中で確認されるべきもので、必ずしも固有のものではない。主権の不可侵は国際法における慣習で認められているものの、自衛権の内容については各国に差異があり、必ずしも固有であるとは言い切れない。これについては、憲法学者の東京大学名誉教授の樋口陽一氏などが政府見解について繰り返し批判している。

政府はどのような根拠に基づいて「主権国家としての固有の自衛権」があると主張するのか。また、その内容について、政府の見解を示されたい。

二 外敵の攻撃から我が国の国民の生命、財産を守ることは政府の責務であると考え、それが日本国憲法の規定にかかわらず、日本が固有の自衛権を保持していることを必ずしも根拠付けられるものではない。現行の日本国憲法が条文中に自衛権に関する規定を持たないのは、学説や通説がいうように、憲法制定当時、自衛権の行使を含めて武力の行使を放棄したからと考えるべきである。

他方、政府の責務として、外敵の攻撃から国民の生命、財産を守るべきであることは否定しないが、この行為は、「主権国家としての固有の自衛権」に由来するのではなく、自衛隊法第

七十六条という「防衛出動」で定義されるように、法の定めるところにより内閣総理大臣が自衛隊に防衛出動を命じ、国会の承認を得ることで、国民を代表する国権の最高機関である国会が政府に対して自衛権の行使の権限を授權していると思われるが、政府の見解を示されたい。固有の自衛権という根拠付けではなく、国民主権の見地に立ち、国民の総意に由来し、国民の代表機関である国会の意思として、政府に対して自衛権の行使の権限を授權していると思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出政府の憲法と自衛権の關係の公定解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出政府の憲法と自衛権の關係の公定解釈に関する質問に対する答弁書

一及び二について

憲法第九条はその文面からすると、国際關係における「武力の行使を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第十三条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第九条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じていると

は到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

憲法上、自衛のための「武力の行使」が許容されるのは、以上の基本的な論理によるものである。御指摘の自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)を始めとする我が国の自衛権の行使に関する法律の規定は、憲法上許容される「武力の行使」について必要な事項を定めているものと考えている。

我が国の災害外交に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

我が国の災害外交に関する質問主意書

ある国で大規模な自然災害が発生した場合、他国政府による支援が欠かせない。様々な国の政府が機会あるごとに人道目的と国家戦略を関連付けて、支援の規模、迅速さを決定し、人道支援を行っている。

我が国の国際緊急援助には、①国際緊急援助隊の派遣、②緊急援助物資の供与、③緊急無償資金協力があり、災害規模や被災国等からの要請内容に基づいて、いずれか、又は複数を組み合わせた人道支援を行っている。国際緊急援助隊の派遣や

緊急援助物資の供与の対象は、自然災害(洪水、サイクロン、台風、地震、火山噴火、感染症等)及び人為的災害(石油・ガスタンクの爆発、火事等)であり、緊急無償資金援助については、自然災害や人為的災害に加え、紛争起因災害も対象としている。

大規模な自然災害への国際的な人道支援で、支援を機に關係が改善されたものとしてギリシャとトルコの事例がある。一九九九年八月、トルコでイズミット地震が発生し、一万七千人以上が死亡したが、隣国であるギリシャは速やかに救援隊や大量の支援物資を送り、アテネでは市民らが献血運動に取り組んだ。トルコでの地震の約一か月後、今度はアテネ一帯で地震が発生したが、この際、トルコの救援隊が速やかに援助活動を行った。

ギリシャは十五世紀から四百年近くオスマン帝国の支配下にあった。一八三〇年にギリシャがオスマン帝国から独立するが、その後も両国は戦争を繰り返した。しかし、この地震災害への互いの援助・支援を機に、二〇〇〇年にはギリシャの外相が約四十年ぶりにトルコを公式訪問し、両国の關係改善が進んだ。二〇一〇年のギリシャの財政危機においては、トルコの首相がアテネに大規模な経済使節団を率いて支援を表明した。

また、二〇一一年の東日本大震災における米軍の「トモダチ作戦」は我が国民の記憶に新しいものであり、このような災害外交は緊張關係にある国際關係を緩和するためのソフトパワー外交の有力な手段といえる。日本政府や救援活動を受けた被災地住民は米国政府に深く感謝していることは疑いのない事実である。

このような観点から、以下質問する。
一 過去十年間の我が国の国際緊急援助の実例に

ついて、前文の①から③の内容を具体的に示されたい。

二 過去十年間の我が国の国際的自然災害に対する人道支援の実例について、具体的に示されたい。

三 過去三十年間に中国や韓国で発生した地震災害について、政府や政府の支援を受けたNGOが国際緊急援助隊の派遣や緊急援助物資の供与を行った事例はあるか、具体的に示されたい。

四 二〇一一年五月の第四回日中韓サミットの成果として発出された三つの付属文書のうち「防災協力」(以下「本防災協力」という。)で「三か国のうちいずれかの国で発生したものであっても、その災害は、自国で発生した災害に等しい心痛を伴うとの認識を共有すると共に、災害予防、災害対処能力の強化や災害発生時の支援体制の強化に向けて最大限協力するとの意思」が確認されているが、現在、本防災協力はどのような形で具体化されているのか、日本政府の取組を示されたい。

五 本防災協力で確認された「災害の被害を最小限にするため、我々は情報交換を通じて災害リスクの軽減を強化する」を達成するために、常設の連絡会議を設置し、今後の災害予防や災害救援において活用すべきだと思ふが、政府の取組を示されたい。

六 中国と朝鮮民主主義人民共和国の国境にある白頭山で噴火の予兆とされる群発地震が頻繁に起こっている事実が研究者などにより報告されているが、政府は關係国と協議して噴火予知及び災害対策の連絡会議などを設置すべきではないか、またこのような自然災害にこそ本防災協力が活用されるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七 トルコとギリシャの事例を引くまでもなく、災害外交により、政府は通常とは異なる手段を用いて近隣国との友好関係を深めることができる。いわゆるソフトパワー外交の一つである。このような自然災害に関わるソフトパワー外交を積極的に進めるべきだと思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出我が国の災害外交に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出我が国の災害外交に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「国際的自然災害に対する人道支援」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十六年度から平成二十五年度までの過去十年間における国際緊急援助の内容については、自然災害に対するものを含め、外務省のホームページに掲載されている。

三について

お尋ねについては、例えば、平成二十年五月十二日に発生した中国西部の四川省を震源とする大規模な地震に際して、政府として、国際緊急援助隊を被災地域に派遣し、また、独立行政法人国際協力機構が約六千万円相当の緊急援助物資の供与を実施し、さらに、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム加盟の非政府組織が、政府資金により約一億千二百万円相当の物資配布を実施した事例がある。

四について

お尋ねについては、平成二十三年五月二十二日に開催された日中韓サミットにおいて種々の災害のパターンを想定した机上演習の実施を検討することで中国及び韓国と一致したことを受けて、平成二十五年三月十四日にソウルにおいて開催された第一回日中韓三国防災机上演習に参加し、平成二十六年三月六日に東京において第二回日中韓三国防災机上演習を開催した。

五及び六について

お尋ねの「常設の連絡会議」や「噴火予知及び災害対策の連絡会議」を現時点で設置する予定はないが、政府としては、今後とも様々な機会を活用し、日中韓における防災対策に関する取組を進めていく考えである。

七について

外国において大規模な自然災害が発生した際に支援を行うことは、人道上の観点のみならず、二国間関係の強化、国際社会における我が国の地位の向上といった外交上の観点からも意義が高いと認識しており、政府としては、引き続き、大規模な自然災害の際には、必要な支援を積極的かつ効果的に行っていく考えである。

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問主意書

先般提出した「朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問主意書」(第百八十七回国会質問第一八号)(以下「質問主意書」という。)に対する答弁書(内閣参質一八七第一八号)を受けて、以下再度質問する。

一 質問主意書の質問一及び二に対し、答弁書では「政府として、個々の報道について答弁することは差し控えたいが、国際社会において、客観的事実に基づく正しい歴史認識が形成され、日本の基本的立場や取組に対して正当な評価を受けるべく、これまで以上に対外発信を強化していく」としており、本年十月十五日の衆議院内閣委員会における菅官房長官の発言でも、国際広報予算の拡充を図る旨表明しているが、慰安婦像が国外で次々と設置されている動きに対して、政府は具体的にどのような対策を検討しているのか示されたい。

二 質問主意書の質問二で「表現の自由によつて誤報や虚報が放置され、国民の尊厳を傷つけるような状況が生じた場合、どのような形で現状回復し、国民への損害を償うべきだと考えるか」と質した問いへの答えに該当する部分が答弁書からは見つけられない。今回の慰安婦記事問題のように今後、誤報や虚報が明確であるにもかかわらず、「表現の自由」、「報道の自由」によつて報道・証言内容が放置され、国民の尊厳を傷つける事実誤認が国際社会に拡散し続ける事態が生じた場合に、どのような形で現状回復を図るべきと考えるか、政府の見解を示されたい。

三 質問主意書の質問三に対し、答弁書では「河野談話」見直しを否定しているが、同談話では

「官憲等が直接これに加担したこともあった」、「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」としている。これが、国際社会では日本政府が強制連行を認めた根拠とされている。同談話の継承は、答弁書の質問一及び二における「正しい歴史認識が形成され、日本の基本的立場や取組に対して正当な評価を受けるべく、これまで以上に対外発信を強化していく」とは明らかに矛盾する対応であり、全国の地方議会でも新談話を求める意見書が次々と採択されている。河野談話に明記されている強制性の誤解を断たない限り、国際広報活動の拡充も意味を為さないと考えられるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、政府としては、諸外国の政府等の関係者に対し、適切な働きかけ等を行っていく。

二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年十月十四日内閣参質一八七第一八号。以下「前回答弁書」という。)一及び二についてお答えしたとおりである。

三について

慰安婦問題に関する政府の認識は、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）の1から3までについてお答えしたものと同じであり、平成五年八月四日の内閣官房長官談話についての政府の見解は、前回答弁書三についてお答えしたとおりである。

急拡大するエボラ出血熱に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十月二十日

浜田 和幸

参議院議長 山崎 正昭殿

急拡大するエボラ出血熱に関する質問主意書

急拡大するエボラ出血熱に関し、以下質問する。

一 本年十月十六日付け毎日新聞の記事によると、日本では感染が疑われる患者が見つかったもバイオセーフティレベル（以下「BSL」という）が最高レベルのBSL-4であるエボラウイルスの診断を行えるのは、国立感染症研究所村山庁舎（東京都武蔵村山市）と理化学研究所バイオリソースセンター（茨城県つくば市）の二施設だが、いずれも地元住民の同意が得られないなどの理由から、ウイルスを抽出したり、培養したりすることは許可されておらず、確実に感染しているとの判断や研究が難しいというが、事実か。事実であれば、抽出や培養を可能とするために早急な体制整備が必要と思われる

が、政府の見解を示されたい。

二 厚生労働省はホームページ「エボラ出血熱に関するQ&A」の中で、「エボラ出血熱は、咳やくしゃみを介してヒトからヒトに感染するインフルエンザ等の疾患とは異なり、簡単にヒトからヒトに伝播する病気ではありません」と説明している。病原体の感染力が強い順に空気感染（飛沫核感染）、飛沫感染、接触感染と大別すれば、インフルエンザは通常、飛沫感染であり、エボラ出血熱もインフルエンザ等と同様に飛沫感染するという指摘がある。

咳やくしゃみ、あるいは嘔吐物などが飛沫となつて周辺に感染する可能性はあるのか。あるとすれば、Q&Aの表現を換えるなどして注意喚起を強めた方がいいと思われるが、政府の見解を示されたい。

三 富山化学工業株式会社が開発した抗インフルエンザ薬「アピガン錠（一般名ファビピラビル）」を投与されたフランス人女性看護師が治癒し退院したとフランス政府が発表した。同薬は、「大量生産できる」、「副作用への懸念が小さい」、「錠剤のため服用しやすい」などから国内外で注目を浴びており、厚生労働省は、国内で感染者が確認された際に投与を認める方針を固めたという報道があるが事実か。また現在、二万人分以上の在庫があるというが、国内外で提供要請が急増した場合、生産・供給ペースを最大限の程度高めることが可能と試算しているか。

右質問する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出急拡大するエボラ出血熱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出急拡大するエボラ出血熱に関する質問に対する答弁書

一 国内でエボラ出血熱に感染した疑いのある患者（以下「疑い患者」という。）が発生した場合、国立感染症研究所村山庁舎において、疑い患者から採取された血液等の検体の検査を実施すること、お尋ねの確実に感染しているとの判断を行うことが可能である。

一方、患者の検体から分離されたエボラウイルスを取り扱う試験研究については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第五十六条の三第三項第一号に規定する厚生労働大臣が指定する施設（以下「二種病原体等取扱施設」という。）においてのみ行うことが可能であるところ、御指摘の国立感染症研究所村山庁舎及び独立行政法人理化学研究所バイオリソースセンターは、一種病原体等取扱施設としては指定されていないため、当該試験研究を行うことはできない。

一種病原体等取扱施設における試験研究は、ウイルスの特性に応じた対策を行う上で極めて重要であることから、国立感染症研究所村山庁舎については、地元関係者の理解を得て早期に一種病原体等取扱施設として指定ができるよう、尽力してまいりたい。

二について

エボラ出血熱については、感染した人のウイルスを含む体液等に直接接触することにより感染する疾病であり、米国疾病対策予防センター

等の知見によれば、御指摘の吐物が飛沫状になつて感染する可能性は否定できないものの、インフルエンザのように飛沫により容易に感染するものではないとされており、引き続き、適切に情報提供を行つてまいりたい。

三について

お尋ねの医薬品については、催奇形性等の副作用が懸念されており、かつ、エボラ出血熱の治療薬としては、薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）第十四条第一項の規定に基づく製造販売の承認を受けていない。万が一、国内でエボラ出血熱の患者が発生した場合には、本剤を医師の判断により緊急に使用することも考えられるが、厚生労働省としては、その使用について、専門家による検討を踏まえ、助言を行うこととしている。

また、富山化学工業株式会社では、平成二十六年十月二十日時点で、約二万人分のアピガン錠及び約三十万人分の原薬を保有しており、今後更なる使用に備えて追加生産を行う予定であると承知しているが、お尋ねの生産・供給ペースを最大限の程度高めることが可能かについては、承知していない。

米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十日

徳永 エリ
参議院議長 山崎 正昭殿

米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問主意書

TPP協定交渉が各国政府となされている。そのなか主要な交渉相手国である米国政府とは、様々な協議が行われていると承知している。

しかし、米国内の事情をみると、そもそも外交交渉の権限は、米国議会に委ねられており、これまでも米国政府は、外交交渉を円滑に進めるため、外交権限を一時的に行政府に委任するTPA(貿易促進権限、Trade Promotion Authority)の取得に努めてきた。

そのような中で今回のTPP交渉に際して提出されたTPA法(通商優先事項法、Trade Priority Act)案の特性は、言わば議会の政府に対するTPP協定への注文書とも呼べるものであるが、米政府としては、当然その実現に全力を挙げて取り組んでくると思われる。しかし、その内容は、我が国にとって問題となる条項が多く散見され、交渉の結果、TPP協定に反映された場合には、我が国への影響が看過できないほど重大なものになると推測される。

右を踏まえ、以下質問する。

一 今次のTPA法案中には「通貨操作禁止条項の義務化が含まれている」と仄聞するが、政府がその事実を把握しているのか明らかにされない。また、同法案で指摘する通貨操作とはどのようなものを指し、日本銀行等が、これまで実施してきた外国為替に関する諸施策等が、米政府あるいは議会から通貨操作と指摘される懸念はないのか、政府の見解を明らかにされない。

二 米国議会は、特定国との貿易バランスが米国にとって不利となっている場合に、通貨操作により輸出競争力をつけたものと同議会が判断すれば、TPPが与える当該国への有利な待遇を停止することを明文化した条項を作成するように要求していると聞いている。我が国との一連の交渉の中でこのような事項が提起された事実があるか、明らかにされない。

三 米国のWTO協定における対応と同様に、TPP協定の受入れについては、米国の国内法・制度に抵触しないよう求められ、米国内の州に依らなければTPP協定参加国は、それぞれの州におけるTPP参加の利益を享受することができないと聞く。我が国が同協定への参加により、全ての義務の履行を求められることに比べれば、著しく均衡を欠くことは明らかである。そこで、このような米国の要求が、これまでの交渉において我が国に対し提起されたか否か明らかにされたい。また、これまで交渉で取り上げられたことがなくとも、このような米国議会の要求が、米政府になされたか否か、政府の承知するところを明らかにされたい。

四 前記三の「米国の国内法・制度に抵触しない」に関して、フロマン米通商代表部(USTR)代表が「TPPによって、バイ・アメリカン条項が影響を受けることはない」との趣旨を米国議会に対し言明したとの報道を承知している。「バイ・アメリカン条項」とは、米国内市場の制限を強化するものとして、これまでもWTO等で問題となったものだが、「米国の国内法・制度に抵触しない」との要求は、我が国がTPP協定交渉参加を決断する上で重要なメリットと説明

された米国内市場の開放が、実現できないことを意味するものと考えられる。このように交渉開始以前に想定されたTPP協定実現による利益が、全く達成できない状況に至った場合には、交渉からの撤退も含めた断固たる対応をとる考えはあるのか、政府の見解を明らかにされない。

五 オークランド大学法学部のケルシー教授(Prof. Jane Kelsey)は、米国議会がTPPに「承認(Certification)」条項を求めていると指摘している。いわゆる「Certification」は、米国が結んだこれまでのFTAでも散見されるが、FTA相手国の立法に際し、事前に米国内法に抵触しないかを確認する行為であり、特に米国の影響があると懸念されるものについては、司法長官の「Certification」を必要とするものであると承知している。その際、司法長官の承認が得られなければ当該国の法律を修正する必要があると聞くが、これが実現されれば我が国立法権の重大な侵害であると考えられる。かかる懸念に基づき、これまでの米国との協議においてこのような条項が提起されたか否か明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員徳永エリ君提出米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問に対する答弁書

一について

本年一月に米国議会に提出されたお尋ねの「TPA法案」には、為替に関する規定があると承知しているが、他国の議会に提出された法案の解釈について政府としてコメントすることは差し控えたい。

二及び五について

米政府との交渉の具体的な内容についてコメントすることは差し控えるが、政府としては、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているところである。

三について

交渉において我が国に対し米国から要求が提起されたか否かについては、米政府との交渉の具体的な内容に関するところであり、コメントすることは差し控えたい。また、米国議会の要求が米政府になされたか否かについては、お尋ねの「米国の国内法・制度に抵触しない」との要求が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

御指摘の「TPP協定実現による利益が、全く達成できない状況に至った場合」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているところである。

〔参照〕
十月二十八日議長において、左のとおり議席を
変更した。

- | | |
|----|---------|
| 四〇 | 衛藤 晟一君 |
| 四一 | 藤井 基之君 |
| 五〇 | 宮沢 洋一君 |
| 七六 | 牧野たかお君 |
| 八三 | 石井 準一君 |
| 八五 | 北川イツセイ君 |
| 八六 | 小泉 昭男君 |
| 八七 | 二之湯 智君 |
| 九〇 | 愛知 治郎君 |

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 二 東京都港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 二一三六円 （本 体） 二二〇四円